



<http://www.pa-kai.net/>

第 **31** 号

平成24年10月

# 目次

---

## ご挨拶

1) P A会幹事長挨拶	本 多 敬 子	2
2) 日本弁理士会副会長挨拶	神 林 恵美子	3
3) 日本弁理士会常議員挨拶	本 多 一 郎	5
4) 日本弁理士クラブ副幹事長挨拶	中 野 圭 二	6
5) P A会協議委員長挨拶	福 田 伸 一	7

## 弁理士会役員等立候補予定者からのご挨拶

1) 副会長立候補挨拶	高 梨 範 夫	8
2) 常議員立候補挨拶	橋 本 千賀子	10
3) 常議員立候補挨拶	坂 野 博 行	11
4) 常議員立候補挨拶	坂 本 智 弘	12

## 実務系委員会の活動状況

1) 特許委員会	中 尾 直 樹	13
2) 意匠委員会	櫻 木 信 義	14
3) 商標第1委員会	加 藤 ちあき	15
4) 商標第2委員会	永 岡 愛	17
5) ソフトウェア委員会	鶴 谷 裕 二	19
6) バイオ・ライフサイエンス委員会	小 合 宗 一	20
7) 著作権委員会	平 木 康 男	21
8) 不正競争防止法委員会	河 合 千 明	23

## 特集

座談会：最近の登録者が会派に期待するもの	25
----------------------	----

## 幹事会作業部会の会務報告

1) 政策部会	萩 原 康 司	33
2) 庶務Ⅰ部会	吉 田 みさ子	33
3) 庶務Ⅱ部会	齋 藤 令 佳	34
4) 庶務Ⅲ部会	林 篤 史	34
5) 会計部会	穂 坂 道 子	35
6) 人事部会	中 野 圭 二	36
7) 企画部会	坂 野 博 行	37

8) 研修部会	小野 暁子	38
9) 組織部会	坂本 智弘	39
10) 中部部会	石原 啓策	39
11) 会報部会	渡邊 伸一	40

## 行事報告

1) 祝賀会報告	坂野 博行	41
2) 研修会報告	小野 暁子	42

## 同好会活動報告

1) ゴルフ同好会	越智 隆夫	45
2) 麻雀同好会	杉本文一	46
3) テニス同好会	平山 洲光	47
4) スキー同好会	鈴木 大介	48
5) ボウリング同好会	鈴木 利之	49
6) アウトドア同好会	穂坂 道子	50
7) 囲碁同好会	渡邊 伸一	52
8) 野球同好会	中野 圭二	53

新会員の紹介		54
--------	--	----

P A 会運営資金にご寄付いただいている先生方		61
-------------------------	--	----

叙勲・褒章受章者（昭和37年以降）		63
-------------------	--	----

P A 会関係歴代弁理士会理事（大正5年－昭和30年）		65
-----------------------------	--	----

P A 会関係歴代幹事長・弁理士会理事（昭和31年以降）		66
------------------------------	--	----

P A 会会員歴代常議員（大正11年以降）		69
-----------------------	--	----

特許庁関係各種委員（昭和31年以降）		73
--------------------	--	----

P A 会会則・P A 会慶弔規定		80
-------------------	--	----

P A 会入会申込書・住所変更届		82
------------------	--	----



## P A会幹事長挨拶

本 多 敬 子

平成24年2月1日をもちまして本年度のP A会幹事長に就任致しました本多敬子でございます。

御承知のとおり、P A会は会員相互の親睦及び福利の増進を図ると共に日本弁理士会の円滑なる活動に寄与し弁理士業務の進歩拡充を図ることを目的として大正11年に発足された団体です。今年、創立90年の記念の年を迎えました。P A会は、長年に亘って日本弁理士会の役員・委員を多数輩出し、日本弁理士会の会務に対して多くの貢献をし続けております。本年度も日本弁理士会副会長を初めとする日本弁理士会役員及び委員会・付属機関の委員として、多くの会員にご活躍いただいております。そして、今春の叙勲においては、長年P A会を牽引し続けてくださっている先生方の中から、谷義一先生、一色健輔先生がご受章されましたことは、私共P A会会員にとりまして誇りでもあり、大きな喜びでもありました。

私は、弁理士登録してすぐにP A会に入会させていただきました。P A会では、部会員から作業幹事などを経験させて頂いたほか、スキー同好会や旅行会に参加させて頂いておりました。また、初めてゴルフコースデビューをさせて頂いたのもP A会のゴルフ同好会でした。そのような活動を通じて、経験豊かな諸先輩方と親しくお話をさせて頂きたく機会を得られましたことが、その後の私の弁理士として、人として、とても豊かな経験となっております。その後仕事と育児に追われる毎日となり、P A会の活動になかなか参加できない時期がございました。その間もメーリングリストなどで若手の会員の先生方が次々に出てきてくださってP A会を支えてくださっている様子を拝見させて頂いておりましたが、このような中、昨年12月に突然幹事長を、というお話を頂きました。そのお話を頂いた際は、驚くと共に大変戸惑いました。しかしながら、ここまで弁理士として私を育てて頂きましたP A会の為に微力ながらも少しでもお役にたてれば、と思い、幹事会に長年かかわっていらっしゃる会員の先生方のご協力

をお願いしながらお引き受けさせて頂きました。

気がつけば幹事長の任期も3分の2が過ぎようとしております。ここまで務めて参れましたのも、諸先輩方から折にふれてご助言・激励を賜り、同世代の方々から忌憚のないアドバイスを頂き、作業幹事・部会員の方々がお仕事の合間をぬってご努力頂き、などなど、会員の皆様からのさまざまなご協力をいただいていたことと、この場をお借りいたしまして深く御礼申し上げます。

本年度P A会では、ホームページを刷新いたしました。ホームページをお訪ね頂きますと、内外の講師の先生方をお招きした研修のご案内や、さまざまな同好会の紹介・活動の予定などを見て頂くことができ、P A会をより理解していただけるものと思いますので、どうぞ一度のぞいてみて、ご興味のある活動にご参加いただければ嬉しいです。

幹事長をお引き受けさせていただきまして以降、会員の皆様、合格したばかりの先生方、企業に勤務していらっしゃる先生方、さらには、他会派の先生方とも交流させて頂き、会のあり方、弁理士の現状・将来などについて情報交換をさせて頂いております。皆様のご意見を反映させて頂き、皆様のご協力のもと、少しずつでもよりよい会にして参りたいと存じますので、今後ともご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。





日本弁理士会副会長挨拶

## 会務のご報告

日本弁理士会副会長 神 林 恵美子

### 1. はじめに

本年4月1日より、平成24年度日本弁理士会副会長に就任しました。早いもので、既に4か月半が経過しています。

その間、本多敬子幹事長には、PA会務のみならず、商標委員会で一方ならぬお世話になっています。また、執行理事の岡部譲先生には、自分にとって未知の分野であった国際活動センターについて支えていただいております。無論、他の多くのPA会の先生方にもご支援とご協力を賜り、お陰様で何とかここまで無事に務めてこれました。

私が担当する委員会等は、国際活動センター、商標委員会、不正競争防止法委員会、選挙管理委員会となっています。パテント誌等でも、これらの委員会等については活動を紹介することになりますので、ここでは、これまでの流れをかいつまんでご紹介いたします。

### 2. 次年度会務検討委員会その他

昨年11月から次年度会務検討委員会という名称の委員会がスタートしました。メンバーは次年度正副会長等であり、この委員会で、次年度の活動準備を行いました。と、恰好の良さそうなことを言っても、実際には、次年度会務検討委員会のスタート時は、まったく何をやらたらいいかわからず、事務局が立てたスケジュールに則り、現役副会長や、センター長等の講義を黙って聞くばかりでした。次年度の事業計画案、予算案等を見ても、最初は数字の見方がわからず、質問するばかりでした。

並行して担当決めを行っていましたが、降って湧いたように、産業構造審議会商標制度小委員会の委員の話が飛び込んできました。自分にとってかなり荷が重い話ではありましたが、次年度正副会長の中で唯一の商標専門家としては、断る選択肢などあるはずもなく、商標委員会担当を条件として、受けざるを得ませんでした。

1月からは、次年度人事検討委員会もスタート

し、委員会等の委員の人選を横目に、各担当委員会に出す諮問事項等を各委員長候補と打ち合わせし、スタートの準備を行いました。

### 3. 本年度会務スタート

最初の1週間は、執行役員会の立ち上げと、特許庁、AIPPI、日本知的財産協会などの関係諸団体への挨拶回りに終始しました。毎日、次はどこへ行くのか、ひたすらついていっただけでした。

その翌週には、委員会の立ち上げが始まり、更にその翌週は、AIPPLAセミナー、休む間もなく定期総会の準備、5月の連休には日本弁理士会を代表してINTAの年次大会参加のためにワシントンDCに飛びました。

今年の定期総会から、インターネットによる委任状の受付が可能となりましたので、昨年までと異なり、委任状の必要数はあっという間に集まり、総会成立のための委任状集めの苦労をせずに済みました。この制度を作った先輩方に感謝します。

6月に入ると支部回りが始まり、近畿支部と東海支部は原則正副会長全員、その他の支部については、副会長同士で相談して2～3名程度は出席できるように役割分担が決まりました。

今年は弁理士の日である7月1日が日曜日にあたっていたため、前倒しして6月29日に弁理士の日祝賀会が開催されました。祝賀会だけではつまらないという会長の鶴の一声で、アジア各国の弁理士会の会長クラスをお招きして、午前中はClosed Meeting、午後はオープンセミナーが開かれました。なかなか、各国の弁理士会の会長クラスが一同に会する機会はありませんので、わざわざ来日して下さった各国の弁理士会会長クラスの皆様方も、素晴らしい機会だ、と喜んでくださいました。

7月下旬には支部サミットが開催され、各支部の支部長及び副支部長が集まり、各支部からの要望や問題点等がディスカッションされました。

8月に入り、漸く少し一息できている状態で、この原稿を書いています。

#### 4. 産業構造審議会商標制度小委員会

2月に最初の小委員会の会合が特許庁で開催されましたが、まず、入り口で驚かされました。普段であれば、名前などを紙に記入して身分証明書を提示しての入館ですが、この小委員会の委員については、そうした手続きは不要であり、ゲートで名前を告げると、委員専用エレベーターに案内されました。

委員会での座席は、どういうわけか、いつも私の席は特許庁長官と委員長の正面となっています。初めての委員会の時には、他のそうそうたるメンバーに圧倒されましたが、日本弁理士会を代表してここに出席している以上、何も発言しないで帰るわけにはいきません。何とか何度か発言しましたが、自分でも発言中に声が震えているのが分かる有様でした。

現在この委員会では、いわゆる新しいタイプの商標の導入が検討されています。委員会の前には、毎回、事前レクチャーが行われ、委員会本番とは異なるざっくりばらんな雰囲気、次回委員会の議事が説明されます。この機を利用して、とりあえず言いたいこと、これも改正してほしい、あの点

も検討してほしい、等と特許庁とジャブを交わすことになります。

2月開催の委員会後は、4月、5月、6月と毎月開催されてきましたが、とりあえず7月及び9月は夏休みということで、次の開催は9月となります。といいながら、完全な夏休みではなく、7月末と8月初めと、立て続けに特許庁との意見交換会が持たれました。忙しくはありますが、自分が発言したことが、次にできる新しい制度の中に反映されるということは、誇らしいことであり、やりがいを感じています。

#### 5. 最後に

今年は、会長選挙の年に当たりますので、10月の次年度役員選挙では、確実に本格的な選挙戦が繰り広げられることが予想されます。今年の役員選挙からは、演説会が選挙規則及びガイドラインに盛り込まれましたので、演説会という初の試みがなされる可能性があります。

私の担当委員会の一つは選挙管理委員会ですので、PAの皆様が選挙違反の疑いなどかけられないよう、正々堂々と選挙運動を展開するようお願いいたします。

残りの任期を、体調を崩さず全うできるよう、引き続きご支援及びご協力をお願い申し上げます。



日本弁理士会常議員挨拶

# 常議員制度と活動報告

日本弁理士会常議員 本 多 一 郎

私は、平成24年度より常議員（1年目）を務めさせて頂いており、本年度、P A会では私以外に以下の先生方が常議員を務めております。

（2年目）

板垣忠文 先生  
金井 建 先生  
佐々木定雄 先生  
福田賢三 先生

（1年目）

岡戸昭佳 先生  
林 篤史 先生  
堀籠佳典 先生  
渡邊伸一 先生

昨年の選挙においては、応援団長を初めとして非常に多くのP A会の先生方にご協力を頂き、無事、無投票当選することができました。お忙しい中、熱心に選挙運動をして下さった先生方のご尽力の賜物と感謝するとともに心から御礼を申し上げます。

先ず、日本弁理士会規則における常議員に関する規定の概要をご紹介します。次に本年度の活動をご報告させていただきます。

## 【常議員制度について】

常議員会は、総会に先立って執行役員会（会長、副会長、執行理事）の提案を事前に審議することを主な役割としています。より具体的には、会則78条に規定されている通り、以下の事項について審議します。

- （1）総会に付する議案に関する事項
- （2）総会から委任された事項
- （3）会規の制定、改正又は廃止に関する事項
- （4）本会の予算外の支出又は予算超過支出に関する事項
- （5）経済産業省、特許庁その他の官公署に対する建議並びに諮問に対する答申に関する事項
- （6）綱紀委員会、不服審議委員会、審査委員会、紛議調停委員会、選挙管理委員会、及びコ

ンプライアンス委員会の委員の選任に関する事項

（7）本会又は会員の社会貢献に関する事項

（8）その他、会長が必要と認めた事項

常議員は、その任期が2年であり、選挙区選挙（全国7選挙区）を通じて選出されますので、いわば地方の代表と言えるかと思えます。そして、常議員の定数の半数（30名）は、毎年入れ替わることとされています。

## 【平成24年度の活動】

本年度の常議員会は、常議員60名、執行理事11名（うち、常議員との兼任が6名）、正副会長9名の合計80名で構成されています。

本年度は、これまでに2回の常議員会が開催されています。

第1回常議員会（平成23年4月11日開催）

執行理事の選任、継続研修履修状況管理委員会委員の選任、審査委員会予備委員の選任、常議員会審議委員会の設置及び委員の選任について承認されました。

第2回常議員会（平成23年5月7日開催）

定期総会の議案事項（平成23年度の事業報告及び決算、平成24年度の事業計画及び予算、会則第17号「日本弁理士会会則」の一部改正、九州支部室の移転、会設青森事務所の設置期間の延長、会令「特許出願等復興支援規則」の制定、「特許出願等援助規則」の改正、「役員選挙規則」、「役員選挙施行規則」及び「会費の免除に関する規則」の一部改正など）について、審議しました。

## 【その他】

会員数がほぼ10000人に到達した今、このような多くの会員の声を反映させるには、選挙により全国から選出された常議員を如何にうまく活用することができるかが今後の大きな課題であると考えます。

以 上



## 日本弁理士クラブ副幹事長挨拶

日本弁理士クラブ副幹事長 中野圭二

本年度日本弁理士クラブ副幹事長を務めさせていただきます。若輩者ですが、何卒、よろしくお願い申し上げます。

日本弁理士クラブは、春秋会、稲門弁理士クラブ、南甲弁理士クラブ、無名会及びP A会の5会派で構成される連合体組織であり、その会員数は優に2000名を超える最大の弁理士会派組織となっています。また、設立から60年余りという長い歴史を誇ります。

日本弁理士クラブでは、所属会派間の交流を図るべく、旅行会、ゴルフ大会、ボーリング大会、テニス大会といった様々な催し物を行っています。そして、そうした催し物を実行するのが日本弁理士クラブの幹事会です。

日本弁理士クラブの幹事会は、幹事長、5名の副幹事長、政策委員会委員長及び各会派から選出された幹事数名で構成され、ほぼ毎月幹事会を開催し、そうした行事の企画実行を行っています。また、組織運営に必要な、規約委員会、研修委員会、会報委員会、ホームページ委員会及び協議委員会などの委員会を擁しています。

日本弁理士クラブ副幹事長は、それぞれ二つ程度の委員会又は催し物を担当します。私の担当は、研修委員会、ホームページ委員会及び広報委員会（休会中）です。

研修委員会は、特定侵害訴訟代理業務試験対策として、過去問対策講座と模擬試験を開催しています。特に模擬試験は、特定侵害訴訟代理業務試験が始まった最初の年から開催していて、今年で10年目になります。

また、ホームページ委員会は、月1回以上のペースで日弁メルマガを配信して、日本弁理士クラ

ブの活動状況などをお知らせしています。P A会会員には、P A会メーリングリストを介して日弁メルマガを配信していますので、日弁メルマガへの新たな登録は不要です。

また、日本弁理士クラブは、日本弁理士クラブに所属する5会派の意見調整を行い、それに基づき日本弁理士会を人材面及び政策面でサポートする、と言う役割を担っています。日本弁理士会を支える組織として日本弁理士クラブは重要な役割を果たしているわけですが、その一方で、会派組織率の低下に伴う人材枯渇といった問題があります。日本弁理士会の会務が増え、日本弁理士クラブの役割もますます重要になっているにもかかわらず、日本弁理士会の会務への参加意欲が高くないノンポリ会員が増えていることは、危機的な状況ではないでしょうか。現状のような各会派を中心とした組織作りだけではなく、弁理士の会務参加を義務化するなどし、会務に精通した若手弁理士を育成する環境の整備が必要になってきていると感じています。

本年度の日本弁理士クラブの活動もほぼ半年を経過しましたが、P A会会員の皆様のおかげでこれまで大過なく進行できたことにつきまして重ねて御礼を申し上げます。

残り半分の任期となりましたが、選挙、総会対策等、日弁はまだ重要行事が続きます。引き続き、P A会会員の皆様の御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、昨年度のP A会幹事長在職時には、多くのP A会会員にご協力いただきましたこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。





P A会協議委員長挨拶

## 協議委員会報告

福田 伸 一

平成25年度役員定時選挙は、会長、副会長、常議員、及び監事について行われます。会長は定員1名の二年任期、副会長は定員8名の一年任期、常議員は定員60名のうち半数が交代する二年任期、監事は定員10名のうち半数が交代する二年任期となっています。

会長、副会長及び監事は全国区であるのに対して、常議員は、北海道・東北選挙区、関東選挙区、北陸選挙区、近畿選挙区、中国・四国選挙区、九州選挙区にわかれております。

平成25年度役員定時選挙に際し、P A会としましては、下記の通り、副会長1名、常議員3名の立候補者を推薦しています。

副会長候補	高梨 範夫	会員
	(登録番号	8 7 6 2)
関東常議員候補	橋本 千賀子	会員
	(登録番号	9 5 3 0)
関東常議員候補	坂野 博行	会員
	(登録番号	1 2 3 6 5)
関東常議員候補	坂本 智弘	会員
	(登録番号	1 4 4 0 4)

副会長候補である高梨範夫会員は、商標・意匠に精通され、国際会議での実績もある国際性豊かな人材です。商標法・意匠法の改正が大詰めになる平成25年度の副会長として、その知見を存分に発揮されることと確信しております。

もちろん、関東常議員候補であって、現在、日本弁理士会の産業競争力委員会の委員長である橋本会員、P A会企画部会幹事として各種イベント等の企画・実行を行っている坂野会員、P A会組織部会幹事として会派活性化に尽力して頂いている坂本会員も、日本弁理士会活動のために最適な人材であり、P A会として自信を持って推薦しております。

P A会は、多数の会員を擁する一大会派であり、すべての候補の当選が必須であります。

協議委員会としましては全候補者の当選に向かって全力で活動してまいりますので、会員の皆様におかれましては、なにとぞ、ご支援の程、よろしくお願い申し上げます。



副会長立候補挨拶

## 日本弁理士会副会長 立候補のご挨拶

高梨 範夫

このたび、P A会のご推薦により日本弁理士会の副会長に立候補させていただくことになりました。よろしくお願ひ申し上げます。

P A会とのご縁は、昭和56年弁理士登録の後、当時勤務していた浅村内外特許事務所の所長である浅村 皓先生のご紹介により入会させていただいたのが始まりです。入会后すぐ企画Ⅰ部会や企画Ⅱ部会等にて活動いたしました。今でも記憶に残っているのが叙勲・褒章受章者の祝賀会です。私が司会を担当致しました。式次第に倣い、叙勲・褒章受章者への祝辞、叙勲・褒章受章者の答辞へと進みます。祝辞は、昭和55年春に勲五等瑞宝章の榮に浴した小川 一美先生にお願いしてありました。私が「オガワ カズミ」先生の略歴を紹介し、祝辞を述べていただきました。続いて答辞へと進行したのですが、答辞を述べられた先生から、小川先生のお名前は「オガワ カズヨシ」であるとの訂正が一言付け加えられました。当時弁理士会会員名簿の氏名欄にふりがなは付されておらず、部会メンバー間で氏名確認をしたにとどまり、弁理士会事務局に照会する等のしっかりとした方法をとらなかったための失敗です。その数年後にはふりがな付の会員名簿になりました。今、会員名簿をめくると、あの出来事と共に、既に故人となられた小川先生が鷹揚に新人会員のミスを放免して下さったことを思い出します。

日本弁理士会には、P A会の推薦で数多くの委員会に参加させていただきました。特に、仕事上の専門分野である商標委員会には度々参加させていただき、平成21年度には委員長を務めさせていただきました。この他、著作権委員会・財務委員会・弁理士報酬制度委員会副委員長、意匠委員会・国際活動委員会・農林水産知財対応委員会その他の委員として活動させていただきました。

現在、弁理士試験の合格者に対する実務修習の講師として商標審査対応の演習を担当しております。この演習を通じて感じますのは、既に一定の実務能力を有している方がいる一方で、大部分の

研修生は初めて接する実務的な演習問題に戸惑っていることです。演習が幾分なりと商標実務の考え方のヒントとなれば幸いです。一回の演習で実務能力が身につくわけではありませんので、良き指導者を得て更に研鑽を積んで下さるように祈る次第です。今日、新人に対する実務修習と併せて既登録の弁理士に対する義務研修が実施されていますが、これらの研修制度は、P A会会員の谷義一先生が日本弁理士会会長の際に導入したものです。昭和56年に私が弁理士試験に合格した当時には、特許法その他4法は工業所有権法（著作権法を併せて、知的所有権法）と総称しました。その後、産業財産権法（著作権法を併せて、知的財産権法）に改称され、これらの各法律の中身も度重なる改正を経て、当時とは様変わりしました。そして、今も毎年のように改正され、また、経済社会に占めるこれらの法制度の重要度が日増しに高くなっています。このため、我々弁理士の自己研鑽は当然として、日本弁理士会による義務研修制度が今後より一層充実し弁理士全体の資質向上に多に寄与することが肝要であると考えます。

今から10年前に知的財産戦略会議構想が宣言され、知的財産戦略本部の下、多くの施策が実現されました。知的財産権法の諸改正、知的財産高等裁判所の設立、任期付審査官の大量採用による特許審査期間の大幅短縮、偽造品取引防止協定の署名、国際調和のために米国へ働きかけた米国特許法改正（先願主義）の実現等、その対象は、日本内部に向けたものばかりではなく、国際的な視野を伴っています。そして、知的財産推進計画2012には、短期・中期の実現課題として、世界的に増大している中国語や韓国語の特許文献の翻訳、世界標準の特許分類、特許法条約加盟を視野に入れた特許法改正、意匠・ヘーグ条約加入の推進や3Dデジタルデザインの保護、新しいタイプの商標や品質証明標識の保護、更に、グローバル・ネットワーク時代の下、最先端の人材育成を含む知財システムの強化、コンテンツ事業の強化といった

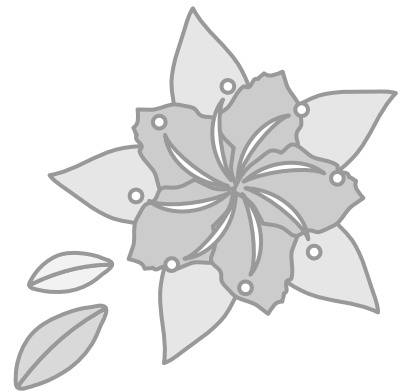
諸施策が挙げられています。我々弁理士に対しても、グローバル競争時代の企業の事業活動に資する専門家の育成・確保という観点から、その能力や知見の向上がより一層求められています。産業財産権は企業戦略の根幹となり、そのニーズに適合するため絶えず変革され、国際性をますます高めています。我々弁理士の関与の機会や重要度も増大する中で、これをしっかりと受け止め、弁理士全体の地位を確かなものとしてゆくことが不可欠です。

弁理士の業務範囲を顧みれば、特定侵害訴訟代

理権取得、知的財産権法周辺分野の業務拡大があった一方で、特許出願等の件数が激減し、弁理士登録人数1万人時代の到来とも併せて、特許事務所の経営は厳しさを増しています。

このような時期に副会長候補のご推薦をお受けして良かったのか一抹の不安もありましたが、当選した暁には、皆様のご期待に応えるべく、精一杯の努力で、任期を全うする所存です。今後とも、ご支援とご協力を賜りますようによろしくお願い致します。

(文書責任者：福田伸一)



常議員立候補挨拶



## 常議員立候補挨拶

橋本 千賀子

この度、P A会からご推薦を頂きまして、平成25年度の日本弁理士会常議員に立候補させて頂くことになりました。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

立候補に際しまして、簡単に自己紹介させていただきます。

私は、慶應義塾大学法学部法律学科を卒業いたしました。在学中は体育会に所属しており、正直申しましてあまり勉強熱心ではありませんでした。しかし将来を考えたときに何か資格を取っておきたいと思い、所属していたゼミの教授（当時は専任講師でいらっしゃいました）に相談したところ、司法試験か弁理士試験がおすすめだが、より女性に向いているのは弁理士だと思う、とのお話を頂きました。まだお若い先生で、当時アメリカ留学から帰られたばかりでしたが、アメリカで知的財産関係の案件が増えていることを目の当たりにされ、これからは知財だ、と思われたようでした。その後、いくつか特許事務所を見学させていただいて弁理士についての知識を深め、大学4年の秋に体育会を引退してから受験勉強を始めました。

卒業2年目で合格し、晴れて弁理士登録いたし、同時にP A会に入会させていただきました。当時、研修部会で活動させていただき、右も左もわからないながら、色々な先生方からご指導を受ける機会に恵まれ、大変楽しかった思い出があります。

P A会には高名な弁理士の先生方がたくさんおられますが、まだ20代で世間もよく分かっていなかった私のような若輩にも親しみをもって接して下さいました。そのような先生方のご活躍を拝見するにつけ、私も精進して立派な弁理士になりたいと思ったものです。今年で弁理士登録25年を迎えることになりましたが、その気持ちは今も変わりません。

弁理士会ではP A会のご推薦を頂き、現在産業競争力推進委員会の委員長を務めさせて頂いてお

ります。産業競争力推進委員会ではこれまでに二度副委員長を務め、模倣品対策、水際での差止等について活動しております。その他、P A会のご推薦で意匠委員会、商標委員会等にも参加いたしました。私は主に商標・意匠の案件を取り扱っておりますので、委員会に出席することによって刺激を受けました。また、委員会を通して研究活動等を行うことによって、ささやかながら弁理士会のお役に立つことができたかと思えます。

弁理士会の活動の中で近年最も印象深かったのは、今年の春A I P L Aの代表団が来日した際に開催されたレディース・ミーティングに出席したことです。25年前は女性弁理士の割合はとても少なく、同期合格100人弱中、女性は10人に満たなかったと思います。しかし今では女性弁理士の割合が約13%、1300人弱となったとのこと。P A会にも多くの女性の先生がいらっしゃり、情報交換させていただくのを楽しみにしているのですが、米国の女性弁護士との会合もとても楽しく、刺激を受けました。日本の女性弁理士の間でもネットワークを築いて助け合っていければと思っております。

また、私は二つの社会人向け大学院で講師を務めさせて頂いておりますが、講師活動を通じて、弁理士として気づくこと、学ぶことも多く、そのような視点をもって弁理士会の活動に参加したいとも考えています。

常議員に当選させていただきました暁には、これまでの弁理士としての活動、委員会活動等で学んだことをもとに、弁理士会執行部及び弁理士会の各種活動を支援し、弁理士会の会務に会員の皆様の意見が反映されるよう一生懸命働かせていただきたく存じます。どうぞご指導、ご支援くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

以上

(文書責任者：福田伸一)

## 常議員立候補挨拶



## 常議員立候補にあたって

坂野 博行

この度、PA会からご推薦を戴きまして、平成25年度の日本弁理士会常議員に立候補させて頂くこととなりました。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

立候補に際して、簡単に自己紹介をさせていただきます。

私は、神奈川県川崎市で生まれて、その後綾瀬市に移って、幼少時代はもっぱら田畑があり、小川があり田園風景広がるのんびりとした環境の中で過ごしました。小川には、フナ、メダカなどの小魚、ザリガニの他、今では珍しいミズカマキリ、タイコウチ、ゲンゴロウ、トノサマガエル等の水中生物がみられる自然豊かな環境で育ちました。現在では開発が進み、悲しいことにこれらの生物はほとんどみることができなくなってしまいました。このような環境から、生物、ひいてはバイオテクノロジーに興味を示し、大学は理工学部化学科の生物化学研究室を卒業しました。物理受験で化学科に入り、生物化学研究室で卒業という少し変わった経歴でしたが、今では、広く浅くいろいろな分野に目をやることができていると思っています。

卒業後は、長野県にある精密機器、プリンターなどを主力とする大手企業に就職しました。スキーが好きだったので、仕事が終わると板が積まれた車でそのままナイターで滑るということを繰り返しておりました。企業時代では、幸か不幸か特許室（入社当時は、60名、事業部含めても200名程度でしたが、今では、知的財産本部が設置されて、知財部のみでも400名の大専門家集団となっているようです。）に配属されました。研究開発本部の4つの研究室を担当し、知らないうちに、浴びるほどの量の間接処理をこなして、毎月処理件数が、いつも1位か、2位という仕事量になっていました。そのおかげで、企業時代のみで内外国を含め何百件も許可させることができ、いまでは大変貴重な経験となっています。

その後、明細書をすらすら仕上げる弁理士の先生方が羨ましく思うと同時に、どうすれば、明細書を書けるのか？と思うようになり、特許事務所勤務に舵を切りました。初めは、4、5回の添削で真っ赤になって何度も戻されてくるので、大変な仕事だと思わされました。2002年に弁

理士試験に合格、弁理士登録をして、米国法律事務所での約1カ月半の研修を終了後、明細書作成、中間処理のほかに、自分が書いた明細書の内外用和文英訳、外内の英文和訳の仕事を淡々とこなす日々が続いておりました。企業知財部勤務時代と特許事務所勤務時代とを併せると、当時15年の知財経験がありましたので、2006年に開業して、現在に至っております。

PA会へは、弁理士登録の直後からお世話になっておりますが、もっぱらスキー同好会やボーリング同好会での活動がメインでした。その後は、結婚、開業等が続いて、気持ちに余裕が無くなり、開業に集中せざるを得なくなりました。PA会の活動のお誘いが、過去に何回かあったのですが、とてもとても気持ちに余裕が無くお断りしておりました。昨年、さすがにもうこれ以上お断りしては申し訳ないと思って、快く企画I部会の部長を引き受けることにしました。今年は、企画I部会及び企画II部会が統合されて企画部会となり、現在、企画部会幹事を担当させて頂いております。企画部会幹事の仕事は確かに大変ですが、行事の終了後に今回の会はとてもよかったですねと言われかけると、役目をとりあえず果たすことができたのかもしれないと、ほっとすると同時に、大変だったけれどもお褒めの言葉をもらうことで大変満足することができました。同好会でもそうですが、ベテランの先生方は非常に思いやりがあって、やさしく接して戴けますし、非常に楽しい話題を提供して戴けます。その一方で、PA会の先生方は、実務経験が豊富で、またなにより日本弁理士会の将来のことをかなり深く考えている先生方が非常に多くて、刺激を受けることが多いという印象を受けます。

最後に、このような環境において戴いたことに感謝を申し上げますと同時に、もし、常議員に当選させて頂くことになりましたら、微力ながらも常議員として全力を尽くして頑張っていきたいと思っています。

皆様のご指導とご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

（文書責任者：福田伸一）

常議員立候補挨拶



## 日本弁理士会常議員立候補挨拶

坂本智弘

この度、P A会からご推薦をいただき、平成25年度の日本弁理士会常議員に立候補させて頂くことになりました。立候補に際し、簡単ではありますが自己紹介をさせていただきます。

私は、父親が特許調査の仕事をしていた関係で、幼少期から弁理士や特許庁の方に接する機会があり、将来は自分で特許関係の仕事がしたいと考えていました。大学卒業後に父親の会社で特許調査の仕事をしているうちに特許関係の仕事をするにはやはり弁理士の資格を持っていた方がよいという事に気付き、弁理士試験を受験することを決意し、伊東国際特許事務所にお世話になりました。事務所勤務中、自分は企業で研究者としての経験がなかったため、発明を十分に理解出来ないことを痛感し、事務所に勤務しながら大学院の修士課程に通うことにしました。仕事と大学院の両立は中々大変で、仕事以外の時間はほぼすべて大学院の研究に時間を費やしました。その結果、十分とは言えないものの研究に携わることができ、以前よりは発明者と同じ目線で発明を捉えることができるようになったと感じました。

自分で仕事をやってみたいという思いがあったため、平成18年に事務所を開設し、現在に至っております。

P A会に入会したのは、弁理士登録の年だったと思います。弁理士試験合格前の口述模試、合格祝賀会、研修等で大変お世話になるご縁があってP A会に入会しました。P A会の会務としましては、本年度は組織部会の幹事を担当させていた

いております。近年、多くの受験生が口述試験で落ちているため、P A会の口述模試を受ける方には是非合格して頂きたいと思いつながら、現在、口述模試の準備を進めております。

P A会の同好会はゴルフ同好会に所属しております。普段、なかなかプレイすることのできない名門コースで諸先輩方と一緒にプレイをさせて頂いております。また、P A会のゴルフ同好会を通じて、会派が集まって競い合うパテントマスターズにも参加させて頂いており、パテントマスターズでは幹事を務めさせて頂き、他の会派の先生方とも接する機会をいただきました。

日本弁理士会の会務としましては、P A会のご推薦により、平成21年度～平成22年度は研修所の運営委員を、本年度は特許制度運用協議委員を務めさせて頂いております。日本弁理士クラブの活動としましては、平成23年度に会報委員長を務めさせて頂きました。

常議員という役職の役割は、弁理士会執行部の活動をお手伝いし支えることに加えて、会員の皆様と執行部との橋渡しを担うことにあると先輩方に教わりました。まだまだ弁理士としての経験も足らず、はなはだ微力ではありますが、当選をさせて頂いた暁には、精一杯、日本弁理士会並びに会員の皆様のために尽力して参る所存です。皆様方のご指導、ご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(文書責任者：福田伸一)



# 平成24年度特許委員会の活動について

中尾直樹

## 1. 特許委員会の構成

平成24年度の特許委員会は、昨年度と同じよう  
に対外的な活動と委員会の運営を中心とする第1  
委員会（16名）と内部での検討を中心とする第2  
委員会（44名）で構成されています。実際の活動  
は5つの部会に分かれて行われ、それぞれの部会  
に第1委員会と第2委員会の委員が所属して一緒  
に議論しています。各部会の部会長は第2委員会  
から選任された委員が務めています。特許委員会  
の運営は、担当副会長、執行役員、第1委員会  
の委員全員と第2委員会の委員長と各部会の部会長  
で構成された運営委員会で行われています。

## 2. 各部会の検討テーマ

### 第1部会

- ・補正の制限（特に、シフト補正の制限）に関する  
実際の中間処理段階における欧州、米国との  
補正の許容範囲の差異についてのまとめ及びそ  
の他補正に関する諸問題の検討・提言
- ・補正・訂正時の新規事項追加の判断についての  
近年の審・判決の検討と傾向の把握

### 第2部会

- ・進歩性の判断についての近年の審・判決の検討  
と傾向の把握

### 第3部会

- ・付与後異議制度についての再検討及び検討結果  
を踏まえた提言

### 第4部会

- ・国際調和のあるべき方向性についての調査及び  
研究

### 第5部会

- ・特許制度・実用新案制度の活用の活性化のため  
の検討（職務発明制度の存廃についての検討と  
実用新案制度の活用性向上のための改正の検討  
を中心に）

## 3. 第3部会の活動

ここでは、私が部会長を務めさせていただいて  
いる第3部会の活動を紹介します。第3部会は、  
昨年度の第5部会が検討した「現行特許制度の問題  
点と改善案についての調査、研究及び提言」の中  
の公衆審査の調査研究を参考にし、新しい付与

後異議申立制度を提案するための検討を行っています。

昨年度の公衆審査の研究の概要を簡単に説明す  
ると、以下の通りです。

- (1) H16に異議申立制度が無効審判制度に統合  
された理由は、
  - ・申立人は審理に参加できないので、当事者の  
納得という観点と審理の充実という観点から、  
異議申立制度は不十分だった。
  - ・異議申立制度も主として紛争解決を目的に利  
用されていた。
  - ・無効審判と制度を併存させる意味が希薄にな  
った。

でした。（産業財産権法の解説（平成15年）を要  
約）

- (2) しかし、H16以降の状況を分析してみると、
  - ・無効審判は増加していない。増加しているの  
は、情報提供である。つまり、実際には、異  
議申立を利用して人は、納得が得られる  
無効審判よりも、匿名性が確保された情報提  
供制度を選んでいる。
  - ・早期審査の件数が1万件／年に達するようにな  
り、審査期間の短縮が進んでいるので、情  
報提供できない案件が多くなっている。ということが分かりました。

- (3) そして、
  - ・公衆審査のためには、第三者の納得という観  
点よりも、匿名性を重視すべき。
  - ・第三者に負担の少ない制度であることが求め  
られる。一方、出願人または権利者に過剰な  
負担がかからない制度であることも必要。
  - ・早期に権利化される出願に対しても一定の公  
衆審査の機会を与えるべき。
  - ・公衆審査の機会は、審査請求後に確保すべき  
であり、かつ審査（審理）に影響を与えるも  
のであるべき。

という答申を提出しています。

本年度の特許委員会第3部会ではこの調査研究  
を参考にし、権利者と第三者の負担のバランスを  
考慮しながら、第三者からの情報が集まりやすい  
付与後異議申立制度を検討し、提案していく予定  
です。



# 意匠委員会

第一意匠委員会副委員長 櫻木信義

## 1. 構成

今年度の意匠委員会は、昨年と同様第1委員会と第2委員会から構成されています。第1委員会は、意匠制度についての政策提言・法改正問題の対特許庁窓口として法改正・制度改正対応を主な任務とし、併せて、特許庁以外の機関、例えば日本知的財産協会との意見交換会やWIPO S C Tにおける日本弁理士会の意見表明など、対外機関との渉外活動も重要な任務です。第2委員会は、意匠審査基準の改正問題、審判決・国際条約調査研究、成果物の内外への発表、海外専門家会合への対応等を担当します。第2委員会では、4つの部会を組織して活動を行います。

## 2. 諮問・委嘱事項

### (1) 諮問事項

1. 意匠権確保の有利点の分析・検討及びその結果に基づく意匠制度活用の提言
2. 意匠法改正（審査基準改定）の検討・提言
3. 諸外国意匠制度の検討と日本意匠制度のあるべき姿の提言
4. 「部分意匠」・「画像デザイン」に関する調査・研究（諮問1、2の補充）
5. 国内外意匠権活用事例の収集・検討（諮問1を補充）

### (2) 委嘱事項

1. 意匠審査基準改定の周知
2. 各種国際会議への参加
3. 意匠に関するパブリックコメントへの対応
4. 意匠に関する重要審決・判決の紹介
5. 外国意匠制度の調査
6. 特許庁意匠課、J I P A（日本知的財産協会）、J I D A（公益社団法人日本インダストリアルデザイナー協会）等との意見交換会等の開催
7. 日本弁理士会電子フォーラムの業務支援データベース担当フォルダの内容充実と更新
8. 一般社団法人日本知財学会主催の第10回年次

学術研究発表会（大阪）の一般発表（オーディナリー・プレゼンテーション）における発表の申し込みと実行

9. 一般社団法人日本知財学会主催の第11回年次学術研究発表会（大阪）の一般発表（オーディナリー・プレゼンテーション）における発表内容の準備
10. 意匠底力キャンペーンの実行
11. 附属機関、他の委員会等との連携及び協力

## 3. 部会活動（第2委員会）

### 1. 活性化①部会

意匠権確保の有利点の分析・検討とそれに基づく意匠制度活用の提言、意匠フォーラム・研究会の企画開催等

### 2. 活性化②部会

国内外の意匠権活用事例の収集・検討、意匠フォーラム・研究会での発表

### 3. 海外部会

意匠関係国際条約・外国意匠制度の調査・研究

### 4. 画像部会

部分意匠・画像デザインに関する調査・研究、審判決研究と発表、電子フォーラムデータベース内容拡充・更新

## 4. 現況

政府は、ヘーグ協定ジュネーブアクト・ロカルノ協定への加盟検討と必要な国内意匠法の改正を、産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会において審議しております。今年度意匠委員会は、これに対応すべく、特許庁意匠課及びJ I P A意匠委員会との意見交換会の実施、研修フェスティバルにおけるヘーグ協定とロカルノ分類に関する講演等々を通じ、積極的かつ前倒しの活動を行っています。また、日本弁理士会の会員向けに、意匠制度の活用啓発の研修を企画検討しております。

以上



# 商標の世界でも、やまとなでしこが満開です！ ～平成24年度商標第一委員会の活動報告～

加藤 ちあき

いつも大変お世話になっております。本年度、商標第一委員会の副委員長を仰せつかっておりませ、P A会会員の加藤ちあきです。早いもので、私の弁理士生活も今年で17年目を迎えました。今年にはP A会の富士登山にも参加し、貴重な経験をさせて頂きました。ありがとうございます。

さて、本年度の商標第一委員会は、P A会幹事長の本多敬子委員長の下、総勢15名の構成員で活動しております。もともと一つだった日本弁理士会の商標委員会は、平成23年度より第一委員会と第二委員会（45名）に分けられ、それぞれに委員長、副委員長を定めて活動を行うこととなりました。第一委員会の委員になるには、登録年数（及び商標の実務経験）が十年以上あることを条件としているため、私が幼い頃から弁理士をされていた（笑）本多委員長を始めベテランの先生方が多く、登録番号四桁の方々が、実に9名と過半数を占めています。

他方、第二委員会のメンバーは、今年から、登録番号も年齢も(?)ものすごく若いフレッシュな先生方が多数を占めることとなり、とても華やかです。それもそのはず(!)、第一第二を合わせますと、委員全体の約46%を「女性」が占めており、まさになでしこが満開といった趣です。そしてこの点が、他の委員会とは異なる商標委員会の際立った特徴かと思えます。

第一委員会は、主に政策の提言と対外的な折衝を担当していますが、第二委員会とまったく別に行動するわけではなく、互いに情報共有、意見交換などを行いながら、協力して諮問事項・委嘱事項に対応しています。第一委員会と第二委員会の定例会は、原則月一回（第3金曜日：午後3時～5時）開催され、合同の全体会議を行った後に、各委員会に分かれて活動しています。また、委員会開始前には、やはり合同で30分間の正副委員長

会議を行っています。

本年度は、下記事項が、第一委員会、第二委員会に共通して諮問・委嘱されています。

## ■ 諮問事項

1. 日本の商標制度のあるべき姿に関する提言
2. コンセント制度（又はディスクレーム制度）の導入に関する調査及び研究（知財協との共同テーマ）
3. 証明・認証マークの保護に関する調査及び研究（地理的表示・地名等に係る商標の保護等を含む）

## ■ 審議委嘱事項

1. 商標審査基準に関する調査・研究及び提言
2. 新商標及びその導入に関する調査・研究及び提言

## ■ 委嘱事項

1. 商標法及びその運用に関する改正事項等についての会員への周知
2. 商標法に関する研修所及び知的財産支援センターが実施するセミナー等への協力
3. 外国商標制度の調査・研究・紹介
4. 最近の商標に関する重要審決・判決の紹介
5. 商標に関するパブリックコメントへの対応
6. 特許庁や日本知的財産協会等との意見交換会の開催
7. 一般社団法人日本知財学会主催の第10回年次学術研究発表会（大阪）の一般発表（オーディナリー・プレゼンテーション）における発表の申込みと実行
8. 一般社団法人日本知財学会主催の第11回年次学術研究発表会の一般発表（オーディナリー・プレゼンテーション）における発表内容の準備
9. 三極商標庁会合への協力
10. 商標に関する国際会議への参加・情報収集・会員への周知

#### 11. 日本弁理士会電子フォーラムの業務支援データベース担当フォルダの内容の充実と更新

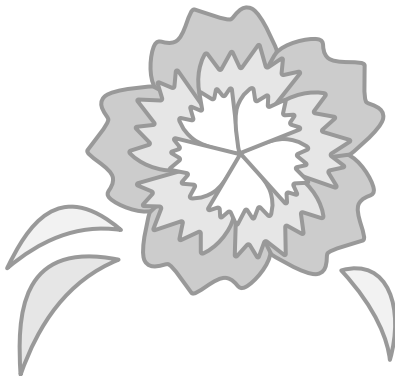
ご存じのとおり、我が国の商標制度は、近々大改正（というよりも、新たな商標法の誕生）が予定されています。そのような流れの中で、第一委員会では、昨年度に引き続き、「日本の商標制度のあるべき姿に関する提言」の作成を行うことを活動の柱とし、併せて、特に、商標法・不正競争防止法・著作権法及び商標関係条約に関する重要事項について、関係官庁・諸団体等に適切な対応を求めることを活動内容の中心に据えています。

現在、第一委員会では、「日本の商標制度のあるべき姿に関する提言」を作成するにあたり、商標委員会が数年にわたり検討を重ねた答申書を調べ、再検討する一方、様々な観点から商標制度についての議論を行い、提言としてまとめられるよう取り組みを行っています。

また、第二委員会では、現在議論されている商標法改正の動向、すなわち、商標制度の見直し（新しいタイプの商標の導入、「識別力」規定の導入、著名商標の保護の在り方、不使用商標の整理等）に対応しています。第二委員会では、各諮問事項に応じた小委員会を立ち上げ、各論点について、活発に議論を交わしています。さらに、日本型の「コンセント制度のありかた」を模索すべく、日本知的財産協会と共同での調査・研究も進められ、特許庁とのディスカッションも頻繁に行われています。

私は、今年度初めて第一委員会に参加させて頂きましたが、本多委員長のご指導の下、おかげさまで充実した楽しい時間を過ごさせて頂いております。近々行われる商標法の大改正に向けて、会員の皆様への効果的な周知についても試行錯誤して参りたいと存じます。P A会の皆様におかれましても、御指導・ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

以上



# 商標委員会第2委員会活動状況

永岡 愛

平成24年度の商標委員会は、昨年と同様に第1委員会と第2委員会に分かれ、若手の先生から経験豊富なベテランの先生まで、総勢57名（第1委員会15名、第2委員会42名）の構成員で活動しております。私は第2委員会の副委員長を務めさせていただいておりますが、PA会からは私の他、本多敬子先生、加藤ちあき先生、大西育子先生、佐藤俊司先生、松嶋さやか先生、大塚一貴先生、青島恵美先生、長谷川綱樹先生が参加されています。

委員会は、原則毎月第3金曜日の午後3時から5時まで行われ、委員会開始前には30分の正副委員長会議も行われております。

昨年は、第1委員会「日本の商標制度のあるべき姿」、第2委員会第1小委員会「新商標及びその導入に関する調査及び研究」、第2委員会第2小委員会「コンセント制度（又はディスクレーム制度）の導入に関する調査及び研究（知財協との共同テーマ）」、第2委員会第3小委員会「審判制度の調査及び研究」と、合計4つのグループに分かれて、諮問事項及び審議委嘱事項について、議論・検討が行われました。本年度は、第1委員会と第2委員会の中の4つの小委員会が、グループ毎にテーマ別に議論・検討を行っております。

## ■第1委員会「商標制度の在り方、あるべき姿の提言」

第1委員会では、昨年に引き続き「商標制度の在り方、あるべき姿の提言」について検討しております。6月の委員会では、においの商標について、商標登録の対象にするべきか等議論されました。その他、称呼同一の商標の類否問題について、裁判所で非類似と判断されるケースが続出していることを受け、これに関する調査が行われています。

## ■第2委員会第1小委員会「コンセント制度に関する調査・研究」

昨年に引き続き、知財協商標委員会との共同研究としてコンセント制度に関する調査・研究を行

っております。月例の委員会とは別に、1ヶ月又は2ヶ月に1回程度、知財協と定例会の場を設け、企業又は弁理士としてそれぞれの立場から意見を持ち寄り、メーリングリストを活用しながら活発な議論を進めております。「取引実情の説明書」に関して、その活用法につき検討を行い、同時に、コンセント制度の制度設計についても、諸外国の制度を参考にしながら、調査を重ねております。

## ■第2委員会第2小委員会「証明・認証マークの保護に関する調査・研究（地理的表示の保護を含む）」

本年度新設されたテーマで、証明商標や地理的表示保護制度の導入について検討しております。6月には農水知財対応委員会との意見交換会を行い、調査・研究を重ねております。

## ■第2委員会第3小委員会「新商標及びその導入に関する調査・研究」

昨年に引き続き、新商標の導入について検討しております。対象である「動き・ホログラム」「色彩」「音」「位置・におい」等について、各々の出願形式、登録要件、権利範囲（権利制限）等を、外国における制度を参考にしつつ、具体的に検討しております。

## ■第2委員会第4小委員会「審決・判決に関する調査・研究（外部発表及び審査基準対応含む）」

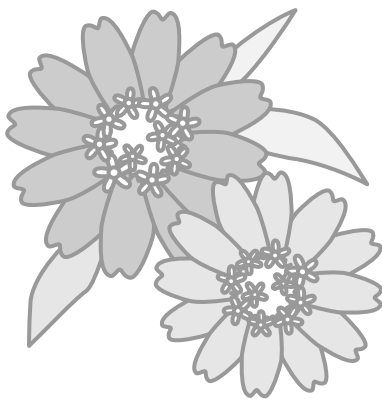
委嘱事項である「商標審査基準の調査・研究」や「会員への情報提供」と関連して、審決・判決の分析・検討を行っており、これら結果をパテント紙等で発表する予定です。

その他、商標委員会では、これまでのところ、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則改訂案に対する意見公募」、「マレーシア商標法改正」、「商品・サービス国際分類【第10.1版】の発効へ向けた意見募集、並びに、【第10.2版】改正に向け

た意見募集」、「商標法第4条第1項第2号、第3号及び第5号の規定に基づく告示に対する意見募集」といったパブコメ関連の対応等も行っております。

私は、昨年引き続き、コンセント制度につい

て研究を行う小委員会に所属しております。難しいテーマではありますが、産業界、特許庁といった関係各所の方々と協議を重ね、実りのある成果を出せるよう、試行錯誤しながらも努めてまいりたいと考えております。今後ともよろしくご指導のほどお願い申し上げます。





# 平成24年度ソフトウェア委員会の紹介

鶴谷 裕二

平成24年度ソフトウェア委員会は、毎月1回第3水曜日の午後1時から5時まで、主に弁理士会館で会合を行っております。今年度は35名で調査・研究活動をしており、P A会からは、遠藤和光先生、私（鶴谷裕二）が参加しております。会合の前半は全体会を行い、後半は各部会を行っております。前半の全体会では、委員長報告、副会長による会務報告、判例報告など、ソフトウェア委員全員で会合を行っております。後半の各部会の内容は後述します。前半後半共に、時間が足りない部分については、メーリングリストで意見交換を行っております。

本年度、弁理士会から委嘱された主要な調査・研究事項は、以下の通りです。

## [諮問事項]

- ・今までのソフトウェア委員会の活動の総括と、今後の委員会の方向性の検討
- ・外国（特に、インド、ASEAN地域等）におけるソフトウェアの保護制度（特許、著作権等）についての調査・研究・提言

## [委嘱事項]

- ・一般社団法人日本知財学会主催の第10回年次学術研究発表会での発表
- ・一般社団法人日本知財学会主催の第11回年次学術研究発表会での発表準備
- ・ソフトウェア関連判決の調査・研究を行い、パテント誌への公表
- ・日本弁理士会電子フォーラムの業務支援データベース担当フォルダの内容充実
- ・ジャパングラウドコンソーシアム（JCC）やソフティック等の外部機関との連携
- ・中小企業に対するソフトウェア関連特許の啓発、指導、発掘
- ・附属機関、他の委員会等（特に、著作権委員会）との連携及び協力
- ・本委員会の研究成果を国内外に効果的な周知化（例えばセミナーの開催等）

## (1) 第1部会（鶴谷所属）

第1部会は、構成要件の一部が外国で実施される場合の権利行使についての調査研究を行っております。日本を含めた各国の間接侵害規定及び判例を調査研究の上、クラウドなどで構成要素がネットワーク上で分散した場合の権利行使の可能性を

考察すると共に、請求項の書き方の問題や日本の間接侵害規定の問題に対する提言を行う予定です。

## (2) 第2部会（遠藤先生所属）

第2部会は、データ構造の保護について調査研究を行っております。平成16年の委員会での研究内容が現在の審査実態に則しているか確認し、データ構造の保護が十分に図られるようにするための調査研究を行う予定です。

## (3) 第3部会

外国での権利化についての調査研究を行っております。諮問事項に定めるようにインドの法制の調査研究を行うと共に、中国の法制及びプラクティスを踏まえて外国出願を行う際の明細書の書き方を研究する予定です。

## (4) プロジェクトについて

昨年度と同様に、各部会で行われていた活動と分けてプロジェクト（研修活動の充実を検討）を設置しています。プロジェクトへの参加は義務となっています。

- ①第1プロジェクト：既存コンテンツでの研修・セミナーを開催する予定です。（関東地域等を担当）
- ②第2プロジェクト：既存コンテンツでの研修・セミナーを開催する予定です。（関西地域等を担当）
- ③第3プロジェクト：新規研修コンテンツの作成を行う予定です。

## (5) 判例報告について

他の分野に比べると数少ないソフトウェア関連の判例を収集・分析する活動です。最近では、侵害が成立した判決や、審決が覆った審決取消訴訟に関する判決など注目に値する判決が出されており、委員の間で活発に議論・検討をしております。

## (6) 最後に

ソフトウェア委員会の調査・研究結果は、パテント誌での発表、知財学会での発表、会員向けセミナー（研修フェスティバル平成24年8月1日開催等）の開催、業務支援データベース上での資料公開など積極的に公表しておりますので、皆様のお目に触れる機会も多いと思います。今年度も、調査・研究結果を積極的に公表していく予定です。そのために、私達委員は、日々調査・研究を続けておりますので、ご期待ください。



## バイオ・ライフサイエンス委員会の活動報告

小 合 宗 一

平成24年度のバイオ・ライフサイエンス委員会は、29名の委員が属し、諮問事項ごとに設けられた部会に分かれて活動しています。PA会からは、私と委員長の大澤健一先生の他、石埜正穂、井上慎一、梅田慎介、腰本裕之、辻本典子及び山田成喜の各先生が参加されています。原則として毎月第3金曜日に弁理士会館で定例会が開催されます。比較的登録年次の若い先生が多いのが特徴で、毎回熱心な議論が交わされています。

本年度の当委員会への諮問事項は、①バイオ関連・医薬発明の審査・運用等についての調査・研究及び提言、②バイオ関連・医薬発明の特許性についての国際的な比較に基づく問題点の調査・研究及び提言、③日本のバイオ・ライフサイエンス産業の国際競争力の特許面からの調査・研究、④大学発バイオ知的財産の日本弁理士会におけるサポート体制の構築に関する調査及び研究、並びに企画・立案、⑤バイオ分野におけるグリーンエネルギー関連技術に関する特許面からの調査及び研究、⑥バイオ関連・医薬発明に関する職務発明制度のあり方に関する調査、研究及び提言の6つです。

また、委嘱事項のうち主なものは、日本知的財産協会及び日本製薬工業協会等の医薬関連団体との意見交換会の開催、日本知財学会年次学術研究発表会の発表内容の準備と発表、研修所等が実施する研修・セミナー等への協力、及び、生物多様性条約に関する情報の収集及び対応です。

諮問事項を担当する昨年度の部会の成果として、今年12月の日本知財学会第10回年次学術研究発表会で5件の一般発表を予定しております。

当委員会では、日本知的財産協会（知財協）と毎年意見交換を行っております。昨年は、11月に、知財協医薬バイオテクノロジー委員会との交流会を行い、双方の委員会での研究成果の報告をもとに密度の高い意見交換を行いました。

その他当委員会は、特許庁の審判実務者研究会（旧：特許性検討会）への委員の推薦や、バイオインダストリー協会等との協議を行っています。

私は、諮問事項②を担当する部会に配属されました。この部会ではバイオ医薬発明について特許性が争われた事件の判決を検討しております。

今年3月のPrometheus事件判決で米国最高裁は、遺伝子診断方法に関する特許が米国特許法第101条の要件を具備しないとの判断を下しました。この判決の影響で、バイオマーカーや個の医療の分野の開発成果は米国で権利化が困難になる可能性があります。一方、欧州連合司法裁判所は、ヒトES細胞関連発明の特許性を否定する判決（C-34/10）を昨年下しました。その結果欧州では、ヒトES細胞を利用する再生医療技術の権利化が認められなくなりました。

このような状況下で、我々はこれらの分野での開発成果の国際的な権利化のためにどのようにすればよいか？かかる観点から、会員の実務上お役に立つ報告書をめざして検討中です。報告書は年内完成の予定ですが、Prometheus事件最高裁判決後に高裁に差し戻された関連事件の高裁判決が間に合えば、その分析も報告書に盛り込みます。

バイオ分野では、技術の急速な発展に追いつくため、各国ともバイオ特許の保護範囲の見直しが繰り返されています。当委員会は、国の内外でのバイオ特許の動向を定点観測し、弁理士の立場で検討し、外部に発信する役割を担っております。

またわが国は、火の車の財政からなけなしの金を国策としてバイオ研究開発に投じているのに、金の受け皿の大学等には知財戦略が弱いところが多いのが現状です。バイオ特許の専門家の弁理士が大学等の知財支援を通じて社会貢献するための窓口の役割も、当委員会は果たしています。



# 著作権委員会・活動報告

平成24年度著作権委員会副委員長 平木康男

著作権委員会は、会員である弁理士に著作権に関する制度・知識等を普及させること、また弁理士が著作権の専門家であることを世間に認知させることを主な目的として、設置された委員会です。本年度の著作権委員会は約45名の委員で構成され、その中には当会からも多くの先生方が参加されています。

インターネット、パソコン、さらには各種のデジタルツールの普及によって、著作権を取り巻く環境は大きく様変わりしています。

かつて著作権の侵害物は、コピーを重ねることによって、クオリティが劣化していった訳ですが、現在はデジタルコピーにより、オリジナルと全く同じ物をいくつでもコピーすることが可能となっており、映像・音楽・印刷などのコンテンツホルダーの、産業としての基盤を揺るがす事態となっています。

また、かつては、著作権を有する者、侵害する者、いずれも「プロ」だけであったわけですが、現在では「ツール」としてのパソコンやスマートフォン、「場」としてのブログやSNS、ネット掲示板などの普及によって、一般の人たちが気軽に著作者としてコンテンツを発信し、逆に違法アップロード、ダウンロードによる著作権法で認められた私的使用の範囲を超えた侵害行為も容易に行い得るようになってきています。

そんな中、著作権法は各種の改正を行いながらも、ベースは旧態依然たるアナログコピーを前提としたものであり、有り体に言えば「現実に法律が全く追いつかない」状態が続いています。

このような現状において、当委員会の担うべき役割は決して小さくないという、ある種の使命感を持って、各委員は活動を行っています。

本年度は日本弁理士会から、以下の事項が著作権委員会に諮問・委嘱されています。

## 【諮問事項】

1. 著作権に関する国内外の動向の調査・研究
2. 著作権の実務における留意点についての調査・研究

## 【審議委嘱】

1. 著作権法ないしは著作権法に関連する法律の改正ないしはそれらに関連する政策についての調査・研究・提言

## 【委嘱事項】(要約)

1. 研修所や知的財産支援センターが実施する著作権法に関するセミナー等への協力
2. 最近の重要判決の紹介
3. 関係官庁、諸団体等への対応
4. パブリックコメントへの対応
5. 外部公私招聘による委員会内での研究会の開催とその成果の外部への発表
6. (社)日本知財学会主催の第10回年次学術研究発表会の一般発表における発表の申し込みと実行
7. (社)日本知財学会主催の第11回年次学術研究発表会の一般発表における発表内容の準備
8. コンテンツビジネスに関する調査・研究
9. 弁理士会電子フォーラムの業務支援データベース担当フォルダの内容の充実と更新
10. 弁理士会内において生じた著作権問題に対する対処法についての提案
11. 附属機関、他の委員会等との連携及び協力

これらの諮問・委嘱事項を具体的に研究・検討するため、各委員は以下の4つの部会に別れて活動しています。

**第1部会**：法改正・TPP・電子出版権に関する研究・検討。

**第2部会**：弁理士への著作権法昂揚普及

※この部会はこのミッションを達成するために、首都圏・関西圏に限らず、全国各地の弁理士の先生がメンバーとして参加しています。

**第3部会**：判決例研究及び画像デザイン／プログラム研究

**第4部会**：著作権の二次利用または商品化権に関する研究・検討

私は第4部会に所属し、知識豊富なメンバーの諸先生と活気ある議論を行っております。他の部会についても同様に有益な研究・検討が行われており、定時を越えてまだ議論が続くこともしばしばです。

これらの研究・検討内容につきましては、来年度以降の Patent 誌やセミナー等で発表できると存じます。また、当委員会の過去の研究成果は日本弁理士会のウェブサイトにおいて「著作権リンク」としてまとめて公開されておりますので、こちらも是非ご覧下さい (<http://www.jpaa.or.jp/consultation/copylink/>)。







# 不正競争防止法委員会の 活動報告

平成24年度不正競争防止法委員会副委員長 河合 千 明

平成24年度の不正競争防止法委員会は、総勢29名の委員で構成され、実務委員会の中では比較的人数が少ないものと思われますが、ベテランから若手まで多彩で熱心な委員が参加され、有能な委員長のリードのもと、毎回委員会では、活発な議論が行われています。

本年度は、日本弁理士会から以下のような事項が当委員会へ諮問・委嘱されています。

## 【諮問事項】

1. 不正競争防止法2条1項3号の適用除外（第19条1項5号）における「日本国内において最初に販売された日から起算して3年」の適否についての検討（12月末までに答申書）
2. 弁理士の通常業務と不正競争防止法との関わりについての調査研究（12月末までに答申書）

## 【委嘱事項】

1. 特定不正競争に関する事項について会員へ啓発すること
2. 会員に対する不正競争防止法に関する研修所が実施する研修及び知的財産支援センターが実施するセミナー等への協力
3. 特定不正競争の取締りに関する諸外国法制と実務の紹介
4. 最近の不正競争防止に関する重要判決の紹介
5. 不正競争防止法に関するパブリックコメントへの対応
6. 不正競争防止法に関する関係官庁、諸団体等への対応
7. 一般社団法人日本知財学会主催の第10回年次学術研究発表会（大阪）の一般発表（オーディナリー・プレゼンテーション）における発表の申込みと実行
8. 一般社団法人日本知財学会主催の第11回年次学術研究発表会の一般発表（オーディナ

リー・プレゼンテーション）における発表内容の準備

9. 日本弁理士会電子フォーラムの業務支援データベース担当フォルダの内容の充実と更新
10. 附属機関、他の委員会等との連携及び協力  
上記諮問事項を受けて、委員会は2つの小委員会に分けられ、第1小委員会が諮問事項1を、第2小委員会が諮問事項2を担当しております。

委員会は、毎月定例の会合を開催し、まず全体委員会を行った後、2つの小委員会に分かれて研究や検討を行っています。全体委員会では、各種報告以外に、従来当委員会で行われてきた判例研究を、やはり本年度も、担当を決め毎回1、2件行っています。

私は、諮問事項1を担当する第1小委員会の小委員長を務めさせていただいております。此方は、まずインターネット検索で不正競争防止法（以下「不競法」という。）2条1項3号（形態模倣）に関する裁判例として出てきた98件の判例を更にスクリーニングし、26件に絞られた諮問事項に参考となる判例について、各委員が2、3件ほど担当し、毎回順番に判例の研究、検討を行っています。諮問事項は、「不競法2条1項3号の適用除外（第19条1項5号）における『日本国内において最初に販売された日から起算して3年』の適否についての検討」ですが、3号の趣旨が「競争秩序に反する模倣行為から先行業者を迅速に保護すること、開発費用の回収」であるところ、以下のような様々な論点について活発に議論がなされています。

- ・「3年」の保護期間は適正であるか（平成5年改正により新設された当時、意匠の審査期間との兼ね合いもあり3年の期間が定められたところ、意匠の審査期間は現在7カ月になっている。ただし、意匠保護は「創作価値」の評価であるのに対し、3号は「模倣した」という行為の排除、

評価基準は異なるので、パラレルには考えられない。)

- ・「最初に販売された日」は、終期の起算点で保護の始期を定めたものではないとの解釈の下、展示会出品の日でなく原告の現実の販売開始日が「最初に販売された日」となり、その一方、それ以前の損害賠償が認められた判例がある。そうすると実質的に3年以上の保護が与えられることとなるが、問題ないか？
- ・「最初に販売された日」は、商品の形態が確認できる状態での販売のための広告活動や営業活動を開始した日との解釈の下、上記判例とは対照的に、サンプル出荷が「最初に販売された日」とされた判例がある。
- ・本規定は、平成17年改正で19条1項5号に切り替わったが、条文構成的に適用除外、抗弁事由とされるより、積極否認が明らかな元の位置に戻るのが望ましいのではないか。

また、諮問事項2を担当する第2小委員会は、諮問事項の「弁理士の通常業務と不競法との関わりについての調査研究」として、不競法2条1項

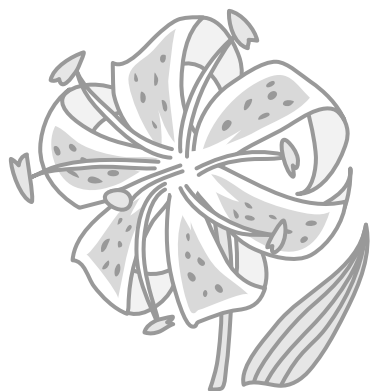
1号、2号、3号、12号、13号、15号、営業秘密等主要な条文ごとに会員に道しるべとなるようなツールづくり、ガイドブック、Q&Aを作成することを考えています。

このように諮問事項に対しては、毎回、示唆に富む意見が出され、活発な議論が行われておりますが、本年12月末までに答申内容を纏める予定になっています。

更に、当委員会からは、各種講演会、研修フェスティバル、知財学会、eラーニング等に逐次講師を派遣して、上記委嘱事項に対応する活動を行っております。

以上、当委員会の活動を簡単にご紹介しましたが、不競法に関する有益な研究・検討の内容は、パテント誌、弁理士会ホームページなどで会員の皆様にお伝えしていく予定です。今後の不正競争防止法委員会の活動に、どうぞご期待下さい。

以上



## 座談会：最近の登録者が会派に期待するもの



司 会 篠田卓宏 会員（特許業務法人 浅村特許事務所）  
 オブザーバ 本多敬子 P A会幹事長（本多国際特許事務所）

伊藤邦孝 会員（東レ・ダウコーニング株式会社）  
 櫻井通陽 会員（独立行政法人 農業生物資源研究所）  
 栗野晴夫 会員（ソニー株式会社）  
 小松正典 会員（特許業務法人 浅村特許事務所）  
 松宮尋統 会員（押本特許商標事務所）  
 宇田由紀 会員（福田特許事務所）

（篠田）皆さん、本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日の司会進行役を務めさせていただきます。浅村特許事務所の篠田卓宏と申します。本日は、先生方に「最近の登録者が会派に期待するもの」というテーマでお話しいたします。それでは早速ですが、先生方に自己紹介をお願いしたいと思います。

（伊藤）平成21年弁理士登録の伊藤邦孝と申します。企業に入社してから研究開発を2年間行いました。その後知財部に異動しまして、今は7年目です。主な仕事の内容としては、社内における知財の全般的な活動として、発明相談、特許出願から権利化、ライセンスや権利行使まで、あと商標・ブランド、ノウハウ管理、技術関係の契約、紛争予防と、技術・知財戦略、社内教育なども行っています。あとこれは余談ですが、工業地帯に研究所があるので、防火服を着て火消しの手伝いをすることもあります（笑）。



伊藤会員

（篠田）そうですね、幅広い活動を行っているんですね（笑）。

（櫻井）初めまして、櫻井と申します。つくばの独立行政法人農業生物資源研究所で上級研究員をしております。本業は研究者ですが、去年の4月に弁理士登録いたしまして、ほぼ同じ頃から知的

財産室で出願、ライセンス等の業務を行っています。知的財産室は8人位しかいないので、それぞれの人があまり役割分担しないでオールラウンドにやっています。

（栗野）栗野晴夫と申します。宜しくお願ひします。私はソニーの知財センターに勤めておりまして、登録したのはまだ1年前です。元々は研究所にいたのですが、あるところから事業部で実際にビジネスをやるほうに移りました。いろんなことをやりまして、実際、事業部では設計や事業戦略を担当したこともありますし、ちょっと変わったところでは、海外に赴任してマーケティングセールスで物を売ったこともあります。自分が関係して作った物があまり売れないので、見に行かなきゃというのもありまして（笑）。そのとき同時に海外ラボの立ち上げも、マネージメントとして参画しました。帰国してからは、設計とビジネスの両方をやりました。商品というのは、特許でちゃんと固めておいて、あとはネーミングとか商標関係で良いものをつけてあげるというのが基本です。できれば、ライセンスプログラムを作ってライセンスしながらビジネスしていく。そういうことを繰り返しやっていたのですが、いつかそういうことを、自分の専門として、自分でやってみたいという思いが非常に強くなってきて、弁理士試験を受けることにしました。幸い試験に受かりそうになったので、知財センターに異動しまして、今はパテント活用推進室というところで、基本的にライセンス関連業務をやっています。あと最近は「標

準化」ですね。標準化については、会社が重視していることは、知財センターのトップのインタビュー記事<sup>(注1)</sup>にも、記載されています。標準化に関して、大きなものはDVDなどがありますが、それ以外にもいろんな新しい商品がありますので、知財マネジメントと標準化を連動させて、できるだけ戦略的に、と思いつながらやっています。

(小松) 初めまして、わたくしは小松正典と申します。平成19年に登録させていただきました。天王洲アイルにある浅村特許事務所で商標の代理をしております。私共の事務所は主に外内、内外の仕事が多い事務所で、わたくしは大体、日本特許庁への出願が6割位、4割位が外国への出願を担当しております。弁理士になった理由とかはですね、まあ今日は余計なことを言わないということで。放っておくと、すぐに口がすべってしまうので。

(篠田) まあ、あとで削除もできますから(笑)。

(小松) もとは獣医になりたかった筈なんですけど、そっちの方の才能が全くなくて、大学時代にちょっと知財の方の勉強をちょっとカジったのですが、それがまた、あまりに分からない。人間、あまりに分かれないと、どうもそっちの方に行ってしまうようでして、卒業後は資格もないのに特許事務所の方に入って、最初は外国事務関係、あとライセンスなどもやり、合格したあとは商標をしております。

(松宮) 松宮尋統と申します。平成23年登録で今、押本特許商標事務所で商標を中心に仕事をしております。新卒で、とあるメーカーに入ったんですが、こちらの業界に6年ほど前に来ました。諸事情で僻地に飛ばされて、早々に出世のルートから…。

(小松) そんな話して大丈夫なんですか？(笑)

(篠田) 諸事情といいながら深いところまで(一同笑)。

(松宮) 法文系ですので、最初入った事務所では事務と商標を兼務する形でやっていて、今の事務所に移った後合格に至りました。

(宇田) 宇田由紀と申します。平成23年に登録いたしました。今、福田特許事務所という、虎ノ門近くの特許事務所に勤めています。主に特許の内外をやっておりまして、アメリカ、中国、ドイツ、台湾とか色々な国をやっています。最近は明細書を書いたり、中間処理など、国内の仕事も少しずつやるようになってきました。内外も国内とリンクしているところがあるので両方できたほうが良いと思い、これからは、この2つの分野と、語学

をメインに重点的にやっていきたいと考えています。弁理士になった理由は、以前システムエンジニアをやっていた頃、システムの特許があると聞き、今までの経験が活かせると思い、転身しました。実際今やっているのは、システムの特許もありますが、そんなに量としては多くなくて、色々な分野についてやっています。

(篠田) ありがとうございます。では最初のトピックですが、近年、弁理士の数が増え、会派に入らない弁理士も多い中、会派に入ろうと思われた理由というのはどのようなものか、お話しただければと思います。

(伊藤) 私の場合は、試験勉強をやっていた頃のゼミ仲間からPA会を強く勧められていました。色々受験でもお世話になって、会派の話を聞いたりと、合格する前から事前情報があったので、合格したらPA会に入ろうと勝手に決めて(笑)、合格して、入ったというところ。あと、私の会社では弁理士が一人しかいませんから、「横のつながり」が出来ないので、会派に所属して、弁理士同士の横のつながりも作っていききたい、というのも一つの大きな理由です。

(櫻井) 私がPA会を最初に知ったのは、口述試験の予行演習です。そこに知り合いの弁理士さんが講師で来ていて、「ああ、こういうところに入っていらっしゃるのか」と思いました。合格したあとは、いろんなところの祝賀会にタダで食べられるということで行きましたが(一同笑)、PA会



櫻井会員

では当時幹事長をされていた伊東忠重先生や他の先生方から色々お話をうかがって、いろんな方達がいるのを知ったというのが会派に入った大きな理由です。あと、私の職場では弁理士が私一人なので、いろいろと分からないこともあります。それで要するに仕事をどんな風にやっているんですか？といった情報を得るチャンスをいっぱい作っていきたくてということで、入らせていただきました。あと、去年の6月に進歩性の演習の研修がありまして、そこで講師の岩永先生から親切に色々教えていただいて、あれで「PA会に入ろう」と思いましたね。

(粟野) 私も多分同じような理由なのですが、昨年たくさん研修会に出させていただいて非常に勉強になりましたし、終わった後の懇親会でも、先生方に非常によく教えてもらったりして、「面白いな」と思いました。会社にいると会社だけの活動

(注1) 日経産業新聞 2011年8月4日「グローバル企業の特許戦略」の記事

になってしまうので、外の弁理士の活動もしてみたいな、というのも大きな理由ですね。P Aが良いと思ったのは、やっぱり研修が多いので、出ていると勉強になるな、と思ったのが一番大きいですね。懇親会も楽しいなと（笑）。

（篠田）そうですか、ありがとうございます！

（栗野）あともう一つは、企業内の弁理士ということでいうと、昨今はいろんな面で弁理士として登録していくことに対して、会社として厳しい面があるんですよね。人数も結構いるので、そうになってしまうと、登録料を会社が払うことが本当に正当なのか、何かにちゃんと役立っているのかという話が出てきます。知財センターのトップの方々と話していると、「弁理士としての企業への貢献をよく考えてくれ」と言われるのですが、「困ったなあ」と（一同笑）。社内で特に弁理士として出願をしているわけでもなく、中で弁理士という資格がなければ出来ないことを特にやっているわけではないんですね。そうすると、本当に弁理士としての貢献というのは



栗野会員

何かとなったときに、私が最近やっているのは、業務に関する話などについて、弁理士会の委員会の情報といった、弁理士として弁理士会に入っていないと分からないような情報を弁理士会など各所からもらってきて、それを使って「色々こういう検討をした結果こういう風になりました」ということを役員の方々とかに発表するといったことをやっています。知り合いの副会長の先生からあるテーマに関する著名な論文を教えてもらって、いろいろ検討したりもしました。そういうわけで、できるだけ情報を集めなくてはならないので、弁理士会に入っているだけよりも、会派に入っていると情報が増えるでしょうから、それを活用して、会社が弁理士登録料払うのをやめるなんてことにならないよう、なんとか防ぎたいと思っています。

（篠田）なるほどですねえ。

（栗野）会社も経費削減とかになると、やっぱりそういうところが一番目についちゃうんですね。

（小松）世知辛いなあ…（一同笑）。

（栗野）それ以上の貢献を見せないとならない。そこまでは中々やれていないですけども、今のところは少しずつ、ですね。あとは社内で、弁理士のマネージメントの人達と協力して、弁理士の共通アドレスというのを作ってもらったりしています。会社に入っている弁理士って、横のつなが

りがほとんど無いんですね。自分の業務をしていると、誰が弁理士なのか分からない。

（篠田）そうなんですか。

（栗野）中でも分からないんだから、外からだともっと分からない。それでこの間、昔あって、しばらくなくなっていた弁理士の共通アドレスというのを作ってもらって、何か情報があるとそこに流すことにしました。私は、もっぱら情報を流すほうですが、一番多いのはP A会から来る研修の情報です。すると、「ああ、こういうのもあるんですか」といった感じで、研修に参加する人もいます。最近では2人位、以前から研修が多いP A会に興味を持っていたのだとは思いますが、自分達も会派に参加したいといってP A会に入会してくれました。

（本多）ありがとうございます！

（栗野）そういう面では、知財センター内で、こういう研修等のいろんな活動があるという情報を流せるというのも会派に入っていることのメリットですね。

（篠田）小松先生はいかがでしょう。

（小松）私の事務所では、先輩弁理士が同一会派に入っているの、本音と建前みたいなのところがありますが、会派というのは、非常にありがたいところだと思います。まあ、入るときは、そもそも会派とは何？というよりも、届を出せという状況でしたので（一同笑）、何か志があったかと言われると、全くそういう状況ではなかったのですが、入ってからの先生方とお話することができたり、一度懇親会でお会いするとちゃんと覚えていただいていたりと、先輩後輩というか、お友達というか、人とのつながりのようなものが持てるというのが、とても良いなと私は思っております。

（松宮）私の場合、事務所の人は割と会派に入っている率が高いんじゃないかと思いますが、周りの人も入っているし、入ったほうが良いよと言われたので、入ろうかなという位でしたね。やっぱり人脈も広がるし、情報収集もできるのかなあというのは何となくあります。入って悪くはなからうという感じです。なぜP A会かと言われると、所長がP A会だからということですが、所長から「どこでも良い」とは言われたんです。これはちゃんと書いておいてください（一同笑）。あえて他のところにする理由もなかったですし、逆らってP A会にしたならいろんな理由も言えたのですが、結局、所長と同じ会派という身も蓋も無い状況です。

（宇田）私も全く同じような事情なんです（笑）、私がいる事務所も事務所全体がP A会で、P A以

外の会派の人は多分いないと思います。私が弁理士登録した数日後に副所長から「PA会に入りますか？」というメールが来たので、断わる理由もないので、「はい、じゃあ入ります」って返信して、ただそれだけなんですけど…（一同笑）。ですが、事務所自体がPA会ってというのは、会派の活動に対して事務所の非常に理解があるということなので、会派の活動に行くと言っても、「飲み会のお金出すから行きなさい」とか「懇親会にも行きなさい」とか非常に理解があります。私は色々人脈を作りたいと思っているので、企業の方とか事務所の方とか、いろんな弁理士の方との出会いがあるという点では特に良かったなと思います。

（篠田）それでは続きまして、会派も色々ありますが、その中であえてPA会をお選びいただいた理由と印象をお願いします。

（伊藤）先程申し上げたように、もうハナからPA会に決めてたようなところはあるんですけど、実際入ってみての印象は、一番真面目に非常に質の高い研修を提供しているというのが強いです。さっき栗野先生もおっしゃっていましたが、横のつながりもできるし、情報収集の場としてもすごく良いところかなと。少なくとも活動実績とか人のつながりとか、すごく充実している会派じゃないかと思っています。

（栗野）私は去年のアメリカ訴訟の研修が非常におもしろくて全3回すべて出席させていただきました。実際、会社が米国で裁判に関係するときは、直接に関わっていない私は、結果だけ聞いていることが多いもので、実際は「ああこういう形か」というのが分かって非常にためになりました。PA会に入るとああいった研修があるのがいいなあと思うことが一つと、懇親会があるので、いろんな方と知り合って人脈も広げることができる点も良いと思っています。私は事務所の方と知り合う機会はほとんどないので、PA会に入って懇親会で色々話をすることで、事務所の弁理士の方ってこういうことをやっているんだなってことも分かりました。また、それによって人のつながりが沢山できたという点で、研修と懇親がセットになっているPA会の研修は良いなあと思います。

（篠田）ありがたいですね、そういう風に言っていただいて。小松先生はいかがですか？

（小松）最近合格した方たちとお付き合いするようになって、その方たちもPA会に入られたのですが、その時にちょっと聞いたら、PA会は研修、勉強が充実している、それと会費が無い（笑）、どこに行ってもイメージがとても

良いと、皆が言っていました。私も登録後少しの間、米国特許法の研修とかに出た勉強させていただきましたが、確かに特許事務所の中とかで勉強会というのを形として開いているかという、皆さん忙しいので、そんなに多くはないように思います。中にはちゃんと開催している所や、また昨今は社内・所内メールのようなもので、いろんな情報が回覧されることはあっても、まとまって誰かが講師として教えるという機会はなかなかありませんので、PA会というのは、そういうところのケアがすごく熱心な会派だという風に思っています。

（松宮）そうですね。他会派と比べたわけではないのですが、PAには商標系の先生もたくさんいらっしゃるって、商標系の研修も割と多いというのが1つ大きなメリットとしてあるなと思いました。あと、他の人に、PA会は会員数が多いので人脈が広がるよ、と言われたことがあります。



松宮会員

（宇田）私は去年、研修にいくつか出たのですが、アメリカの訴訟制度についての英語の研修があって、資料の翻訳は付いていたのですが、講師の方は英語でしゃべっていて、正直よくわからなかったのが、やっぱりこういうのがちゃんと聞き取れるようになりたいなと、それで英語の勉強へのモチベーションに火がついた、ということがありました。なんかレベルみたいのを見せられたというか、このくらいの英語が分かるくらいになれば、実務をやっていて英語で怖いものもなくなるのかなと、ある意味、新たな世界みたいなものが開けたというのがあって、それがきっかけで個人的に英語の勉強を始めることになったので、研修を受ける前はそういう風になるとは思わなかったのですが、思いがけず視野が広がるような効果があるなと思いました。

（篠田）そういう刺激を受けられる場でもあるということですね。

（篠田）これまで、PA会の印象に関して、人間関係を広げる懇親の場であるということと、研修が主な話題に上がりましたが、PA会では旅行会ですとか夏の納涼会もやっていますし、同好会もいろいろあるんですよね。どのようにしたら、これらの活動にも多くの人に参加しやすくなるか、何

かご意見がございましたら、いただきたいと思うのですけれども。

(伊藤) 私は旅行会と同好会には残念ながら時間的に参加できていません。ただ、研修の懇親会や納涼会のように、割と仕事の後に何とか無理すれば出られるというところは、なるべく出たいなと思っています。ただ、やっぱり知り合いがいないと参加しにくいという方も多いんじゃないかと思えますね。だから、研修会の後の懇親会とか、ちょっと知り合いになった方と飲んでみたいという場があると、ますます参加しやすくなるのかなという印象を持っています。

(櫻井) 現時点では、ちょっと忙しいので、なかなか出られていませんが、懇親会や納涼会には出るチャンスがあったら、出たいなと思っています。ただ、伊藤先生もおっしゃったように、参加しても知り合いがいないというのは辛いですね。でも、特に企業の方とかの場合、ちょっとお酒が入ると初めて話してもらえなこととかもありますし(笑)、そういう点でも、できれば参加させていただきたいなと思っています。

(粟野) 知り合いがいないとなかなか参加しづらいという話ですが、これが良いのかどうかはわかりませんが、最近、ソーシャルネットワークがありますよね。私もフェイスブックに入っているのですけれども、その中で弁理士関係の会に2つ入っています。1つは同期合格の会、もう1つは弁理士であれば誰も入れますよという会で、私も最近はあまりやっていませんけれども、以前は結構情報を流しましたね。それで、中にいる人と時々話をしていると、思わぬコメントを聞いて、この人はこういう人なんだということがわかって、それで知り合いになったような人もいます。そこで時々話をしていると、何かの時に実際に会って、いつも話している方だと、「実は会うのは初めてですね」ということで結構話しやすいですね。場合によっては、PAフェイスブックの会などがあると、誰かが1週間に1回くらいコメントでも入れれば、会のことを思い出してくれる人がいるかも知れない。

(小松) フェイスブックは私も知っています。私はちょっと、そこら辺は避けて通っていますが、確かに良いかもしれないですね、昨今は。

(宇田) 同好会の話ですが、実はどのような同好会があるのかがよく知らないです。祝賀会で宣伝みたいなものはちょっとあったと思うのですが、他の会派の同好会の宣伝に比べると、ちょっとどういう活動をしているのかが分かりにくいですね。

(本多) そうですね。合格祝賀会の時に、一度そういう形で簡単なご説明をするくらいで、その

後はあまり積極的な宣伝活動というか、こんなことをやりましたということは、していないですね。入会の仕方もよくわからないかもしれません。

(伊藤) ウェブの研修会の申込みフォームあるじゃないですか。あれ申し込む時って、本当にまじめなところしか行かないから、PA会本体のウェブサイトとか見ないんですよ、正直。そうすると、同好会のページがあっても、実際にはほとんど見に行かないという状態になっちゃうので、ひよっとしたら、研修のフォームのところにPA会の同好会のリンクとか付けていたら、良いのかも知れませんね。

(宇田) 他の会派のものは、インターネットのホームページとかではなくて、紙なのですけれど、いわゆる大学の新勧コンパのノリっていうか部活動みたいなノリで、例えば野球だったら野球の写真が載っていて、アウトドアとか水泳とかいろいろあって、なんかこういうことやってますみたいな感じで書いてあるんですけれど、わかりやすく、楽しそうな雰囲気みたいなのが伝わってきたりして、そうすると、その同好会に対する敷居がもっと低くなるのかなって思いました。ビジュアル戦略が上手いというか、私はその会派の案内を見たときに、すごく面白そうと思ったんです。女子ゴルフ部というのがあるんですよ。女子ゴルフ部だけど、男の人の写真もあって(笑)。同好会とかは趣味なので楽しいものだと思いますので、そういうちょっと軽めのノリみたいなものがあると、敷居が低くなるのかなって思いました。



宇田会員

(小松) そうですね。確かにいろんな年齢層の方が参加している写真なんかがあると良いですね。PAの同好会の写真は、そう言われてみると、地味なような感じがちょっとしますね(笑)。

(本多) PAの会報も今年はビジュアル重視でいきましょう(笑)。他の皆さんは、どんな同好会があるかご存じですか。

(小松) 野球同好会があるっていうのを聞いたことがあります。

(本多) 野球は、いったん休会しておりましたが、今年復活しました。今年立ち上げなので、比較的に入りやすいと思いますよ。

(小松) 9人いるのでしょうか。

(本多) それは多分大丈夫そうです。今なら即レギュラーという話もありますが(笑)。

(松宮) 次は女子ゴルフ部の設立ですね (笑)。

(小松) そうですね。そこは宇田先生にぜひ女子ゴルフ部を (一同笑)。

(本多) もしお時間があったら、皆さん同好会にもご参加ください。ボーリングとかは割と出席しやすいですかね。

(小松) ネットワークさえあれば、結構集まるんじゃないかと思うんですよ。でも、どこでやっているのかなというのが、よくわからない。

(本多) そうですね。

(篠田) 懇親の場というか、人間関係を広げたいとか、そういった情報交換の場ということで、P A会をお選びいただいている先生方がほとんどですので、やはりそういう場として同好会をもっと活用していただけるようにしていければ良いですよ。

(本多) そうですね。私も始めの頃、ゴルフなどに参加させていただいて一緒に回ったり、スキーなどで一緒に泊まってワアワアとやってるうちに、上の先生方とも大変親しくお話する機会をもつことができました。昔は大きい事務所にいたので情報には困りませんでした



本多幹事長

したが、その後小さい事務所に移ったときに、何かといういろいろな先生に気楽にお尋ねできたりする機会をもてたというのは、もともとはそういった同好会とかを通して親しくさせていただいたことがあったことによると感じています。オフィシャルでない顔が見えるので、そういった活用をしていただくと、長いスパンで見て、親しい人間関係になるので良いのかなと思います。私にとっては、そういう形で良かったなと思っています。

(栗野) ちょっと思ったんですけど、P A会のホームページは、入会するときに1回見て、その後は見ていませんでした。同好会でどういうことをやっているとか、後で何か思い出させてくれるような何かがあると、仕事にちょっと時間の余裕ができそうなときにでも、と考えるようになるのかも知れませんね。

(伊藤) 研修のページもあるので、同好会やイベントの報告とかもここに載せるということで良いのではないかと。

(本多) そうですね。たまに研修のご案内の間に富士山の写真などを載せると良いのかも知れませんね。

(栗野) 研修のページにはしょっちゅう行って、

それこそ知財センター中にいつも情報を回しているんで、そういうのが入っていると、みんなに広がるはずですね。P Aというと研修っていうのは皆が気付くはずですから、毎回、下の方に同好会これこれはこんな活動をしていますというのがあると、もう一度思い出すことはできるかも知れませんが。

(伊藤) 研修のメールはすごくよく見ていて、勉強関係ではよくP A会のウェブを開くんですけど、実際、同好会のページに行くというのは、なかなか機会が少ないので。

(本多) そうですね。

(栗野) P Aというと、研修会のイメージがあるから、それはぱっと出てくるのですが、P Aという同好会というイメージはなかなか思い浮かばないですね。

(小松) 研修会と同じように、同好会のメールを回したらいいんでしょうかね。

(本多) でもそれは、あまり回ると、うるさいかもしれませんね (笑)。

(伊藤) では、研修のメールの下にちょっと入っているくらいが良いのかも知れませんね。研修案内の下の方に1行、「今回のお知らせ」みたいな感じで「富士山に登ってきました」みたいなリンクを付けたり。

(宇田) みんなで富士山に登っている写真があったりしたら楽しそうですね。

(篠田) 先ほど、小松先生のほうから、P A会は会費がタダだから良いというお話をいただきましたが (笑)、実は今、P A会でも会費制の導入が検討されておりまして、それについて、どのようにお感じになれるかというのを伺えたらと思います。



篠田会員

(伊藤) 会費は無ければ無いに越したことはないのですが、付加価値がP A会の活動を通じて得られるのであれば、当然、ある程度お金を払っても良いかなとは思っています。ただ、毎月1万円とかは無理なので (笑)、年間5千円以内にとどめていただければありがたいなと思います。

(松宮) 最近アンケートが来ていましたね。私も5千円以下と回答しました。

(櫻井) 僕もそれはタダのほうがありがたい。でも、そもそも会費制を導入したほうが良いという



趣旨は、どういうものなのでしょう？

(本多) 今までは会の運営資金として、大きな事務所や、弁理士会の会長・副会長等の会務を経験された方々がある程度まとまった金額を寄付してくださっていました。しかし昨今、会員の数が増える中、今までのように大きな事務所の寄付だけに頼っていて、いつまで現状の活動を維持できるかというのを危惧する声が出てきています。会費という形にするのか、お心のある方の寄付をお願いしますという形にするのかは別にして、支えていただける方の裾野をもう少し広げさせていただくと、今後、永続的に活動の安定がはかられるのではないかな、というような意見も出て参りまして、アンケートに及んだ訳でございます。とりあえずは、今までのやり方を変えていくことができるのかということを知るためにアンケートをさせていただいたという状況です。

(櫻井) わかりました。他の会派はお金をとっているんですか。

(本多) そうですね。

(櫻井) 今まで、どうしてお金も払わずにこんなことができるのかなと思ってはおりました。当然、相当の対価は払わないといけないのかなと思います。

(小松) 私は、会費が無いと逆に積極的に参加しなくてもいいや、という意識が逆に皆さんに生じるんじゃないかと思うんですよ。会費を払うとやっぱりそれだけ参加しないと、と思うんじゃないかと。逆にタダじゃ有り難みが無いと人間感じてしまうと思いますので、そういう意味では、あまり高いと有り難みもいらなないということになりますけど(笑)、そこその額でしたら、あった方が良いのではないかと私は思います。そのほうが若い方なんかは、積極的に参加するんじゃないかなと逆に思うんですけれど。



小松会員

(栗野) 企業の方はP A会の中にどのくらいおられるのでしょうか。事務所と違って、企業の場合、まわりを見ると会派の活動を知っていることもすごく少なく、「そういうのやってるの」って感じですから、たまに研修に参加するような人たちが、お金払ってまで会員になるかな、というのが素直な感想です。

(小松) いろいろ温度差があるのを考えないといけないということですね。

(松宮) 会員と非会員の方の研修等の料金の差がもっと大きかったら、入る意味も大きくなると思いますけど。3~4回参加したら、もとが取れるくらいに。

(篠田) 先ほどからP A会の活動につきまして、いろいろご意見を伺って参りましたけれども、何か新しいP A会の活動のアイデアなどはありますでしょうか。例えば、合コンを行っている会派もあるようですが(笑)。

(宇田) 今、合コン流行ってますよね。いろいろ地域の合コンとか。弁理士合コンがあってもおかしくないんじゃないかな。

(伊藤) P A会でも計画があると聞いています。

(篠田) あとは、どこかおいしいお店をみつけて、そこに皆で行ったりとかして懇親を深めるのも良いと思うのですが、何か新しい、こんな活動があったら良いな、というものはありますでしょうか？

(伊藤) 今、合コンとか、わりと遊び系の話が出ていましたが、僕がP A会で一番魅力を感じているのは、割とまじめな活動というか、研修会がすごく充実していたりとかなので、われわれ自身の専門知識を強みとして生かしていける活動がしっくりくるかなと思っています。例えば、大学で知財の講義を無料でしてあげて、関係を強化するとか、あとは一般向けに無料で知財の講演をするとか。弁理士というのが、この世には職業として存在しているということのアピール活動ですね。

(宇田) 私は、何かコンテストとか、コンクールみたいなものが会派であっても良いのかなと思います。たとえば、明細書作成コンテストみたいなものとか。たぶん多くの人が見て、これは良いと思う明細書ってあるんじゃないかなって思うんですよ。あるいは商標でも、意見書作成部門とかで、どうやったら拒絶理由をひっくり返せるとか、多くの人が見て、これは良い明細書だとか良い意見書だとか思うようなのを、テーマを決めてやったら、みんなの実務レベルも結構あがったりして、良いのかなとか思ったりしました。

(篠田) たとえばP Aの内部で、やるんだったら、いけるかなって感じはしますね。公開となると、ちょっと怖いような気もしますが…。

(小松) でも、弁理士の中でだけですと、どうしても価値というか、やってることがどの程度のものなのか、わからないわけですよ。先ほどのお話にありましたけど、大学生の中とか一般の教養講座のような感じで、ある程度幅広い対象に公開すると、逆にわれわれ弁理士の側から見ても、P A



SEISAKU

## 政策部会

萩原康司

政策部会は、日本弁理士会等における様々な政策問題を議論し、P A会としての意見や要望を、日本弁理士会や日本弁理士クラブ等に対して提出する部会です。

例えば弁理士法改正、弁理士会の運営に関しまして、日本弁理士会の執行役員会などから、P A会も含め各クラブに意見聴取が行われます。そのような場合に政策部会を開いて皆で議論をし、意見や要望をまとめています。

通常は、専用のメーリングリストを通じて意見を出し合っていますが、時には部員の先生方に集まってもらい会合を開き、議論を行います。

今年度は、執行役員会の平成24年度事業計画に関連して「日本弁理士会の使命」について部員の皆様から意見を頂戴いたしました。また直近では、会員への情報提供や通知について、会員専用電子フォーラムや電子メールを利用した情報提供などが議題に上がっています。

また、4月16日(月)、6月14日(月)、7月18日(水)に開催された日弁政策委員会に出席し、会派間の意見交換を行いました。

政策部会では、我々の忌憚のない意見を関係各方面に伝達できるように、適時議論し、P A会の意見を主張してゆきたいと思います。

SHOMU I

## 庶務 I 部会

吉田みさ子

庶務 I 部会は、毎月1回開催されるP A会幹事会の準備・運営を担当しております。具体的には、会議室の準備と、お茶の準備です。昨年度までは、会費制により弁当を準備しておりましたが、今年度より廃止したところ、お腹が空くため無駄話が減り、会議が早く終了するようになりました。庶務 I 部会としては、会費の徴収及び弁当の手配がなくなり、随分と手配が楽になりましたし、会議も早く終わると、良いこと尽くめとなりました(笑)。

幹事会では、納涼会や旅行会などのイベントの企画及び結果報告の他、弁理士会の選挙について話し合います。「幹事」という役回りは初めてでしたので、私にとっては、幹事会への出席は今年度が初めてとなりました。今年は弁理士会会長の選挙の年でしたので、弁理士会会長の候補者選定に

関して、活発な議論がなされました。幹事会に出席すると、弁理士会会長の選出までの舞台裏を見ることができます。これまで、弁理士会会長選挙など自分には何ら関係のないことと思っていたのですが、なかなかどうして、いろいろあるものだと感心するばかりです。

最初庶務 I 幹事を引き受けたときは、引き継ぎが不手際だったことから少々戸惑いましたが、慣れるとそんなに大変ではありません。幹事会の最中に議事録を書いてしまえば、後は会場の設営と幹事会の案内を行う程度です。そして、幹事会の後には、美味しいお酒が待っています。大先輩の先生方の貴重なお話から、たわいもないおしゃべりまで、いろいろな話をして楽しく飲んだくれ、なんだかんだと楽しく庶務 I の仕事をやらせて頂いております。

## 庶務Ⅱ部会

齋藤 令佳

庶務Ⅱ部会は、PA会の会員データを管理する業務を行っています。

以下、部会の業務を簡単に説明します。

### 1. 会員データの管理

- (1) PA会のホームページから、入会申込みを受け付けると、幹事会に入会の承認を諮ります。幹事会から入会の承認を得ると、会員データ、同報FAXシステム、及びPA会メーリングリスト（以下、会員データ等）に登録します。
- (2) 日本弁理士会が毎月発行するJPAAJAジャーナルに掲載される会員異動届から、PA会会員の情報を抽出して、異動内容を会員データ等に反映させます。
- (3) PA会会員から、PA会のホームページ、PA会会員名簿に掲載されている住所等の変更届出書を随時受け付け、その変更内容を会員データ等に反映させます。

### 2. PA会メーリングリストの管理

PA会会員、幹事会、各作業部会、各同好会、弁理士受験生等に、各種情報をメールで配信するため、それぞれのメーリングリストを管理しています。

### 3. 同報FAXシステムの管理

メーリングリストに登録されていない会員向けにFAXで各種情報を連絡するため、同報FAXシステムを利用しています。

### 4. PA会会員名簿の発行

上述の会員データに基づいて、毎年1回、PA会会員名簿を発行しています。今年度は7月末に発行しています。

※PA会からのご連絡は、現在メーリングリストを主として使用していますので、電子メールアドレスに変更があった場合には、shomu2@pa-kai.netまでご一報いただきますようお願い致します。

## 庶務Ⅲ部会

林 篤史

庶務Ⅲ部会では、PA会会員、更には日本弁理士会会員等の慶弔事を行っています。

具体的には、春／秋の叙勲褒章の時期には、日本弁理士会事務局から受章会員の情報の連絡がありますので、その情報に基づき、祝電等により受章会員に祝意を表し、併せてその旨をPA会会員へメーリングリストにより報告します。

また、会員等に不幸があった場合にも、日本弁理士会事務局から情報連絡がありますので、その情報に基づき、事案をPA会慶弔規定に基づいて

処理し、弔電、生花等により弔意を表します。PA会会員に関わる弔事であれば、PA会会員へメーリングリストにより報告し、PA会会員以外の弔事については幹事会メーリングリストによりPA会幹事会メンバーに連絡します。この作業は、通夜、告別式の日程等を連絡するという重要な役割があるため、迅速性が要求されます。

従って、当部会は、地味ながらも、年間を通じて気の休まることのない部会と言えます。

# 会 計 部 会



穂坂道子

会計部会は、P A会の会計を担当しています。具体的には、1. 寄付金の収集、2. 経費の支払い、3. 入出金の管理です。昨年の会計部会幹事鈴木大介先生に、今年の部会長を引き受けていただき、その他の過去の会計部会幹事の先生方にも助言をいただきながら、会務を行っています。

## 1. 寄付金の収集

P A会の運営資金は、会員の寄付金により成り立っています。そして、これまでご寄付をお願いする先生方は会員の一部に限られていました。これに関し、不平等ではないかというご意見や寄付金に関するご質問が時折寄せられるものの、長年同じ方法を踏襲してきました。これは、P A会では、会の発足当時から「先輩の先生方が後輩の新しい仲間の面倒をみる」という伝統があり、この伝統を尊重してきたものと思われまます。しかし、昨今の会員数の増加に伴い、会員の一部の先生方にだけご寄付をお願いしては、活動規模に見合う資金が不足し、近い将来、会の運営に支障を来すおそれがあります。また寄付を全会員にお願いすることで会員の自覚が深まり、P A会の活動にも積極的に参画いただけるのではないかと思います。

そこで、今年度は、寄付を全会員にお願いすることについて検討するべく、会員の皆さんにアンケートを実施しました。アンケートの結果、「P A会の寄付金依頼に関し全ての会員を対象に寄付をお願いした場合、寄付へのご協力をいただけますか？」という問いに対し、回答者の82%が「Yes」の回答であったため、この原稿を書いている8月現在、今年度の寄付金を全会員にお願いする方向で、寄付金収集の準備を進めています。

## 2. 経費の支払い

P A会の各作業部会では、運営に当たり様々な経費が生じます。会計部会は、各作業部会から経費の報告を受け、会費から各作業部会に支払います。実際には、ほとんどの経費は各作業部会がいったん立て替え、会計部会がその立替金を後から返却する形式になっています。

## 3. 入出金の管理

P A会の通帳を預かり、入出金の記録と管理をしています。年度末には、この記録に基づき会計報告の作成を行うこととなりますが、これがかなり大変な作業になるであろうと思われ、今から思いやられます。

会計報告は、毎年一月に開かれるP A会の総会で行います。会員の皆さんは、総会に参加して、会計報告をしっかりとチェックすることをお勧めします。

## 人 事 部 会

中 野 圭 二

幹事長の翌年は庶務Ⅲ部会の幹事を担当するのが通例でしたが、本多敬子幹事長を全面的にバックアップするとの約束により、幹事長の負担が大きい人事部会の幹事を引き受けることになりました。部会長は、青木充先生および野上晃先生にお引き受けいただき、部会員にはお顔の広い先生方を中心に総勢20名の方をお願いしました。

人事部会の最大の仕事は、日本弁理士会の委員会及び付属機関の委員推薦です。

この作業は、日本弁理士会に次年度人事検討委員会が設置されて行われています。この委員会は、4月からの新年度がスムーズにスタートできるように、前年度の1月半ばから3月半ばにかけて集中的に開催されます。メンバーは、主に、各会派の幹事長と人事担当幹事で構成されます。

PA会の作業としては、例年、12月～1月の間に、会員に対する「次年度委員会等に関するアンケート」により、所属したい委員会についてのアンケート調査を行っています。これについては、年末の忙しい時期に行われますので、見逃さないようにお願いします。近年は、アンケートの回収率が低下傾向にあり、以前のように希望者が集中する委員会が少なくなりましたので、一般公募の前にPA会のアンケートに答えて下さいますようお願いいたします。なお、このアンケートは、PA会の作業部会の所属希望のアンケートも兼ねておりますので、こちらの方もよろしくお願いします。

本年度、推薦を行った日本弁理士会の委員会・センターの数は計41であり、以下の通りとなっています。PA会からの推薦のべ総数は167名（委員長11名含む）でした。

選挙管理委員会、綱紀委員会、不服審議委員会、審査委員会、紛議調停委員会、コンプライアンス

委員会、継続研修履修状況管理委員会、研修所、中央知的財産研究所、知的財産支援センター、知的財産価値評価推進センター、知財流通・流動化検討委員会、国際活動センター、広報センター、福利厚生委員会、防災会議、例規委員会、総合政策企画運営委員会、地域企画調整委員会、弁理士推薦委員会、財務委員会、弁理士法改正委員会、特許委員会、意匠委員会、商標委員会、ソフトウェア委員会、バイオ・ライフサイエンス委員会、著作権委員会、産業競争力推進委員会、不正競争防止法委員会、業務対策委員会、特許制度運用協議委員会、ADR推進機構、技術標準委員会、情報企画委員会、弁理士業務標準化委員会、知財経営コンサルティング委員会、パテントコンテスト委員会、農林水産知財対応委員会、アミカスブリーフ委員会、企業弁理士知財委員会

また、人事部会では、弁理士会の委員推薦とほぼ並行して、関東支部の委員会への委員推薦も行っています。関東支部の活動も広がりを見せており、こちらは、地域色を生かした人選も重要ですので、ますます多様な会員が参加されるように期待しています。

今回の人事においても多数の方々をお願いをし、ご快諾を頂きました。この場を借りて御礼申し上げます。

日本弁理士会の活動のためには委員会必須の存在となっており、日本弁理士会に対する周囲の期待や要望からすれば委員会活動の重要性は益々増えています。本年度も会員の皆様に委員会希望のアンケートを行う予定ですので、奮ってご回答いただき、皆様の委員会への積極的な参加をお願い申し上げます。

## 企 画 部 会

坂 野 博 行

企画部会は、昨年までの企画Ⅰ部会及び企画Ⅱ部会が統合されて盛り沢山の企画を担当しております。すなわち、本年度は、弁理士登録祝賀会と、春・秋の叙勲褒章受賞者祝賀会と、納涼会と、旅行会と、新年会・総会の企画及び運営を担当しています。

今年度は、部会長として、谷崎政剛先生、酒井雅久先生、大田黒隆先生、渡末巧先生にお願いしております。

まず、春の勲章・褒章については、谷義一先生が旭日小綬章を、一色健輔先生が旭日双光章をそれぞれ受章されましたので、去る7月10日(火)に学会館にて、和やかな雰囲気の中、春の勲章受章者祝賀会が行われました。谷義一先生、一色健輔先生、誠におめでとうございます。

次に、弁理士登録祝賀会ですが、4月12日(木)に「RISTORANTE VENIRE VENIRE (リストラテ ベニーレベニーレ) にて行われました。毎年ご案内と同時に直ぐに実務修習修了者の申し込みが埋まるのですが、開催時期が4月ということからか(昨年6月実施)、当初は申込人数が伸びませんでした。しかし、最終的に33名の実務修習修了の新人先生方、及び20人程度のベテラン先生にご参加戴きました。昨年に引き続きまして、祝賀会開始前に中野先生から新人研修会(著作権法)を講演して戴いたことに加えて、本年度からの企画で、同好会代表先生から、同好会の紹介の時間を設けて、PA会の素晴らしい点をまた一つ紹介させて戴きました。会員先生の人数も多かったため、修了者の方との交流の機会が非常に増えて大変有意義でありました。今後も、同好会の紹介は欠かせないと思われま。

そして、納涼会は、7月27日(金)に「鉄板焼き 灯ノ番」にて行われました。最終的に海の上の

クルーズか、陸上かいずれかということになりましたが、今年はソファーにゆったり寛ぎながら夜景、運河?を楽しめる場所に決まりました。若手、ベテランの先生も含めて、22名程ご参加を戴きました。今年は陸上でしたが、来年は海上(東海汽船)など交互に行うことも良いとのご提案も出されましたので、来年は海?での納涼会となりそうです。納涼会では、普段話しづらいベテラン先生方でも、公私ともにご相談できる機会を持てるので、非常に有意義です。今後も納涼会は引き続き実施していく予定です。会員の先生方も、開催場所等にリクエストがあれば、遠慮なくおっしゃっていただければ幸いです。

また、今年の旅行会は、8月25日(土)~26日(日)に開催される予定です。場所は、日本三景松島(ホテル松島大観荘)です。昨年の旅行会は大地震のため、日程を11月に変更して行われましたが、今年は例年通り8月末となりました。候補地として、軽井沢、越後湯沢、石和・河口湖、三島、松島が挙がり、最終的に、河口湖、松島からの選択となりました。河口湖は、夏休み料金でかなり割高であったため、復興支援ということもあり、松島に決定されました。中堅の先生方にもご参加して戴こうと、準PA会員(仮)を設けたり、イベント券も引き続きご使用可能となっております。初日には、谷義一先生による堅苦しくない研修会も予定しております。2日目は、観光組(松島湾内一周遊覧船、五大堂・瑞巖寺、松島物産館ほか)と、ゴルフ組(松島国際)とをご用意しております。

来年になりますと、例年通り、1月には総会・新年会が行われますので、まだまだ遠い先の話ではございますが、新年会へも奮ってご参加くださいますように、お願いいたします。

今年1年よろしくお願い申し上げます。

# 研 修 部 会

小 野 暁 子

## 1. 研修部会の紹介

研修部会は、新人、一般および国際の三部門から構成され、知的財産に関する知識の習得を目的として様々な研修会を企画・開催しています。新人研修は主に知的財産に関する基礎知識の習得を目的とし、一般研修は全般的な知識レベルの向上、国際研修は諸外国の実務に関する知識の習得を目的としています。しかしながら、部門毎に異なる参加資格を課しているわけではありませんので、新人／ベテランの分け隔て無く、全ての研修に自由にご参加いただけます。

今年度は全22回の研修会を予定しており、これは他会派に比べても多く、P A会研修部会の特徴の一つになっています。また、そのうち6回は名古屋にもTV会議接続により配信いたします。

なお、P A会は日本弁理士会から認定外部機関として認められておりますので、研修会に参加し、所定の条件を満たせば、継続研修の単位が付与されます。

研修会終了後は、場所を飲食店に移動して、講師を交えた懇親会を開催しています。この懇親会では、食事やお酒を頂きながら気軽に講師の方と会話することができ、講師の方と、また参加者同

士で親交を深める場となっています。

グリーンP A会員（本年度は弁理士番号15662号以降のP A会会員の方が該当）は研修会の会費が無料となり、さらに懇親会の会費も軽減されるというメリットがあります。ぜひP A会の研修会にご参加ください。

## 2. 研修部会の活動

研修部会はP A会会員等の相互の親睦を図ること、また、若手のP A会会員にも容易にP A会の活動に参加する機会を提供することも活動の目的としており、本年度は17名の研修部員の方に活動していただいております。通常、開催する研修会ごとに担当者を二名選定して、研修テーマと講師の決定、研修会当日の対応等をしていただきます。研修テーマや講師は研修部員の方に自由に発案していただいております。研修会の企画・運営が研修部員の方にとっても良い経験になることを期待しています。また、企画・運営に寄与した研修部員は、その慰労も兼ねて研修会および懇親会に無料で参加できるというメリットがあります。

研修部会に興味がある方、積極的なご参加をお待ちしています。





SOSHIKI

## 組 織 部 会

坂 本 智 弘

組織部会では、P A会の組織の発展に資するため、その拡大や結束の強化につながる活動を企画・実施しています。

本年度は、組織の拡大を図ることに重きを置き、以下のメンバーで口述模擬試験開催の準備を進めております。

### 1. 本年度組織部会のメンバー

部会長 中尾 直樹先生

部会員

池田 俊彦先生、岡上 悦男先生、尾首 亘聰先生、帯包 浩司先生、坂野 博行先生、箕村 義勝先生、宮澤 純子先生、山田 成喜先生

### 2. 開催日程

第1回 9月26日(水) 18:30~21:00

東京会場 弁理士会3階

第2回 10月9日(火) 18:30~21:00

東京会場 弁理士会3階  
名古屋 10月6日(土) 13:00~  
東海支部会議室

東京会場では、第2回目の模試を第1回目から一定の期間をあけて開催することとし、受講生に第1回目と第2回目の両方を受けることができるようにしました。これにより、受講生の口述試験本番までの準備をよりサポートできるようにしました。

### 3. イベント券

講師を担当頂いた先生方には、研修、旅行会といったP A会主催の行事で使うことのできるイベント券を配布いたします。このイベント券システムは、昨年スタートし、今後もP A会員の積極的な行事参加に役立つことが期待されます。

CHUBU

## 中 部 部 会

石 原 啓 策

本年2月より中部部会の幹事を担当しております石原です。

例年、会員間の親睦を深めるとともに、新規会員の獲得を図るため、研修会&懇親会を行っておりますが、幸いなことに、本年度よりP A会主催で東京にて開催される研修会(継続研修の単位取得が可能な研修会)を名古屋にTV中継して頂ける機会が増えて参りました。2月には佐藤俊司先生による「知っておくべき最新の商標裁判例」の研修、6月には山内明先生による「特許情報の戦略的活用」の研修、7月には後藤晴男先生による「条約と商標実務」の研修、につき、名古屋へのTV中継による研修会を開催することができました。

また、3月には、名古屋でも独自にFitch Even Tabin & Flannery事務所(米国シカゴ)のJohn Lyhus氏をお招きして「アメリカ商標法の超基本」と題する研修会&懇親会を開催しました。

さらに、4月には、会員の健康増進の意味も兼ねて、岐阜城のある金華山へのハイキング&懇親会を開催しました。加えて、8月には、納涼会ということで、豊橋鉄道主催「納涼ビール電車」に乗車し、車内でビール飲み放題を堪能するというイベントを行いました。

今後も研修会、懇親会、各種イベントを定期開催することで、中部部会の更なる発展を目指していきたいと考えております。ご支援のほど、宜しくお願いいたします。 以上

# 会 報 部 会



渡 邊 伸

会報部会では、年刊の会報誌「PA」の企画・編集・発行と、PA会ホームページの管理を行っています。

## ホームページの管理

PA会のホームページには、研修や企画の案内・報告、幹事会からのお知らせ、同好会の紹介など、PA会の活動に関わる情報を多数掲載しています。

本年度は、部会長を渡辺和宏先生にお願いし、ホームページの刷新を鋭意進めています。まず、以前契約していたレンタルサーバを解約し、よりコストパフォーマンスに優れたサービスに移行することで、年間の維持費用を数分の1に下げることができました。また、サーバの移行に伴って、ホームページのデザインも今風のものに全面的にリニューアルしました。サイトの管理には、Wordpressというコンテンツマネジメントシステム（CMS）を使っており、ブログに投稿する感覚で、不慣れな方でも簡単にコンテンツを追加できるように工夫してあります。また、住所変更届等は、現在はメールで連絡していただいておりますが、将来的にはホームページ上で手続きを行えるようにしたいと考えています。ほかにも、ウェブサイトに関して、こんなサイトにして欲しい、といったご要望等ありましたら、pakaiho@gmail.comまで、どしどしご意見をお寄せ下さい。また、Wordpressを使ったウェブサイトの開発経験がある方、あるいは、ちょっと自分も作ってみたいという方がおられましたら、ぜひ会報部会の部員に加わって下さい。新メンバー、大募集中です。

## 会報誌「PA」の企画・編集・発行

会報誌「PA」には、例年、現在活動中の役員や委員の執筆による弁理士会での活動報告が掲載されます。また、PA会を運営している各作業部会の活動報告、研修、納涼会といった会員のための行事報告も各幹事の執筆により掲載されています。

本年度の会報誌担当には、部会長として野上晃先生、部員として篠田卓宏先生にご参加いただいております。そして今号では、「特集」として座談会を企画し、最近登録された新規会員の方々にお集まりいただき、「最近の登録者が会派に期待するもの」というテーマで話し合ってくださいました。近年、弁理士数が急増する中、会派に属していない弁理士が多くを占めるようになってきております。そのような状況において、敢えて(?)PA会に入会された方々が、どのようなことをPA会に期待しているのか、また、どうしたら多くの方に研修以外の活動にも参加してもらえらるだろうか、といったことを知りたいと思い企画しましたが、実にさまざまなご意見をいただき、企画側のわれわれも想定していた以上に多くのことを考えさせられました。ぜひ皆様にも、じっくりと目を通していただければ幸いです。

以上

[PA会の新しいホームページ]  
<http://www.pa-kai.net/>

[PA会ホームページのQRコード]



# 祝賀会報告

坂野博行

本年度は、P A会から、谷義一先生が旭日小綬章叙勲の榮に浴され、一色健輔先生が旭日双光章叙勲の榮に浴されました。これを祝しまして、去る7月10日(火)に学士会館にて、和やかな雰囲気の中、春の勲章受章者祝賀会が行われました。出席者は、総勢で40名となりました。

祝賀会は学士会館の少し広めのお部屋である203号室を借り切って、正午から開宴されました。まず、P A会幹事長の本多敬子先生からご挨拶を戴いた後、幹事会代表として浅村皓先生からご祝辞を戴き、引き続いて、岡部正夫先生に、乾杯の

音頭を取って戴きました。前半は、ご歓談・ご会食を中心として、終始心温まる、和やか雰囲気祝賀会が行われました。

後半は、神林恵美子先生からご祝辞を戴きました。その後、穂坂道子先生、足立泉先生から記念品及び花束の贈呈が行われました。そして、叙勲された先生方から答辞のお言葉を賜り、興味深いエピソードを伺うことができました。

お昼時にもかかわらず、また、ご多忙の中、ご出席して戴きました先生方には、心から御礼申し上げます。



# PA会の研修について

小野 暁子

## 1. はじめに

PA会研修部会では、新人研修部門、一般研修部門、国際研修部門の三部門に分かれて、それぞれ年間複数回の研修会を行っています。ここでは、本稿執筆時点で既に行われた本年度の研修について、簡単にご紹介させていただきます。新しくPA会に入会された先生方や研修会に参加されたことのない先生方にとって、当研修部会で行われている研修内容を知っていただく一助になれば幸いです。

## 2. 本年度に開催された研修会

### (1) 主催部門：新人研修部門（第1回）

開催日：5月11日（金）

テーマ：「平成23年特許法改正の主要論点」

講師：田村善之先生（北海道大学大学院法学研究科教授）

研修内容：

平成23年特許法改正は、通常実施権の当然対抗制度の導入、冒認者出願にかかる特許に対する被冒認者の移転請求、再審の制限等、重要な改正内容となっており、それらについて様々な論点を説明していただきました。例えば「特許権が移転した場合、旧特許権者と通常実施権者のライセンス契約上の地位について、新特許権者と通常実施権者の間に承継されるか」、「『冒認出願が請求項を追加している場合』や『冒認出願が改良発明である（含む）場合』の移転請求をどう処理するか」、「冒認出願が移転したときの善意の第三者の保護をどうするか」といった論点について詳細に説明していただきました。この研修に対する関心は非常に高く、70名以上の先生方にご参加いただきました。

### (2) 主催部門：新人研修部門（第2回）

開催日：5月14日（月）

テーマ：「バイオ特許の最新動向」

講師：隅藏康一先生（政策研究大学院大学准教授）

研修内容：

この研修は「バイオ」という特定の技術分野に

テーマを絞った珍しい試みでしたが、バイオ系の知財に従事されている先生方を中心に、研究機関にお勤めの先生方など、幅広い先生方にご参加いただきました。iPS細胞などの幹細胞をめぐる特許の動向、遺伝子特許に関する最近の問題点、特許の活用・流通に関する動向、大学の発明の活用について、さらには、バイオ分野でも最近になって動きを見せ始めた技術標準などの興味深い最新の話についてもお話しいただき、参加者は熱心に聴講していました。

### (3) 主催部門：国際研修部門（第1回）

開催日：5月29日（火）

テーマ：「欧州発 模倣品対策の実務手法 ～情報収集、戦略策定、税関申請と法的措置、そして模倣品の駆逐へ～」

講師：竹下敦也先生（CABINET PLASSERAUD）

研修内容：

知的財産保護の現場活動として無視することができないものであり、また企業関係者にとってはブランド保護の観点から最も関心が高いことの1つでありながら、普段の弁理士活動では触れる機会が少ない模倣品対策の実務についてご講演いただきました。まず、世界全体を対象とした模倣品の流通や模倣品対策の一般的な内容についてお話しいただき、次に、ヨーロッパを対象に、特にEU全体での取り締まりと、制度がそれぞれ異なる各国税関での取り締まりという、二面性を有する現場の話を、並行輸入品についての話も含めつつ、お聞かせいただきました。参加者の先生方の関心も高く、最後は15分以上も質疑応答が続くという、熱のこもった内容となりました。

### (4) 主催部門：国際研修部門（第2回）

開催日：6月1日（金）

テーマ：「中国商標実務 ～日本商標法と比較して～」

講師：徐涵先生（集佳知識産権代理有限公司）

研修内容：

この研修では、中国弁護士兼商標代理人の徐涵

先生を講師にお招きし、特に、日本の商標法と異なる中国商標法の特徴、中間応答における留意点などを中心に、中国商標実務についてご講演いただきました。中国の商標実務に対する関心は非常に高く、70名近い先生方にご参加いただきました。今回の研修は、日本語で分かりやすく説明していただきましたので、中国における商標実務を知る良い機会になったものと思います。なお、12月には中国特許実務の研修を開催する予定です。ぜひご参加ください。

(5) 主催部門：国際研修部門（第3回）

開催日：6月6日（水）

テーマ：「欧州特許条約における異議申立てとその実務」

講師：Michele Baccelli先生（Hoffmann Eitle事務所）

研修内容：

元欧州特許庁審査官であり、現在はEPCの出願、異議申立、審判などの実務全般を担当されている欧州弁理士のMichele Baccelli先生を講師にお招きして、EPCにおける異議申立について、制度の特徴と実務上で留意すべき点を解説していただきました。手続きの流れに関する解説だけでなく、異議を申し立てる場合に留意すべき点、逆に、異議申立を受けた場合に留意すべき点についても具体的に解説していただき、非常に価値のある研修になったと思います。

(6) 主催部門：新人研修部門（第3回）

開催日：6月18日（月）

テーマ：「米国特許における注目すべき最近の判決 ～実務に与える影響も含めて～」

講師：前川有希子先生（Snyder, Clark, Lesch & Chung, LLP）

研修内容：

米国は日本と異なり判例法の国で、MPEPには様々な判例に対する米国特許庁の解釈が述べられており、米国特許審査の基準とされています。そこで、特に101条の特許保護対象関連（Bilski最高裁判決以降）、103条の非自明性関連（KSR最高裁判決以降）、IDS関連（Therasense事件CAFC en banc判決など）についての最近の重要判例を、その背景となる特許法、施行規則、MPEPの説明も絡めながら、紹介・解説していただきました。米国特許法の理解が深まったのはもちろんのこと、米国が判例法の国であることを実感する、貴重な機会になったものと思います。

(7) 主催部門：新人研修部門（第4回）

開催日：6月27日（水）

テーマ：「特許情報の戦略的活用 ～知財コンサルに役立つ特許情報解析～」

講師：山内明先生（株式会社三井物産戦略研究所 新事業開発部 知財戦略室）

研修内容：

「企業価値の最大化」を目的として、攻めと守りの知財戦略を策定するための知財情報解析の概論についてご説明いただきました。さらに、特許情報を各種の特許マップを活用して読み解くことによって、新たな「気付き」を生み出し、それらの特許情報解析結果を各種の非特許情報と組み合わせる知財情報解析の手法、そして、その知財情報解析を通じ、各社の知財戦略に基づくビジネス予測を行う将来予測手法、自社と技術的なシナジーが見込めるビジネスパートナー・M&A 相手を選択する手法、自社商品の売り込み先を探索するマーケティング手法などを具体的にご紹介頂きました。参加者の先生方の関心・熱意は非常に高く、講師と参加者間で活発な質疑応答が長時間行われました。

(8) 主催部門：新人研修部門（第5回）

開催日：7月19日（木）

テーマ：「商標法4条1項11号を中心とする事例検討会 ～商標の類否判断～」

講師：神林恵美子先生（あすなろ特許事務所）  
押本泰彦先生（押本特許商標事務所）  
古関 宏先生（古関特許事務所）

研修内容：

この研修は、PA会では毎年恒例となっている企画の一つです。知識・経験ともに豊富な商標のスペシャリスト3名の講師陣をお招きし、先生方の司会進行の元、各グループ毎にディスカッション形式で各事案の類否判断及びその理由について議論していただきました。題材となったのは近年の審決事例4件、いずれも類否判断に迷うケースばかりで、各参加者が自身の見解を発表して意見を戦わせ、非常に白熱した議論が展開されました。その後、グループ毎の意見の発表が行われ、講師の先生方より講評を頂きました。今年は、昨年の新規合格者が14名も参加され、フレッシュなメンバーでの開催となりました。この研修を通して、参加者の方々は、他の参加者の意見から気がつかなかった着眼点を見つけたり、講師から長年の経験に基づいたアドバイスを受けたりと、実りの多い研修になったものと思います。

(9) 主催部門：新人研修部門（第6回）

開催日：7月30日（月）

テーマ：「条約と商標実務」

講師：後藤晴男先生（弁護士・弁理士）

研修内容：

「パリ条約講話」などでおなじみの後藤晴男先生を講師にお迎えして、「条約」というもの、そして条約、具体的にはパリ条約、TRIPS協定、マドプロ、ニース協定と商標実務の関わりについて、新たな視点も含めてご講義いただきました。なかなか知る機会が少ない「条約」について、特に条約と商標法との関わりや、実務における条約の重要性の理解を深めることができ、有意義な研修でした。また、後藤先生は様々な経験談もお話しくださり、非常に面白い研修になりました。その面白さを伝えきれないのが残念です。

(10) 主催部門：新人研修部門（第7回）

開催日：8月7日（火）

テーマ：「中間処理の実務（進歩性の判断・演習形式）」

講師：鈴木大介先生（特許業務法人アクア特許事務所）、

上田和弘先生（上田国際特許事務所）、

岩永勇二先生（平田国際特許事務所）

研修内容：

この研修も、P A会では毎年恒例となっている

企画の一つです。講師の先生ごとに三つのグループに分かれ、先生と参加者がテーブルを囲むかたちで、今年は「ポンプ」に関する出願を題材にして「進歩性の拒絶に対してどのように反論・補正するか」ディスカッションを行いました。参加者の中にはこれまで中間処理の経験がまったく無いという方もおられました。しかし、グループディスカッション中は各参加者から講師の先生に積極的に質問が投げかけられ、また意見を戦わせ、非常に活発な議論が行われました。その後、グループ毎の意見の発表が行われ、講師の先生方より講評を頂きました。今年は、昨年の新規合格者が9名参加され、フレッシュなメンバーでの開催となりました。この研修は非常に勉強になったと参加者の方々からもご好評でした。

### 3. むすび

研修部会では、これからも引き続き多くの研修会を開催すべく準備をしております。P A会会員の皆様の弁理士業務に関する知識の向上を図る場として、P A会の研修会に積極的にご参加いただくことを願っております。

また、研修会の後には毎回懇親会を行っております。講師の先生、他のP A会会員や他会派の先生方との親睦を深める大変良い機会ですので、懇親会にも是非ご参加ください。

以上

# ゴルフ同好会

主幹事 越 智 隆 夫



PA会の皆様 こんにちは！！

昨年に引き続き、ゴルフ同好会の主幹事を務めております越智隆夫です。

ゴルフ同好会の主活動は、4月、6月、9月そして11月に行われる年4回のゴルフコンペです。

本年第1回目のコンペは、東京都稲城市の多摩カントリークラブで3月29日に行われました。多摩丘陵の地形を生かしたゴルフ場であり、12番ホールは強烈な打下ろしショートホールが印象的でした。グロス94、ネット74の中尾直樹先生が見事優勝を勝ち取りました。2位は大西正悟先生、3位は阿部和夫先生でした。前年度優勝者による優勝カップ取切戦は、一色健介先生が見事制しました。

本年度第2回目のコンペは、埼玉県入間市の狭山ゴルフクラブで6月7日に行われました。狭山ゴルフクラブは、全体的に距離が長く、また、曲げてしまうと立派な木々に立ち塞がれ格闘必至です。優勝は、グロス98、ネット68の好スコアをマークした窪田英一郎先生、2位は坂本智弘先生、3位は中尾直樹先生でした。

今後の予定として、9月27日に千葉の袖ヶ浦カントリークラブ（新袖コース）で、11月10日に八王子の武蔵野ゴルフクラブでコンペを予定しております。

コンペの順位は、各人のハンデに基づいて決定されるので、ゴルフの達人が常に上位となることはありません。達人にはベスグロ賞が用意されております。初参加の場合は、自己申告に基づいた

ハンデでプレーを行い、プレー終了後、結果を考慮して正式ハンデが決定されます。コンペで優勝、2位、3位になると、ハンデが30%、20%及び10%それぞれ下がります。従って、優勝のチャンスは皆様に公平にやってきます。また、3年程度でハンデ改定を行っております。

本同好会は、40年以上のゴルフキャリアを有する熟年先生からパワー溢れる若手の先生まで幅広い年齢層の先生で構成されております。65歳未満の先生は一般ドラコン賞を、女性及び65歳以上75歳未満の先生はシニアドラコン賞及び一般ドラコン賞を、そして、75歳以上の先生はグランドシニアドラコン賞、シニアドラコン賞さらに一般ドラコン賞を獲得できます。時として、75歳以上の先生がグランドシニアドラコン賞、シニアドラコン賞さらに一般ドラコン賞を総取りしてしまうこともあります。

ゴルフは、老若男女問わず、皆が楽しめるスポーツです。また、個人個人それぞれの目標に向かって自分なりに楽しむことが出来ます。普段、机のパソコンに相對している我々にとっては、ゴルフ場でのひとは緑の異次元の空間であり、心身ともにリラックスさせてくれます。

ゴルフに興味をお持ちの先生、ゴルフ復活を決心される先生、緑の空間で心身リラックスを望まれる先生、ゴルフ同好会への入会をお待ちしております。



麻雀同好会

# 「P A - M J 会」

杉本文一

手元の本誌「P A 会会報誌」の同好会紹介のページをみていますと、大学のサークル紹介にも似ているような雰囲気があります。

今年もP A 会には沢山の新人が入会して頂いたようです。

我が同好会は通称「P A - M J 会」です。昨年の会報にも代表幹事の福田賢三先生がご紹介下さったように、その発足が昭和45年頃のようなようです。あるいはもっと古くからかも知れません。

もう一つ先輩からお聞きしているのは、どうもゴルフ同好会のメンバーが泊まり込みのコンペのとき、夜の部として麻雀を楽しんでおられたようで、(現在もそうかも知れません。)そこから派生してP A - M J 会が独立したとも聞いております。

現在登録メンバー数は60名ほどですが、所謂常連として例会の開催案内をさせて頂いている方々はその半数ほどです。たまたま女性の会員の方の登録は現在御座いません。したがってただ今募集中ですので是非ともご参加をお待ちしております。

さて、麻雀と云うとあまり雰囲気よくないゲームのように思われがちですが、昔とはちがってどうしてどうして極めて健康的で綺麗なゲームです。中には地域のサークル活動の指導先生役をされておられる会員先生もおられます。さすがに当の先生は毎回負け知らずで、対する私共はタジタジです。

ところで、麻雀と云えばアジア限定のゲームのようなイメージがありますが、実はかなり昔から欧米でも人気のあるゲームなんだそうです。一大ブームを巻き起こしたことのあるアメリカでは当然のことながら麻雀用語が英訳されたのですが、訳されているその中のひとつを受け売りで紹介させてもらいますと、「ドラゴン」と英訳された役があります。これは白・發・中の所謂「三元牌」を指すと記されています。そうすると、役満と呼んでいる「大三元」となると、英訳では「オールドドラゴン」と訳されているとのことでした。

我々の仲間にも好き者がおられるように、彼の地の方でも熱中者がおられるかも知れません。何かの拍子にゲームに入らんとも限りません。「オールドドラゴン」は役に立つ機会があるかも知れません。

一寸脱線したかもしれませんが、会の紹介を忘れていました。例会は、年6回、偶数月の第一土曜日、P M 1:00から虎ノ門近くの雀荘「エリートウェスト」で開催しております。

麻雀同好会代表幹事 福田 賢三

TEL 03-3501-8751

同幹事 杉本 文一

TEL 045-320-9325





# テニス同好会

テニス同好会幹事 平山洲光

## ○ 日本弁理士クラブテニス大会で優勝

PA会テニス同好会は、平成24年1月28日（土曜日）、品川プリンスホテル高輪テニスセンターにおいて行われた日本弁理士クラブテニス大会で見事に優勝しました。

優勝メンバーは、岡部譲先生と典子夫人ご夫妻、後藤政喜テニス同好会会長、田中勲先生に私の計5名で、懇親会では久々の優勝に喜色満面、大いに盛り上がりました。参加ありがとうございました。来年度もよろしくお願ひします。

大会参加チームは、無名会、稲門クラブ、春秋会、PA会、南甲クラブの各1チーム合計5チームによる総当戦で、各チームは2組のペアからなり、PA会はPA1組とPA2組に振り分けて相手チームと対戦し、無名会、稲門クラブに勝ち、春秋会、南甲クラブと引き分けて2勝2分けで勝ち点23を上げ、1勝3分けの南甲クラブ、4分けの春秋会の勝ち点18を大きく引き離して優勝しました。

## ○ 日本弁理士協同組合テニス大会でAクラス進出

PA会テニス同好会は、平成24年5月12日（土曜日）、昭島の昭和の森テニスセンターにおいて行われた日本弁理士協同組合テニス大会においても、その勢いを維持し、昨年9位から4位に勝ち上がりAクラス入りを果たしました。

PA会の参加メンバーは、先の岡部譲先生と典子夫人ご夫妻、後藤政喜先生、田中勲先生、田中良太先生、小澤和敏さん、行枝伝さんと私の計8名でした。

都心からやや遠い郊外の会場にもかかわらず朝早くから参加ありがとうございました。来年度もよろしくお願ひします。

参加チームは、無名会1、稲門クラブ1、春秋会2、PA会2、南甲クラブ1、弁理士クラブ2、同友会1の全10チームです。早朝8時から9時半過ぎまで練習、前年度の成績から5チーム宛ABの2グループに分かれて午前10時から昼休みを入れて午後2時までの



リーグ戦と入れ替え戦、その成績に基づく午後2時20分から4時までの順位決定トーナメント戦で、優勝から10位までの順位を競いました。トーナメント戦の前にAグループ4・5位とBグループ1・2位間の入れ替え戦があり、PA会はPA1組がBグループ1位から入れ替え戦で勝ち残り、残念ながら準決勝で敗れましたが、4位を勝ち取り、来年度はAグループで出場できるようになりました。なお、優勝は春秋1組、準優勝は弁ク1組、三位は春秋2組でした。

来年はPA会も好成績が残せるかも知れません。皆様奮って参加下さるようお願い申し上げます。

テニス同好会幹事 平山洲光

TEL : 3253-0098

FAX : 5289-0330

E-mail : hi@hirayama-pat.com



# スキー同好会

幹事 鈴木 大 介

スキー同好会では、初心者からベテランのスキーヤー・スノーボーダーまで、気軽に参加できるスキー旅行会を毎冬1～2回開催しています。同好会員に限らず、PA会員またはそのご家族友人であれば誰でも参加できますので、ぜひご参加ください。

2012年は、2回のツアーを行いました。

## 第1回：苗場スキー場

平成24年1月21日（土）～1月22日（日）

一昔前は大人気のスキー場として名を馳せた苗場です。参加者は6名とこじんまりとした感じで、1泊だけでしたが、雪も多く、天候にも恵まれ、楽しい2日間でした。



## 第2回：斑尾高原スキー場

平成24年2月24日（金）～2月26日（日）

参加者18名と多数の参加をいただき、第2回も、雪不足もなく、楽しい3日間となりました。特に2日目は1日中滑り、夜は宴会と大変盛り上がりました。



今シーズンは2回とも、東京駅から新幹線と路線バスを乗り継いでいけるスキー場でした。

PA会のスキーツアーでは、初心者の方、スキルアップを目指す方は、現地のスキースクールに格安で参加できます。また、ちょっとした個人レッスンやビデオ撮影会が行われることもあり、撮影されたビデオや写真は、夜の宴会（2次会）で上映され、酒の肴にされます。ちなみに今回、幹事の私は第2回の斑尾で派手に転び、顔中絆創膏だらけで夕食時に皆さんからご心配いただきました。。

===来シーズンについて===

まだ確定ではありませんが、安比高原に行きたい、という声があがっています。PA会のツアーで東北に行ったことはまだないので、どんなツアーになるか楽しみです。

お問合せは以下まで。

幹事 鈴木大介：suzuki@aqua-pat.com

又は

幹事 田中勲：isao-tanaka@issniki.com

以上

# ボウリング同好会

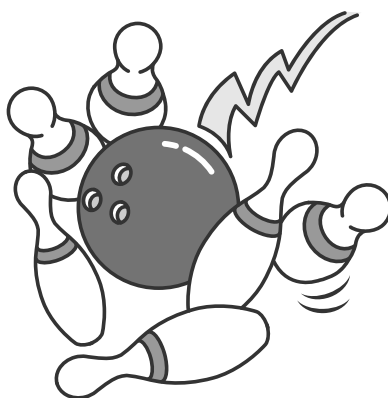
幹事 鈴木利之

ボウリング同好会では、各年度5～6回のボウリング大会を開催しています。そのうち、12月の大会は日弁ボウリング大会を兼ね、また、10月頃の大会を春秋会等の他会派との合同の大会として、他会派との親睦も図っています。さらに、1年に1回程度を男女ペアによるミックスダブルスの大会として、会員だけでなく、家族、友人、事務所の所員の方々も参加できるようにしています。

通常の大会は、3ゲームの合計得点による個人戦を基本としており、会員ごとのハンディを加算して、毎回の順位を決定しています。ハンディは直近30ゲームのアベレージに基づいて、毎年4月に更新しています。年度の途中でも、優勝すると

ハンディが5だけ減少し、最下位になると5だけ増加します。このようなハンディ戦としているために、誰にも優勝のチャンスがあります。また、約1時間半のボウリングの後は、食事をしながらの歓談があり、会員の親睦を図っています。

ところで、日弁ボウリング大会は5会派の対抗戦であり、PA会は過去に多くの優勝を経験しています。過去にボウリングをやったことのある人、あるいは、これからストレス解消にやってみようと思っている人、是非、ボウリング同好会にご入会ください。幹事にご連絡いただければ、大会の案内をお送りいたします。



# アウトドア同好会

穂坂道子

今年のアウトドア同好会は、夏の富士登山を目標に掲げ、そのための合計10回の足慣し登山を計画して非常に活発な活動が行われました。舟橋栄子先生に登山の指導を受けながら、幹事の渡邊伸一先生と二人三脚で行いました。

「富士山に登ってみたい」という思いつきに端を発し、大きなプロジェクトになったわけですが、一連の登山により参加者はいつの間にか登山のウェアや道具が揃い、登山の楽しみが実感されてちょっとやみつきになった感があります。アウトドア同好会では、これからもしばらく登山が続きます。以下、これまでの活動を簡単に報告します。

【第1回足慣し登山】2011年11月20日（日）  
高尾山 稲荷山コース

参加者16名。高尾山山頂は登山者で混みあい、東京の渋谷のようでした。



【第2回足慣し登山】12月11日（日）  
高尾山 びわ滝コース

参加者14名。高尾山に様々なコースがあることを知りました。



【第3回足慣し登山】2012年1月8日（日）  
高尾山 メインコース1号路

参加者12名。薬王院で初詣ができました。帰路に新宿で新年会をやりました。



【第4回足慣し登山】2月12日（日）  
大山（丹沢）

参加者18名。頂上付近に雪が残っており、初めてアイゼンを使用しました。途中、野生のシカが食料をねだって近寄ってきました。



【第5回足慣し登山】3月17日（土）  
大雄山から箱根明神ヶ岳と明星ヶ岳  
雨天の為中止。

〔第6回足慣し登山〕 4月8日（日）

大雄山から箱根明神ヶ岳を経て明星ヶ岳から宮城野へ  
参加者18名。初めて5時間以上歩きました。この回に、アマチュア無線の免許所有者がトランシーバーを持参し、メンバーの先頭と後尾で連絡を取り合うシステムが確立しました。



〔第9回足慣し登山〕 5月27日（日）

高尾山 小仏峠、景信山、陣馬山を経て藤野駅へ  
参加者19名：この時も10km以上歩きました。高尾山の奥深さを垣間みました。第1回の足慣しの際には、高尾駅から高尾山の頂上までの1時間半の登山がしんどかったことを思い出し、自分達のレベルが上がっていることを実感しました。



〔第7回足慣し登山〕 4月22日（日）

高尾山 小仏城山を経て相模湖へ  
参加者17名。桜が満開で素晴らしかったです。



〔第10回足慣し登山〕 6月9日（土）

高尾山 小仏峠から山頂へ→その後温泉  
雨天のため中止。この日は最後の足慣し登山ということで、軽い登山の後温泉で一杯やろうと計画し、楽しみにしていましたが、あいにくの雨で中止となりました。

〔富士登山（ゴール！）〕 7月7日（土）～8日（日）

参加者24名。富士山スバルライン五合目に集合して吉田ルートで登りました。8合目の山小屋「太子館」に一泊し、翌朝4時半に8合目を出発して山頂を目指しました。山頂には朝8時過ぎに着。高山病が続出しましたが、21名が登頂を果たしました。



なお、大半の写真は参加者の金井先生の撮影によるものです。金井先生ありがとうございました！

〔第8回足慣し登山〕 5月13日（日）

箱根金時山から明神賀岳へ縦走  
参加者17名：10kmを超えるコースを6時間かけて歩きました。この頃から10km歩くのが億劫でなくなってきました。



# 囲碁同好会

渡 邊 伸 一

囲碁同好会は平成24年度から新たなメンバーにより活動を再開しました。基本的に月に一度、新宿の碁会所の一室を借りて定例会を開催しています。現在のメンバーは、まったく未経験の初心者から有段者までと多彩で、気楽な雰囲気です。活動しておりますので、どのようなレベルの方にもご参加いただけます。

実際、メンバーの半数以上は初心者で、9路盤や13路盤を使って、上級者からのご指導をいただいています。活動の様子は、ホームページ上で報告しておりますので、興味のある方は一度ご覧ください。入会の申込みもホームページ上から可能です。



これまで、囲碁を始めようと何度か考えたことがあるが、はじめの敷居が高くて結局挫折してしまっただけという話をよく聞きます。実際、私もそ

うでした。しかし、この同好会では、上級者の先生から親切に指導してもらえること、同じくらいのレベルの仲間がいること、定例会が定期的に開催されていること、例会後の懇親会でもいろいろ教えてもらえること、などなど、たくさんの理由から、囲碁の面白さをようやく理解し、本当の意味で趣味としての囲碁のスタートラインに着けたと感じています。これから囲碁を始めたいと思われている方、途中で辞めてしまっただけで今度こそと思われている方、ぜひ一緒に学びましょう。今がチャンスです！

もちろん、強い相手を探しているという方もぜひご参加下さい。多くの方にメンバーになっていただけると嬉しいです。ぜひ一度、気軽に例会に遊びに来て下さい。

以上

[P A会囲碁同好会のホームページ]  
<https://sites.google.com/site/pa15dokokai/>

[入会申込ページのQRコード]



# 野球同好会

幹事 中野圭二

PA会には、ソフトボール同好会はありましたが、野球同好会はありませんでした。そのソフトボール同好会も活動の停滞によって昨年で廃止となりましたので、その代わりというわけではありませんが、今年新たに野球同好会を発足させました。

以前から一緒に野球の練習をしていたメンバーを引き込み、本多一郎先生に会長をお願いして、何とか形だけは整いましたが、試合をするには人数が不足しています。

当面の目標は、特許庁が主催するパテント杯に出場することです。月一回程度の頻度で、都内のグラウンドを借りて練習を行っています。練習の後は、近くの居酒屋で反省会？を行います。この反省会が好きで練習に参加しているメンバーも多々います。



練習風景（芝公園野球場）



記念すべき初回のメンバー

## 《会員大募集！》

野球同好会では、会員を募集しています。野球に興味のある方は、是非、幹事までご連絡下さい。経験の有無は問いません。今ならポジションも選び放題です。日頃の運動不足を解消したい方、仕事のストレスを解消したい方、一緒に汗を流しましょう！

## 《対戦相手募集！》

まだ発足したばかりのPA野球同好会ですが、練習試合の相手を募集しています。こちらも幹事までご連絡下さい。

## 連絡先

幹事： 中野圭二

E-Mail:nakano@cluster-pat.jp

# 新会員の紹介

平成23年9月から平成24年7月までの間にP A会に入会された先生方をご紹介します。  
(入会日順)

**松山祐子** マツヤマユウコ

17608

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-3  
協和特許法律事務所  
電話：03-3211-2330 matsuyama-yuko@kyowapatent.co.jp

**佐藤高信** サトウタカノブ

17552

〒250-0055 神奈川県小田原市久野471番地2 小田原サニータウン1017号  
佐藤特許事務所  
電話：0465-35-5593 FAX：0465-35-5593 UIH24401@nifty.com

**松本 克** マツモトマサル

16612

〒107-0052 東京都港区赤坂2-6-20  
(業) 谷・阿部特許事務所  
電話：03-3589-1201 FAX：03-3589-1206 m\_matsumoto@taniabe.co.jp

よろしくお願ひ致します。

**田浦弘達** タウラヒロタツ

17868

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1 霞が関コモンゲート西館36階  
杉村萬国特許事務所  
電話：03-3581-7349 FAX：03-3581-2241 hirotatsu.taura@gmail.com



**深川英里** フカガワエリ

12503

〒135-0064 東京都江東区青海2-7-4 the SOHO 613号室  
白坂国際特許事務所  
電話：03-6457-1491 FAX：050-3156-2786 fukagawa@shirasakapat.com

**粟野晴夫** アヲノハルオ

17742



〒108-0075 東京都港区港南1-7-1  
ソニー株式会社 知財センター パテント活用推進室  
電話：03-6748-3523 FAX：03-6748-3544 Haruo.Awano@jp.sony.com

事業部時代は、光ディスクの設計やニュービジネスを担当してきました。知財センターに異動してからは、知財マネジメントの実践を心がけています。趣味は、高校野球観戦、ジョギング、美味しいもの食べ歩きです。

**網野誠彦** アミノマサヒコ

17466

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-3 麹町MKビル3階  
網野国際商標特許事務所  
電話：03-3264-0595 FAX：03-3263-6938 masahiko@aplo.gr.jp

**木村誠司** キムラセイジ

17920

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2-17-12  
小西・中村特許事務所  
電話：052-201-2055 FAX：052-229-1074 kimura@ipworld.jp

**田口圭一** タグチケイチ

17056

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー 23F  
三好内外国特許事務所  
電話：03-3504-3075 FAX：03-3504-3060 taguchi@miyoshipat.co.jp

酒谷誠一 サカタニセイイチ

17413



〒100-6620 東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウサウスタワー  
志賀国際特許事務所  
電話：03-5288-5811 FAX：03-5288-5825 sakatani.seiichi@shigapatent.com

専門分野は特許（情報通信）です。今後、外国（特に米国と中国）における権利化業務において研鑽を積みたいと思っております。多くの方と交流を深めたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

櫻井通陽 サクライミチハル

17662

〒305-8602 茨城県つくば市大わし1-2  
独立行政法人 農業生物資源研究所 遺伝子組換え研究センター 兼 知的財産室  
電話：029-838-6201 FAX：029-838-7115 yukari@affrc.go.jp

私は、平成23年4月に弁理士登録しました。現在、独立行政法人農業生物資源研究所の遺伝子組換え研究センター上級研究員、兼、知的財産室所属です。P A会で多くの方とお知り合いになれたらと存じております。

金井淳一 カナイジ ユンイチ

16360

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-4  
磯野国際特許商標事務所  
電話：03-5211-2488 FAX：03-5211-2482 jkanai2009@gmail.com

このたびP A会に入会させて頂きました金井淳一と申します。  
研修などに積極的に参加し、自己研鑽に励みたいと思えます。  
よろしく申し上げます。

國本 学 クニモトマナブ

17969

〒113-0021 東京都文京区本駒込6-25-4 中居ビル  
一般社団法人 化学情報協会  
電話：03-5978-4091 FAX：03-5978-4092 mkunimoto@jaici.or.jp

弁理士試験合格後、5年を経て弁理士登録いたしました。医薬・有機化学系の特許出願の、特許性判断のための先行技術調査を、主に行っております。どうぞ宜しくお願いいたします。

古澤新一 フルザ ワシンイチ

18103

〒500-8478 岐阜市加納伏見町2番地  
新情国際特許事務所  
電話：090-8737-3288 FAX：058-271-3947 BXD05352@nifty.com

## 大田黒 隆 オオタグ ロタカン

18025

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル6階  
本多国際特許事務所  
電話：03-3591-9910 FAX：03-3591-9908 ootaguro@hondapo.jp

ようやくベテラン受験生から肩書が変わりました。好きな言葉は「おそすぎる事はない早すぎる冬よりも（吉田拓郎）」です。苦手な食べ物は「チーかま（登録商標）」です。どうぞよろしくお願い致します。

## 中畑 稔 ナカハタミノル

17982

〒249-0006 神奈川県逗子市逗子5-2-53 三盛楼ビル4F  
山崎特許事務所  
電話：046-871-5848 FAX：046-871-5838 nakahata@yamazakipat.jp

所内の先生のご紹介でP A会に入会いたしました。実務、社会経験共にまだまだ未熟ではありますが、初心をいつまでも忘れずに日々研鑽を積み、邁進してまいります。皆様と共に、日本の産業の発達に寄与できるように頑張っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

## 箕村義勝 ミノムラヨシカツ

16753

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-13 大和屋ビル  
坂本国際特許事務所  
電話：03-5919-3041 FAX：03-5919-3042 minomura@hkg.odn.ne.jp

弁理士として未だ勉強中ですので先輩先生方にご指導を頂きながら事務所に貢献できるよう努力しております。

## 鈴木啓之 スズキ ケイチキ

18153

〒166-0001 東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル602号  
岡部国際特許事務所  
電話：03-3213-1561 FAX：03-3214-0929 suzuki@okabeintl.gr.jp

今年度、P A会に入会させて頂きました鈴木啓之と申します。まだまだ未熟者ではございますが、一生懸命頑張りたいと思います。諸先輩方のご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

## 武村 忍 タケムラシノブ

17970

〒135-8558 東京都江東区東雲1-10-6  
王子製紙株式会社  
電話：03-3533-7168 FAX：03-3533-7155 shinobu-takemura@ojipaper.co.jp

## 原 亮太 ハラリョウタ

18022



〒140-0002 東京都品川区東品川2-2-24 天王洲セントラルタワー  
(業) 浅村特許事務所  
電話：03-5715-8651 FAX：03-5460-6320 r\_hara@asamura.jp

勤務先では、商標を担当させていただいております。P A会主催の研修会に積極的に参加させて頂き、講師の皆様の知識と経験をお聞きし、自らの業務に活用したいと思っております。どうぞ宜しくお願いいたします。

## 塩田国之 シオタクニユキ

18073



〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-24-1  
(業) 創成国際特許事務所  
電話：03-5324-9810 FAX：03-5324-9820 shiotar211@yahoo.co.jp

今年P A会に入会させていただいた塩田と申します。現在、創成国際特許事務所に勤務して、制御・電気等の特許出願業務を担当しております。趣味は、囲碁、麻雀です。よろしくお願いたします。

## 川内英主 カウチヒデ ユキ

18225

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル602号  
岡部国際特許事務所  
電話：03-3213-1561 FAX：03-3214-0929 kawauchi@okabeintl.gr.jp

川内英主と申します。若輩者ですが、一日でも早く然るべき知識・技術を身に着けるため、日々精進して参る所存でございます。今後ともご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願いたします。

## 水野裕宣 ミズノヒロノブ

17989

〒100-8251 東京都千代田区丸の内1-1-1 パレスビル  
三菱化学(株) 経営戦略部門 知的財産部  
電話：050-3805-7260 FAX：03-3286-1225 alvy67@hotmail.com

研究開発に約10年、知財業務に10年の企業の知財部員です。P A会の研修の充実度に魅力を感じ、育成に対する姿勢に好感を感じて、入会を決めました。研修等を通じてどうぞ宜しくお願いいたします。

## 岡上悦男 オカウエツオ

16052

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-13 大和屋ビル  
坂本国際特許事務所  
電話：03-5919-3041 FAX：03-5919-3042 okaue@sakamotopat.com

この春、メーカーから特許事務所にやってきました。メーカーでの経験が活かせたらと思います。趣味は、主に自転車です。生活に慣れて時間に余裕が出てきたら、都内を自転車でぶらぶら走ってみたいです。

**安井和彦** ヤスイカズヒコ

18088

〒450-0002 名古屋市中村区名駅2-45-14  
(業) 快友国際特許事務所  
電話：052-588-3361 FAX：052-551-2033 yasui\_ka\_z@rondo.ocn.ne.jp

この度、PA会に入会させていただきました安井和彦と申します。  
経験豊富な先輩弁理士先生方のご指導をいただき弁理士として成長していきたいと思っております。  
よろしくお願いいたします。

**大西基貴** オオニシモトキ

16249

〒250-0111 神奈川県南足柄市竹松1250番地FFTP内 MO棟6F  
富士フイルム知財情報リサーチ株式会社  
電話：0465-85-2840 FAX：0465-85-2070 motoki.oonishi@fujifilm.co.jp

この度、PA会に入会させて頂きました大西基貴と申します。昨年まで関西の特許事務所に勤務しておりましたが、転職を機に関東に越してまいりました。PA会の研修等を通じて自己研鑽に励みたいと思っております。宜しくお願い致します。

**小河原 毅** オガハラツヨシ

18068

〒107-0052 東京都港区赤坂2-6-20  
(業) 谷・阿部特許事務所  
電話：03-3589-1201 FAX：03-3589-1206 t\_ogahara@taniabe.co.jp

この度、PA会へ入会させて頂きました小河原毅と申します。入会して数ヶ月たちましたが、研修等に積極的に参加したいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

**大出純哉** オオデ ジュンヤ

17739

〒108-0075 東京都港区港南1-7-1  
ソニー株式会社  
電話：03-6748-3570 Junya.Ohde@jp.sony.com

**河内太一郎** コウチタイチロウ

17526

〒192-8512 東京都八王子市久保山町2-3  
オリンパス株式会社  
coach@tbe.t-com.ne.jp

**高田寛人**      タカダ ヒロト

**18089**

〒150-0021 東京都渋谷区西恵比寿2-11-12 グリュック代官山  
プライムワークス国際特許事務所  
電話：03-3461-3687 FAX：03-3461-3688 hirot@primeworks-ip.com

**沖 哲也**      オキテツヤ

**11885**

〒108-0075 東京都港区港南1-7-1  
ソニー株式会社  
電話：03-6748-3507 Tetsuya.Oki@jp.sony.com

専門分野は、無線通信技術です。日本、外国特許の権利形成業務、権利活用業務に従事しております。研修会などを通じ、諸先輩方のご指導、ご鞭撻を受け賜りたく、よろしくお願い致します。

**坂井康記**      サカイヤスノリ

**18440**

〒140-0002 東京都品川区東品川4-12-7 日立ソリューションズタワーA  
(株)日立ソリューションズ 技術開発本部 知的財産権センタ 知財G  
電話：03-5780-2077 yasunori.sakai.jf@hitachi-solutions.com

# PA会運営資金に ご寄付いただいている先生方

平成23年度会計幹事 鈴木 大 介

平成24年度会計幹事 穂 坂 道 子

PA会は、伝統的にその会務運営に要する費用を会員の先生方による任意のご厚意に依存しております。会員の方々への依頼状は、例年PA会幹事長と会計幹事の連名で発送させていただいております。

ここに、本年度の会務運営費をご寄付いただきました先生方のお名前を掲載させていただき、PA会の会務運営に対して賜りました深いご理解に心から御礼申し上げます。

なお、PA会会報19号より、当該年度にお振り込みいただきました先生方のリストを掲載しております。本年度は、平成22年9月8日から平成24年9月7日までにお振り込み頂きました先生方のお名前を掲載させていただきますので、その点ご了解下さい。

最後に、新たにご寄付をお申し出下さる場合には、下記の郵便振替口座に1口5千円を目安にお振り込み下さい。

郵便振替口座番号 0 0 1 7 0 - 7 - 5 3 6 8 2 0

加入者名 PA会

浅井 章弘	浅野 彰	浅村 皓	阿部美次郎	網野 友康	新井 孝治
荒井 俊之	在原 元司	飯田 岳雄	飯田 伸行	五十嵐孝雄	池上 徹真
石井たかし	石川 英毅	石黒 健二	石橋 脩	石原 啓策	石渡 英房
泉 克文	井滝 裕敬	一色 健輔	井出 正威	伊東 彰	伊藤 絹江
伊藤 茂	伊東 忠彦	稲田 弘明	稲葉 良幸	井上 元廣	井上 義雄
今村 正純	岩瀬 吉和	岩田 弘	上田 和弘	内山 充	宇都宮正明
産形 和央	江原 望	大家 邦久	大垣 孝	逢坂 宏	大島 厚
大谷 保	大塚 秀一	大塚 文昭	大音 康毅	大西 正悟	大場 正成
大山健次郎	岡田 守弘	岡戸 昭佳	岡部 讓	小川 順三	小川 信一
小合 宗一	小澤 信彦	押本 泰彦	小野 尚純	小原 二郎	影山光太郎
柏谷 昭司	春日 讓	片桐 光治	加藤 朝道	加藤 卓	加藤ちあき
加藤 勉	香取 孝雄	狩野 彰	上山 浩	鴨田 哲彰	加茂 裕邦
河合 千明	川上 宣男	川口 義雄	川崎 仁	川野 宏	川和 高穂
神原 貞昭	菊池 武胤	草間 攻	葛和 清司	工藤 実	窪田英一郎
栗原 和彦	栗原 浩之	小池 寛治	神津 堯子	河野 英仁	國分 孝悦
小島 清路	古関 宏	後藤 政喜	小西 富雅	小林 英一	小林 和憲
小林 純子	小林十四雄	小山 武男	阪田 俊彦	坂野 博行	坂本 智弘
櫻木 信義	佐々木聖孝	佐藤 正美	佐藤 祐介	佐藤玲太郎	市東 篤
四宮 通	治部 卓	清水 徹男	清水 義憲	庄子 幸男	城山 康文
須賀 総夫	杉浦 正知	杉原 鉄郎	杉村 憲司	杉本 博司	杉本 文一
鈴木 康介	鈴木 大介	鈴木 利之	鈴木 秀雄	須田 正義	関 正治
蔵合 正博	曾我 道治	高梨 範夫	高橋菜穂恵	高橋 雅和	高見 香織
高見 和明	鷹見 雅和	田下 明人	田中 敏博	田中 正治	田中 義敏
田中 玲子	田辺 恵基	谷田 拓男	谷 義一	田村敬二郎	土屋 勝
中尾 直樹	中隈 誠一	中島 敏	中平 治	中谷 光夫	中野 圭二
中山 健一	西尾 章	西下 正石	二宮 正孝	野末 寿一	野田 薫央
野中 克彦	萩野 幹治	萩原 康司	長谷川哲哉	長谷川洋子	花村 泰伸
馬場 玄式	平木 祐輔	平田 忠雄	平山 洲光	広瀬 和彦	福田 伸一
福村 直樹	藤谷 史朗	伏見 直哉	舟橋 榮子	穂坂 道子	星野 昇
本多 一郎	増井 忠弐	松井 伸一	松井 光夫	松浦 憲三	松永 宣行
松本 悟	間山世津子	三浦 邦夫	水野 昭宣	宮川 良夫	三宅 正夫
村木 清司	村田 正樹	村田 実	森下 賢樹	森山 隆	柳澤 孝成
柳田 征史	矢野 裕也	山内 梅雄	山田 正紀	山田 稔	山田 隆一
吉延 彰広	吉原 達治	劉 昕	若田 勝一	和田 憲治	渡邊 敬介
渡邊 敏	渡辺 望稔				



## 叙勲・褒章受章者（昭和37年以降）

秋元不二三	昭37	秋	黄綬	田中博次	昭52	春	勲四瑞宝
	昭42	秋	勲五双光旭日	柴田時之助	昭52	秋	黄綬
田代久平	昭38	秋	藍綬	海老根駿	昭53	春	勲四旭日小
	昭44	春	勲四瑞宝	近藤一緒	昭53	秋	勲五瑞宝
中松澗之助	昭40	秋	藍綬	秋沢政光	昭54	春	黄綬
	昭42	秋	勲二瑞宝	曾我道照	昭54	春	黄綬
森武章	昭39	秋	黄綬	吉藤幸朔	昭54	秋	勲三旭日中
湯浅恭三	昭39	秋	紺綬	小山欽造	昭55	春	藍綬
	昭46	秋	勲三瑞宝	小川一美	昭55	春	勲五瑞宝
湯川龍	昭39	秋	黄綬	入山実	昭55	秋	勲三瑞宝
浅村成久	昭41	秋	藍綬	矢島鶴光	昭55	秋	勲三瑞宝
小川潤次郎	昭43	秋	勲四旭日小	野間忠夫	昭55	秋	紺綬
竹田吉郎	昭43	秋	黄綬	磯長昌利	昭56	春	勲四瑞宝
	昭49	春	勲五瑞宝	三宅正夫	昭56	秋	黄綬
黒川美雄	昭45	春	勲五瑞宝	吉村悟	昭57	秋	黄綬
中島喜六	昭45	秋	勲五瑞宝	池永光彌	昭58	春	勲四旭日小
松野新	昭46	春	勲四瑞宝	光明誠一	昭58	春	黄綬
足立卓夫	昭46	秋	黄綬	高田忠	昭58	秋	勲三瑞宝
	昭53	秋	勲五瑞宝	小林正雄	昭58	秋	勲五双光旭日
清瀬三郎	昭47	春	勲二瑞宝	戸村玄紀	昭59	春	勲四瑞宝
原増司	昭47	春	勲二瑞宝	西村輝男	昭59	春	黄綬
高橋修一	昭47	秋	紫綬	渡辺総夫	昭60	春	勲四瑞宝
	昭56	秋	勲四旭日小	大条正義	昭61	春	黄綬
笠石正	昭48	秋	藍綬	小山欽造	昭61	秋	勲四瑞宝
	昭57	秋	勲四瑞宝	松原伸之	昭61	秋	黄綬
大条正義	昭48	秋	紺綬	桑原尚雄	昭61	秋	黄綬
伊藤貞	昭49	秋	黄綬	中村豊	昭62	春	勲四旭日小
	昭55	春	勲五瑞宝	田坂善重	昭62	春	勲四瑞宝
沢田勝治	昭50	秋	勲四瑞宝	網野誠	昭62	秋	勲四旭日小
小橋一男	昭50	秋	藍綬	岡部正夫	昭62	秋	藍綬
飯田治躬	昭50	秋	黄綬	小橋一男	昭63	春	勲四瑞宝
田丸巖	昭51	秋	勲五瑞宝	青野昌司	昭63	秋	勲四瑞宝
中島和雄	昭51	秋	勲五瑞宝	大野善夫	平 2	秋	黄綬
味田剛	昭52	春	勲三瑞宝	三宅正夫	平 3	春	勲五双光旭日章
山本茂	昭52	春	勲三瑞宝	田中正治	平 3	春	黄綬

清水徹男	平3	秋	黄綬	星野昇	平15	春	勲四旭日小
野間忠夫	平3	秋	黄綬	渡部剛	平15	春	勲四瑞宝
今誠	平4	秋	勲四旭日小	小池寛治	平15	春	黄綬
佐々木清隆	平4	秋	勲四旭日小	清水徹男	平15	秋	旭日双光章
羽生栄吉	平4	秋	勲五瑞宝	宇佐美利二	平15	秋	瑞宝小綬章
石川長寿	平4	秋	黄綬	神原貞昭	平15	秋	経済産業大臣表彰
秋沢政光	平5	春	勲四瑞宝	大塚文昭	平16	春	旭日双光章
緒方園子	平5	秋	黄綬	林  拓三	平16	春	瑞宝小綬章
安井幸一	平5	秋	黄綬	井上義雄	平16	春	黄綬
瀬谷  徹	平6	春	勲四旭日小	松尾和子	平16	春	経済産業大臣表彰
富田  典	平6	春	勲四瑞宝	高見和明	平16	秋	瑞宝小綬章
大塚文昭	平6	春	黄綬	井出直孝	平16	秋	黄綬
野口良三	平6	秋	黄綬	稲葉良幸	平16	秋	黄綬
浅村  皓	平7	春	藍綬	飯田伸行	平17	春	黄綬
江原  望	平7	春	黄綬	村田  実	平17	春	黄綬
松隈秀盛	平7	春	勲四瑞宝	竹内英人	平17	秋	瑞宝中綬章
長谷川穆	平7	秋	藍綬	平木祐輔	平17	秋	瑞宝双光章
吉村  悟	平8	春	勲五瑞宝	渡辺望稔	平17	秋	黄綬
村松貞男	平9	春	勲四旭日小	岩上昇一	平18	春	瑞宝双光章
村木清司	平9	春	黄綬	田中正治	平18	秋	旭日小綬章
末野徳郎	平9	秋	勲四旭日小	加茂裕邦	平20	春	瑞宝小綬章
河野  昭	平9	秋	黄綬	杉本文一	平20	春	瑞宝小綬章
桑原英明	平9	秋	黄綬	村木清司	平21	秋	旭日小綬章
須賀総夫	平10	秋	黄綬	川島利和	平21	秋	瑞宝小綬章
平田忠雄	平10	秋	黄綬	兒玉善博	平21	秋	瑞宝小綬章
阿形  明	平10	秋	黄綬	佐々木定雄	平22	秋	瑞宝小綬章
岩田  弘	平11	春	勲三瑞宝	産形和央	平22	秋	瑞宝小綬章
鈴木秀雄	平11	春	黄綬	古宮一石	平23	春	瑞宝小綬章
杉村  興	平11	春	黄綬	谷  義一	平24	春	旭日小綬章
森  徹	平11	秋	黄綬	一色健輔	平24	春	旭日双光章
柳田征史	平12	春	黄綬				
土屋  勝	平12	秋	黄綬	(注)	黄綬……	黄綬褒章	
湯本  宏	平12	秋	黄綬		藍綬……	藍綬褒章	
岡部正夫	平13	春	勲四瑞宝		紫綬……	紫綬褒章	
久保田藤郎	平13	春	黄綬		紺綬……	紺綬褒章	
増井忠貳	平13	春	黄綬		勲  瑞宝……	勲  等瑞宝章	
松原伸之	平13	秋	勲五双光旭日		勲  旭日中……	勲  等旭日中綬賞	
安達  功	平14	春	勲四旭日小		勲  旭日小……	勲  等旭日小綬賞	
菊池武胤	平14	春	黄綬		勲  双光旭日…	勲  等双光旭日章	

## P A 会関係歴代弁理士会理事 (大正5年—昭和30年)

年 度	理 事
大正5年	中 松 盛 雄 清 水 連 郎
6年	中 松 盛 雄 清 水 連 郎
7年	伊 藤 榮 飯 田 治 彦
10年	曾 我 清 雄
11年	猪 股 淇 清
	伊 東 榮 清 水 連 郎
12年	伊 東 榮 猪 股 淇 清
	浅 村 三 郎
13年	飯 田 治 彦 曾 我 清 雄
	中 松 盛 雄
14年	飯 田 治 彦 曾 我 清 雄
	中 松 盛 雄
15年	清 水 連 郎
昭和2年	清 水 連 郎
3年	伊 東 榮
4年	伊 東 榮 杉 村 信 近
5年	杉 村 信 近
6年	中 松 澗之助 草 場 九十九
7年	中 松 澗之助 草 場 九十九
8年	浅 村 良 次
9年	浅 村 良 次 隅 田 執二郎
10年	山 中 政 吉 草 場 晁
	隅 田 執二郎
11年	田 代 久 平 草 場 晁
	山 中 政 吉
12年	田 代 久 平 曾 我 清 雄
13年	曾 我 清 雄 清 水 連 郎

14年	山 田 正 実 清 水 連 郎
15年	山 田 正 実 湯 川 龍
16年	沼 正 治
17年	沼 正 治 杉 村 信 近
年 度	理 事 長 理 事
昭和18年	杉 村 信 近 湯 川 龍
19年	清 瀬 一 郎 奥 山 恵 吉
20年	沼 正 治
21年	田 代 久 平
	沼 正 治
22年	草 場 晁
	山 中 政 吉
23年	川 部 佑 吉 草 場 晁
	山 中 政 吉
24年	田 代 久 平 広 田 徹
25年	大 西 冬 蔵
	田 代 久 平
	広 田 徹
26年	山 田 正 実 大 西 冬 蔵
27年	小 川 潤次郎 山 田 正 実
28年	天 谷 次 一
	小 川 潤次郎
29年	天 谷 次 一
	山 中 政 吉
年 度	会 長 副 会 長
昭和30年	川 部 佑 吉 山 中 政 吉

## P A会関係歴代幹事長・弁理士会理事（昭和31年以降）

年 度	P A会幹事長	日弁幹事長	日弁副幹事長	弁理士会理事
昭和31年	田 代 久 平			会長 中 松 澗之助 川 部 佑 吉
32年	横 畠 敏 介			横 畠 敏 介 中 松 澗之助
33年	山 中 政 吉	大 西 冬 蔵		黒 川 美 雄 横 畠 敏 介
34年	黒 川 美 雄			会長 大 西 冬 蔵 黒 川 美 雄
35年	黒 川 美 雄			奥 山 恵 吉
36年	小 橋 一 男	黒 川 美 雄		若 杉 吉五郎
37年	小 橋 一 男			会長 浅 村 成 久
38年	大 条 正 義			小 橋 一 男
39年	小 山 欽 造	浅 村 成 久		大 条 正 義
40年	岡 部 正 夫		西 村 輝 男	池 永 光 彌
41年	岡 部 正 夫		西 村 輝 男	会長 奥 山 恵 吉
42年	桑 原 尚 雄	奥 山 恵 吉	三 宅 正 夫	海老根 駿
43年	桑 原 尚 雄		三 宅 正 夫	岡 部 正 夫
44年	秋 沢 政 光		長谷川 穆	会長 湯 浅 恭 三
45年	秋 沢 政 光		長谷川 穆	小 山 欽 造 松 原 伸 之
46年	野 間 忠 夫	小 橋 一 男	浅 村 皓	西 村 輝 男
47年	高 橋 敏 忠		大 塚 文 昭	秋 沢 政 光
48年	安 井 幸 一		高 橋 敏 忠	野 間 忠 夫
49年	浅 村 皓		杉 村 興 作	会長 小 橋 一 男
50年	大 塚 文 昭	小 山 欽 造	栗 林 貢	長谷川 穆

51年	西	立	人		菊池武胤		杉村興作
52年	津田	淳			田中正治		桑原尚雄
53年	杉村	興作			浅村皓	会長	小山欽造
54年	坂田	順一	岡部正夫		田中正治		浅村皓
55年	菊池	武胤			久保田藤郎		田中正治
56年	増井	忠式			柳田征史	会長	岡部正夫
57年	村木	清司	秋沢政光		浅村皓		津田淳
58年	柳田	征史			阿形明		坂田順一
59年	田中	正治			江原望		三宅正夫
60年	江原	望			一色健輔	会長	秋沢政光
61年	阿形	明			谷義一		柳田征史
62年	清水	徹男	長谷川 (前期) 秋沢政光 (後期)	穆杉浦正知			村木清司
63年	一色	健輔			小池寛治	会長	長谷川 阿形 穆明
平成元年	谷	義一			神原貞昭		江原望
2年	小池	寛治			村木清司		菊池武胤
3年	神原	貞昭	浅村皓		網野友康		増井忠式
4年	渡辺	望稔			福田賢三		浅村皓
5年	小塩	豊			井上義雄	会長	浅村皓
6年	井上	義雄			飯田伸行		谷義一
7年	飯田	伸行	田中正治		渡辺望稔		清水徹男
8年	網野	友康			加藤朝道		神原貞昭
9年	村田	実			小塩豊	会長	小池寛治
10年	大西	正悟	村木清司		村田実		田中正治
							渡辺望稔
							加藤朝道

11年	福村直樹		大西正悟		村木清司
					小塩豊
12年	渡邊敬介		松田嘉夫	会長	村木清司
					飯田伸行
13年	松田嘉夫		古関宏		井上義雄
14年	福田伸一	谷	義一	渡辺敬介	村田実
15年	本多一郎			福田伸一	大西正悟
16年	古関宏			井出正威	福田賢三
17年	狩野彰			岡部讓	谷義一
					一色健輔
18年	井出正威			本多一郎	谷義一
					岡部讓
					渡邊敬介
19年	萩原康司	大西正悟	狩野彰		稲葉良幸
20年	神林恵美子		萩原康司		福田伸一
21年	福田賢三		神林恵美子		本多一郎
22年	伊東忠重	岡部讓	萩原康司		狩野彰
23年	中野圭二		伊東忠重		井出正威
24年	本多敬子		中野圭二		神林恵美子

## PA会会員歴代常議員（大正11年以降）

大正11年	曾 我 清 雄	中 松 盛 雄	草 場 九 十 九	飯 田 治 彦		
大正12年	清 水 連 郎	飯 田 治 彦	草 場 九 十 九	中 松 盛 雄		
大正13年	伊 東 榮	清 水 連 郎				
大正14年						
大正15年	秋 元 不二三	草 場 九 十 九	曾 我 清 雄			
昭和2年	浅 村 良 次	杉 村 信 近	曾 我 清 雄	草 場 九 十 九		
昭和3年	猪 股 淇 清					
昭和4年						
昭和5年	清 水 連 郎					
昭和6年	清 水 連 郎					
昭和7年	原 田 九 郎					
昭和8年	草 場 晁 郎 清 水 連 郎	竹 田 吉 郎	中 松 澗之助	山 中 政 吉	原 田 九 郎	
昭和9年	田 代 久 平 山 中 政 吉	山 田 正 実	清 水 連 郎	草 場 晁	中 松 澗之助	
昭和10年	影 山 直 樹	久 高 将 吉	田 代 久 平	山 田 正 美		
昭和11年	浅 村 成 久	沼 正 治	高 橋 松 次	久 高 将 吉		
昭和12年	足 立 卓 夫	湯 川 龍	金 丸 義 男	浅 村 成 久	沼 正 治	
昭和13年	伊 藤 貞	大 條 正 雄	猪 股 正 清	金 丸 義 男	湯 川 龍	
昭和14年	奥 山 惠 吉	曾 我 清 雄	大 條 正 雄			
昭和15年	芦 葉 清三郎	杉 村 信 近	奥 山 惠 吉	曾 我 清 雄		
昭和16年	秋 元 不二三	山 田 正 美				
昭和17年	奥 山 惠 吉 湯 川 龍	金 丸 義 男	竹 田 吉 郎	山 田 正 実	秋 元 不二三	
昭和18年	足 立 卓 夫	廣 田 徹				
昭和19年	大 條 正 雄	久 高 将 吉	山 中 政 吉			
昭和20年	秋 元 不二三	金 丸 義 男	竹 田 吉 郎			
昭和21年	奥 山 惠 吉 金 丸 義 男	草 場 晁 芦 葉 清三郎	久 高 将 吉 影 山 直 樹	山 田 正 実 竹 田 吉 郎	秋 元 不二三	
昭和22年	荒 木 友之助					
昭和23年	大 西 冬 藏	田 代 久 平	大 條 正 雄	黒 川 美 雄	荒 木 友之助	
昭和24年	伊 藤 貞	小 山 欽 造	草 場 晁	曾 我 道 照		
昭和25年	横 畠 敏 介	伊 藤 貞	小 山 欽 造	草 場 晁	曾 我 道 照	
昭和26年	大 條 正 雄	若 杉 吉五郎	横 畠 敏 介	大 野 龍之輔		
昭和27年	中 島 喜 六	柴 田 時之助	廣 田 徹	大 條 正 雄	若 杉 吉五郎	
昭和28年	小 川 一 美 柴 田 時之助	小 橋 一 男 廣 田 徹	田 丸 巖	黒 川 美 雄	中 島 喜 六	
昭和29年	吉 村 悟 小 川 一 美	細 川 政之助	黒 川 美 雄	田 丸 巖	小 橋 一 男	

昭和30年	中島喜六	大西冬藏	細川政之助	吉村悟
昭和31年	小橋一男	光明誠一	中島喜六	大西冬藏
昭和32年	松原伸之男 小橋一男	高橋松次	柴田時之助	廣田徹 光明誠一
昭和33年	大条正義 大松正伸	小山欽造	廣田徹	柴田時之助 高橋松次
昭和34年	小川潤次郎 小山欽造	三宅正夫	横島敏介	岡本重文 大条正義
昭和35年	中島和雄	日下繁	三宅正夫	小川潤次郎 横島敏介
昭和36年	海老根駿	田丸巖	日下繁	中島和雄
昭和37年	桑原尚雄	相良省三	長城文明	海老根駿 田丸巖
昭和38年	岡部正夫 岡相良三	松原伸之	山本茂	長城文明 桑原尚雄
昭和39年	山本茂(議長) 石川長寿		松原伸之*	岡部正夫* 西村輝男
昭和40年	清水陽一	市東市之介	西村輝男	石川長寿
昭和41年	吉田功	渡辺迪孝	岡野一郎	市東市之介 清水陽一
昭和42年	池永光彌(議長)		浅村皓	渡辺迪孝
昭和43年	秋沢政光 池永光彌	小川一美	和田義寛	野間忠夫** 浅村皓
昭和44年	長谷川穆(副議長) 和田義寛		山下穰平	安井幸一 小川一美
昭和45年	大条正義	西立人	網野誠	長谷川穆
昭和46年	栗林貢 網野誠	緒方園子 大条正義	高橋敏忠	杉村興作 西立人
昭和47年	田代初男 杉村興作	草野卓 高橋敏忠	今井庄亮	栗林貢 緒方園子
昭和48年	小山欽造(議長) 小草野卓		伊藤晴之男 藤代初男	大塚文昭 矢淵久成
昭和49年	中平治	田中正治	伊藤晴之男	大塚文昭 矢淵久成
昭和50年	津田淳	柳田征史	久保田藤郎	中平治 田中正治
昭和51年	秋沢政光(議長) 秋柳征史		石原孝志 久保田藤郎	江原望 津田淳
昭和52年	後藤武夫 秋沢政光	菊池武胤	土屋勝	増井忠次 江原望
昭和53年	中村純之助 増井忠次	坂田順一	桑原英明	菊池武胤 土屋勝
昭和54年	三宅正夫(議長) 坂田正順		細井正二 中村純之助	清水徹男 栗田忠彦
昭和55年	寺崎孝一 細井正二	井上義雄 伊東彰	井出直孝	栗田忠彦 清水徹男
昭和56年	阿形明一(議長) 阿寺崎孝一	伊東彰	村木清司 井出直孝	大音康毅 井上義雄
昭和57年	影山一美 阿形	加藤建二	小池寛治	佐々木清隆 村木清司



昭和58年	野影一	間山色	忠一健	夫美舖	(副議長) 小鈴	池木寛秀	治雄	桑佐々木	原尚清	雄隆徹**	野加藤	良建三二	松永宣行	福田賢三**					
昭和59年	西湯一	村本	輝健	男宏舖	須松	賀永	総宣	平桑	田原忠尚	雄雄	浅野	村口良三	南野間	孝忠					
昭和60年	立西湯	石村本	幸輝	宏男宏	杉須	村賀	興総	作夫	谷平	田義忠	一雄	小浅	塩村	豊肇	大南	谷孝	保夫		
昭和61年	岡飯小	部田塩	正伸	夫行豊	(議長) 岩大	本谷	行夫保	大立	野石	善幸	夫宏	明杉	石村昌興	毅作	戸谷	水辰義	男一		
昭和62年	吉神飯	村原田	貞伸	悟昭行	渡大岩	辺野本	望善行	稔夫夫	加岡	藤部朝正	道夫	岩明	井石秀昌	生毅	福戸	田水賢辰	三男		
昭和63年	森吉神	村原	貞	徹悟昭	渡渡	辺辺	龍三郎稔	橋加	本藤	正朝	男道	小岩	杉井佳秀	男生	村福	田田賢	実三		
平成元年	網森	野友	康徹	押本	本	泰三郎	彦	小橋	橋本	正正	明男	杉小	浦杉	正佳	知男	西村	輝男		
平成2年	阿原西	形島村	明典輝	足網	立野	友	泉康	今押	本	泰	誠彦	高小	梨橋	範正	夫明	永杉	武三郎知		
平成3年	荒山永	井内田	俊梅武三郎	之雄	田阿原	中形島	正典	治明孝	中足	村立	豊泉	舟今	橋	栄子誠	矢高	野梨	裕範也夫		
平成4年	田神矢	中津野	正堯裕	治子也	(議長) 福山	村内	直梅	樹雄	稲荒	葉井	良俊	幸之	江中	原村	望豊	香舟	取橋	孝栄	雄子
平成5年	長谷川	藤村	直	穆卓樹	二稻	宮葉	正良	孝幸	大江	垣原	孝望	木香	川取	幸孝	治雄	松神	田津	嘉堯	夫子
平成6年	柳社松	田本	征一嘉	史夫夫	(副議長) 清大	水垣	邦明	孝	新長谷	垣川	盛幸	克穆治	小加	川藤	順三卓	阿二	部宮	和正	夫孝
平成7年	阿柳村	部田木	和征清	夫史司	新川渡	垣添辺	盛不美	敏	小久	川門	順三享	清河	水野	邦明	昭	社佐	本野	一邦	夫廣
平成8年	菊佐大	池野西	武邦正	胤廣悟	(副議長) 村加	木藤	清伸	司晃	川渡	添邊	不美	雄敏介	久上	門島	淳	亨一	河宇	野佐美	昭二
平成9年	上加庄	島藤子	淳伸幸	一晃男	宇菊本	佐美池多	利武敬	二胤子	大小渡	塚島邊	文清敬	昭路介	大佐久	西間	正悟剛				
平成10年	大小長	塚林沼	文隆輝	昭夫夫	岡佐本	久間多	敬	讓剛子	小庄増	島子井	清幸忠	路男式	古杉山	関本	文正	宏一紀			
平成11年	岡杉平山	部本木田	文祐正	讓一輔紀	大高福	島原田	千鶴一	厚子一	古田本	関中多	英一	宏夫郎	小長増	林沼井	隆暉忠	夫夫式			

平成12年	大本島厚	高原千鶴子	田中英夫	平木祐輔	福田伸一
	多見和一	神原林	松井英伸	醍醐邦弘	西富雅
	神原貞昭	神林惠美子	清水徹男	西岡邦昭	井出正威
	小西富雅	醍醐林	桜井周和	萩原康司	関正治
	松井伸一	神林	高見和	(副監事長)	
平成14年	清水徹男	西岡邦昭	井出正威	桜井周矩	萩原康司
	関正治	浅村皓一	春日原讓望	須田正尚	野彰
平成15年	浅村皓一	春日原讓望	須田正尚	小林純子	狩野彰
	山中健一	狩馬野場玄	小福林純子	中山健一	越智隆夫
平成16年	井上義雄	狩馬野場玄	小福林純子	中山健一	越智隆夫
	河合義雄	越智隆夫	河合千史	馬場玄式	福島弘
平成17年	井上義雄	越智隆夫	河合千史	馬場玄式	福島弘
	飯田伸行	鴨田哲彰	藤谷史朗	星野伸一	上山浩
平成18年	飯田伸行	鴨田哲彰	藤谷史朗	星野伸一	上山浩
	伊東忠彦	泉三上克文	白井東篤	濱中淳宏	
平成19年	伊東忠彦	泉三上克文	白井東篤	濱中淳宏	
	一色健輔	三望上月良次	市伊東忠重	濱石渡英房	井上義雄
平成20年	一色健輔	三望上月良次	市伊東忠重	濱石渡英房	井上義雄
	櫻木信正	望井月滝裕敬	伊東野圭二	石深澤英拓司	山田正紀
平成21年	櫻木信正	望井月滝裕敬	伊東野圭二	石深澤英拓司	山田正紀
	大西正悟	井高滝橋誠一郎	中野圭二	深穂澤坂道子	一色健輔
平成22年	大西正悟	井高滝橋誠一郎	中野圭二	深穂澤坂道子	一色健輔
	村田実三	高佐々木定雄	野上垣忠文	穂金坂井道建	
平成23年	村田実三	高佐々木定雄	野上垣忠文	穂金坂井道建	
	福田賢三	佐々木戸定昭	板垣忠篤	金渡井邊伸一	堀籠佳典
平成24年	福田賢三	佐々木戸定昭	板垣忠篤	金渡井邊伸一	堀籠佳典
	高本原千鶴子				

(注: \* 2年度議員 \*\* 1年任期)

# 特許庁関係各種委員（昭和31年以降）

年 度	弁理士懲戒審議会	弁理士試験審査会	そ の 他
昭和31年		海老根 駿（常任） 竹 田 吉 郎（臨時）	[工業所有権制度改正審議会] 竹 田 弥 藏 中 松 潤之助 田 代 久 平 豊 田 時次郎
32年	大 野 柳之輔	海老根 駿（常任） 田 代 久 平（臨時）	[工業所有権制度改正審議会] 竹 田 弥 藏 田 代 久 平 豊 田 時次郎
33年	田 代 久 平		[工業所有権制度改正審議会] 竹 田 弥 藏 田 代 久 平 豊 田 時次郎
34年	田 代 久 平		
35年	高 橋 松 次	小 川 潤次郎（常任）	
36年	高 橋 松 次	小 川 潤次郎（常任）	
37年		奥 山 恵 吉（常任） 小 橋 一 男（臨時）	[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋
38年		奥 山 恵 吉（常任） 森 健 吾（常任）	[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋 [特許分類評議会] 大 野 晋
39年			[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋 [特許分類評議会] 大 野 晋 伊 藤 貞 [有用発明選定委員会] 大 条 正 義
40年			[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋 [特許分類評議会] 大 野 晋 伊 藤 貞
41年		[試 験 部 会] 小 山 欽 造	[工業所有権審議会] 奥 山 恵 吉 大 条 正 義

年 度	弁理士懲戒審議会	弁理士試験審査会	そ の 他
42年		〔試験部会〕 小山 欽造	[工業所有権審議会] 奥 山 恵 吉 大 条 正 義
44年		〔試験部会〕 三 宅 正 夫 (臨時)	[工業所有権審議会制度改正部会] 湯 浅 恭 三 [工業所有権審議会産業別審査基準作成評議会] 小 林 正 雄 (評議委員) 田 中 博 次 (評議委員) 小 橋 一 男 (特別評議員) [工業所有権審議会] 大 条 正 義 [多項制研究会] 浅 村 皓 [医薬特許研究会] 小 林 正 雄 [特許分類評議会] 大 野 晋
45年		〔試験部会〕 西 村 輝 男 (臨時)	[工業所有権審議会産業別審査基準作成評議会] 小 林 正 雄 田 中 博 次 [工業所有権審議会有用発明選定委員会] 小 山 欽 造 [工業所有権審議会] 大 条 正 義
46年	〔懲戒部会〕 中 島 喜 六	〔試験部会〕 岡 部 正 夫 (臨時)	[工業所有権審議会特許分類評議会] 大 野 晋 小 林 正 雄 [工業所有権審議会微生物懇談会] 西 立 人 [工業所有権審議会] 大 条 正 義
47年		〔試験部会〕 田 中 博 次 (S47. 4. 1-S49. 3. 31) 〔試験部会〕 吉 村 悟 (S47. 4. 1-S49. 3. 31)	[工業所有権審議会制度改正部会] 小 山 欽 造 (S47. 7. 26-S48. 3. 19) [工業所有権審議会] 大 条 正 義
48年		〔試験部会〕 長谷川 穆 (S48. 4. 1-S49. 3. 31)	[工業所有権審議会制度改正部会] 岡 部 正 夫 (S48. 8. 15-S50. 3. 19) [工業所有権審議会] 大 条 正 義 [特許分類審議会] 大 野 晋 小 林 正 雄

49年	〔試験部会〕 西 立 人(臨時)	[工業所有権審議会制度改正部会] 小 橋 一 男 (S49. 5. 8-S50. 3.19) [工業所有権審議会] 大 条 正 義
50年	〔試験部会〕 野 間 忠 夫(臨時)	[工業所有権審議会] 岡 部 正 夫 大 条 正 義
51年	〔懲戒部会〕 大 条 正 義 (S51. 1. 1-S52. 12. 31)	[工業所有権審議会] 岡 部 正 夫
53年	〔試験部会〕 野 間 忠 夫(臨時)	[工業所有権審議会] 小 山 欽 造 (S53. 5. 1-S54. 3.19)
54年	〔試験部会〕 安 井 幸 一(臨時) (S54. 1. 1-S54. 12. 31) 〔試験部会〕 大 塚 文 昭(臨時) (S54. 1. 1-S54. 12. 31)	[工業所有権審議会] 西 村 輝 男 (S54. 7. 18-S56. 7. 17) [パリ条約改正等準備委員会] 浅 村 皓
55年	〔試験部会〕 安 井 幸 一(臨時) (S55. 1. 1-S55. 12. 31) 〔試験部会〕 大 塚 文 昭(臨時) (S55. 1. 1-S55. 12. 31)	
56年	〔試験部会〕 松 原 伸 之(臨時) (S55. 1. 1-S55. 12. 31)	[工業所有権審議会] 岡 部 正 夫 (S56. 4. 28-S58. 4. 27) 網 野 誠 (S56. 7. 18-S58. 7. 17)
57年	〔試験部会〕 玉 蟲 久五郎 (S57. 1. 1-S58. 12. 31) 〔試験部会〕 松 原 伸 之(臨時) (S57. 1. 1-S57. 12. 31)	
58年	〔試験部会〕 浅 村 皓(臨時) (S58. 1. 1-S58. 12. 31) 〔試験部会〕 内 田 明(臨時) (S58. 1. 1-S58. 12. 31)	

59年	〔試験部会〕 浅村 皓(臨時) (S59. 1. 1~S59.12.31) 〔試験部会〕 内田 明(臨時) (S59. 1. 1~S59.12.31)	
60年		[工業所有権審議会] 秋沢 政光 (S60. 5.20~S62. 5.19) 岡部 正夫 (S60. 8.15~S62. 8.14)
61年		
62年		[工業所有権審議会] 岡部 正夫 (S62.10.5~H 1.10. 4) [標準仕様研究会] 田中正治(委員) 神原貞昭(専門委員) (S62. 2~S63. 2)
63年	〔試験部会〕 清水 徹男 (S63. 1. 1~H 1.12.31) 〔試験部会〕 田中美登里(臨時) (S63. 1. 1~S63.12.31)	[工業所有権審議会] 長谷川 穆 (S62. 5.30~H 1. 6. 9)
平成1年	〔試験部会〕 清水 徹男 (S63. 1. 1~H 1.12.31) 〔試験部会〕 村松 貞男 (S63. 1. 1~H 1.12.31) 〔試験部会〕 中島 敏(臨時) (S64. 1. 1~H 1.12.31)	
2年	〔試験部会〕 中島 敏(臨時) (H 2. 1. 1~H 2.12.31)	[工業所有権審議会] 神原 貞昭 (H 1. 9.20-H 3. 9.19)
3年		[工業所有権審議会] 神原 貞昭 (H 1. 9.20-H 3. 9.19)
4年		[工業所有権審議会] 大塚 文昭 (H 3.10.11-H 5.10.10)

5年	〔試験部会〕 緒方園子 (H 4. 1. 1~H 5. 12. 31) 村木清司(臨時) (H 5. 1. 1~H 5. 12. 31)	[工業所有権審議会] 浅村 皓 (H 5. 4. 10-H 5. 12. 19) 大塚文昭 (H 3. 10. 11~H 5. 10. 10) 岡部正夫 (H 4. 12. 20~H 5. 12. 19)
6年	〔試験部会〕 鈴木秀雄 (H 6. 1. 13~H 8. 1. 12) 村木清司(臨時) (H 6. 1. 13~H 6. 12. 31)	[工業所有権審議会] 大塚文昭 (H 5. 11. 19-H 7. 11. 18) [分類改正委員会] 大西正悟 (H 5. 11. 19~H 7. 11. 18)
7年	〔弁理士審査会〕 松尾和子 (H 8. 1. 13~H10. 1. 12)	[分類改正委員会] 西岡邦昭 (H 7. 12. 12-H 9. 12. 5) [商品・サービス国際分類改正委員会] 押本泰彦 (H 7. 6. 6~H 9. 6. 5)
9年	〔弁理士審査会〕 松尾和子 (H 9. 1. 13~H10. 1. 12)	[分類改正委員会] 西岡邦昭 (H 7. 12. 12-H 9. 12. 5) [商品・サービス国際分類改正委員会] 押本泰彦 (H 9. 6. 6~H11. 6. 5) [工業所有権審議会] 田中正治 (H 9. 4. 18~H10. 3. 14)
10年	〔弁理士審査会〕 谷 義一(常任) (H10. 1. 13~H12. 1. 12) 星川和男(臨時) (H10. 1. 1~H10. 12. 31)	[商品・サービス国際分類改正委員会] 押本泰彦 (H 9. 6. 6~H11. 6. 5) [工業所有権審議会] 大塚文昭(臨時) (H 9. 12. 15~H11. 12. 14)
11年	〔弁理士審査会〕 谷 義一(常任) (H10. 1. 13~H12. 1. 12) 竹内英人(臨時) (H11. 1. 20~H11. 12. 31) 星川和男(臨時) (H11. 1. 20~H11. 12. 31)	[工業所有権審議会] 大塚文昭 (H 9. 12. 15~H11. 12. 14)
12年	〔弁理士審査会〕 加藤朝道(臨時) (H11. 12. 14~H12. 11. 30) 徳永 博(臨時) (H11. 12. 14~H12. 11. 30)	[工業所有権審議会] 村木清司 (H12. 7. 27~H13. 1. 5)

13年	[工業所有権審議会] 加藤朝道(臨時) (H12. 12. 1~H13. 11. 30) 徳永博任(臨時) (H12. 12. 1~H13. 11. 30) 小池寛治(臨時) (H12. 12. 1~H13. 11. 30) 稲葉良幸(臨時) (H12. 12. 1~H13. 11. 30)	[経済産業省独立行政法人評価委員会] 松田嘉夫 (H13. 1~) [産業構造審議会] 谷義一(臨時) (H13. 4. 27~H14. 4. 26)
14年	[工業所有権審議会] 小池寛治(臨時) (H12. 12. 1~H13. 11. 30) 稲葉良幸(臨時) (H12. 12. 1~H13. 11. 30) 足立泉 (H13. 12. 1~H15. 11. 30)	[経済産業省独立行政法人評価委員会] 松田嘉夫 (H13. 1~) [産業構造審議会] 押本泰彦(臨時) (H14. 4. 27~H15. 4. 26)
15年	[工業所有権審議会] 足立泉 柳田征史	[産業構造審議会] 松尾和子(臨時) (H15. 6~ ) 古関宏(臨時) (H15. 6~H16. 6)
16年	[弁理士試験委員] 柳田征史 松永宣行 高梨範夫	
17年		
18年	[弁理士試験委員] 福田賢三 高原千鶴子 窪田英一郎	[産業構造審議会] 谷義一 神原貞昭
19年	[弁理士試験委員] 阿部和夫 小林純子	
20年	[弁理士試験委員] 舟橋榮子 阿部和夫 小林純子 本多敬子 中村知公 加藤ちあき 岩瀬吉和	[特許性検討委員会] 松任谷優子 清水義憲



21年

[工業所有権審議会]

[特許庁]

舟橋 榮子  
望月 良次  
福田 伸一  
中村 知公  
中山 健一  
小澤 信彦  
萩原 康司

土屋 良弘

(臨時)

(H21. 2. 20~H21. 11. 30)

22年

[工業所有権審議会

[特許庁]

・試験委員]

古 関 宏  
土 屋 良弘  
南 条 雅裕  
橋 本 千賀子

新井 博  
岡戸 昭佳  
小澤 信彦  
神林 恵美子  
杉本 博司  
萩原 康司  
中野 圭二  
中山 健一  
本多 敬子  
望月 良次

23年

[工業所有権審議会委員

・試験委員]

福田 伸一  
大西 正悟  
杉本 博司  
南条 雅裕  
中隈 誠一  
新井 博  
岡戸 昭佳  
中野 圭二  
神林 恵美子  
大場 義則

24年

[工業所有権審議会

臨時委員・試験委員]

穂坂 道子  
原島 典孝  
大西 正悟  
高橋 雅和  
小澤 信彦  
中野 圭二  
中隈 誠一  
塚田 晴美  
大場 義則

# P A 会 会 則

(名称)

第1条 本会はP A会と称する。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦及び福利の増進を図ると共に日本弁理士会の円滑なる活動に寄与し弁理士業務の進歩拡充を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は前条の趣旨に賛同する弁理士であって、入会申し込みが幹事会で承認された会員を以て組織する。

2 幹事会は、幹事会の決定するところにより会員を退会扱いとすることができる。

3 幹事会は、本人の申し出により、又は幹事会の決定するところにより会員を休会扱いとすることができる。

(役員)

第4条 本会には次の役員を置く。

幹 事 長 1名

幹事長代行 1名

副幹事長 若干名

幹事相談役 若干名

幹 事 若干名

2 各役員任期は、定時総会で定めた日より1年とする。

3 幹事長は本会を代表する。

4 幹事長代行若しくは副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長欠けたるとき又は幹事長事故あるときは幹事長の職務を代行する。

(総会)

第5条 定時総会は年1回行う。

2 臨時総会は幹事会において必要と認めたとときに行う。

3 幹事長は総会を招集し、議長となる。

4 総会における議事は、出席会員の過半数を以て決する。但し、可否同数のときは議長がこれを決する。

5 総会においては次の事項を議決する。

一 会則の改正及び会則に基づく規約の制定若しくは改廃に関する事項

二 役員を選任に関する事項

三 幹事会において総会に付議する必要を認めた事項

(幹事会)

第6条 幹事会は第4条の役員を以て組織する。幹事会は本会の運営に当たる。

(部会、委員会)

第7条 本会は総会の決議又は幹事会の決定に基づいて部会又は委員会を設けることができる。

(相談役)

第8条 本会に相談役を置く。

2 相談役は幹事会が選任する。

3 相談役は会務の運営その他重要な事項について幹事会の諮問に応じる。

(協賛会員)

第9条 幹事会は、会員が推薦する会員以外の者を幹事会の決定するところにより協賛会員と認定することができる。

2 協賛会員は、本会の行事中幹事会が決定する行事に幹事会の決定するところにより参加することができる。

3 幹事会は、協賛会員の認定を幹事会の決定するところにより取り消すことができる。

(会計)

第10条 本会の会計年度は2月1日に始まり翌年1月31日に終わる。

2 本会の経費は会員の寄付金を以てこれに充てる。

3 本会の資産は幹事会が管理する。

平成4年3月6日制定

平成14年3月23日改正

平成16年1月9日改正

(附則) この会則の一部改正は、平成16年4月1日から施行する。

第1条 平成16年度の役員任期は平成16年4月1日に始まり平成17年1月31日に終わる。

第2条 平成16年度の会計年度は平成16年4月1日に始まり平成17年1月31日に終わる。

---

## PA会慶弔規定

PA会員等についての慶事及び弔事に関しては原則として以下により祝意又は弔意を表す。

1. 慶事に関する祝意は下記の方法によって表す。

(1) 会員が叙勲を受け、褒章を受章し又はその他の表彰を受賞したときは、幹事長より祝詞を送る。会員の婚姻等の慶事についても同様とする。

(2) 春の叙勲者、褒章受章者、その他の表彰受賞者には、受章祝賀会又はこれに代わる催しに招待し、祝意を表す。会員の白寿、米寿の慶事についても同様とする。

(3) 春、秋の叙勲者、褒章受章者、その他の表彰受賞者には、忘年会又は新年会を兼ねた祝賀会に招待し、祝意を表す。

(4) 会員以外の弁理士が叙勲を受け又は褒章を受章したときは、幹事長より祝詞を送る。

2. 弔事に関する弔意は下記の方法によって表す。

(1) 下記の者が死亡したときは弔電による。

会員

PA会に貢献した会員の近親

会員以外の日本弁理士会（弁理士会を含む。以下同様）の正副会長、理事、常議員会議長又は監事長の経験者並びにその他日本弁理士会に貢献した弁理士

(2) 下記の者が死亡したときは、弔電の他、花輪、生花又は香典を供する。

本会幹事長経験者

会員であって日本弁理士会の正副会長、理事、常議員会議長又は監事長の経験者並びにその他日本弁理士会に貢献した弁理士

PA会に貢献した会員

PA会に特に貢献した会員の近親

付記 日本弁理士会に貢献した会員、PA会に貢献した会員又はPA会に特に貢献した会員の近親への弔意並びに花輪、生花、香典の額は、PA会との関係、経歴等を考慮して幹事会が決定する。

平成4年3月6日制定

平成14年3月23日改正

## PA会入会申込および住所等変更届

- 1) PA会ではより多くの方々に入会して戴くべく、広く門戸を開放しておりますので、お知合いの方で未加入の方がありましたら、是非ともPA会への入会をお勧め下さい。

入会を希望される方がおられるときには、その旨をPA会幹事長または幹事（PA会名簿を参照下さい）までご連絡下さい。

幹事長または幹事は、入会希望者および紹介者を庶務幹事に連絡します。それを受けて、庶務幹事は、PA会入会申込書を紹介者または入会希望者に送付します。PA会入会申込書は、次頁の様式で必要事項を記入して戴くようにしておりますので、これをコピーしてご記入戴いても構いません。申込書に所定事項を記入の上、幹事長あてに申込書をお送り下さい（入会申込書の「紹介者」の欄については、紹介者があればご記入下さい）。

- 2) 幹事長は、幹事会に入会の承認、異議を諮り、異議がなければ、入会を承認したものとして、庶務幹事より新入会員へ、会員名簿、幹事会の構成メンバーの紹介、アンケート用紙等を送付します。

会員の連絡先住所、事務所名、電話番号、FAX番号、メールアドレスなどの変更・追加につきましては、以降のPA会からの案内、会員名簿や会員連絡網などの整備の万全を期すべく、なるべく早目に幹事長にご連絡下さい。便宜のために次頁の様式をコピーしてご記入戴くか、あるいは変更事項のみをご連絡戴いても結構です。

- 3) PA会への入会申込および住所等変更届は、下記URLのPA会ホームページから行うこともできます。

<http://www.pa-kai.net/>

更新：2012年9月

# PA会入会申込書

平成 年 月 日

フリガナ					生年月日
氏名					19 年 月 日
登録番号			紹介者		
専攻	法律・機械・電気・電子・化学・物理・金属・その他( )				
専門分野	ソフトウェア・バイオ・				
連絡先住所事務所名(会社名)	〒 -				
	Tel		Fax		E-mail
自宅	Tel		Fax		
入会希望作業部会	第1希望		第2希望		
入会希望同好会	ゴルフ・麻雀・テニス・スキー・ボウリング・囲碁・アウトドア・野球				
趣味					
弁理士会希望委員会	第1希望		第2希望		

# PA会住所等変更届

平成 年 月 日

フリガナ					
氏名					
登録番号					
変更の内容	氏名				
	事務所名(会社名)				
	住所	〒 -			
		Tel		Fax	
	自宅	Tel		Fax	
その他					



# 編 集 後 記

渡 邊 伸 一

会報誌「PA」第31号が、ようやく発行に至りました。今年は例年より、いくらか早めに部会の活動を開始し、会報の製作スケジュールにも当初は余裕をもたせていたはずだったのですが、選挙期間の前倒し等、中盤いくつかが想定外の事態が発生し、結果的には非常にタイトなスケジュールで執筆者の方々に原稿を依頼しなくてはならなくなりました。お盆前の忙しい最中、依頼日から締切りまで非常に短い期間しか無かったにもかかわらず、執筆を引き受けて下さった皆様には、心より感謝しております。重ね重ねお礼申し上げます。

今号の表紙・裏表紙の写真は、それぞれ高尾山の桜と富士山の夜明けの風景を写したものです。どちらもアウトドア同好会の山登りに参加された金井淳一先生が撮影されました。つまり、本号は会報部会とアウトドア同好会のコラボレーションの賜物とも言えるものであります。アウトドア同好会の活動の様子は、本誌の50～51頁に報告されておりますので、そちらもぜひご一読下さい。

今年の特集としては座談会記事を企画し、比較的最近に登録された6名の会員の方々にご参加いただきました。ご多忙中ご出席いただいた皆様、ありがとうございます。正直なところ、あまり深くは考えずに企画しましたが、当日の座談会ではこちらの想定以上に広く深い議論が活発になされ、企画して本当に良かったと思えました。座談会の熱気に満ちた雰囲気十分に伝わっていただければ良いのですが、もしそれが十分でなければ、すべてわれわれ編集部の方力不足に帰されるものです。

しかしこの座談会記事の製作は、これまた想像以上に大変なものでした。中でも辛かったのは、タイトなスケジュールの中でのテープ起こし作業で、これには録音の何倍もの時間と、細かな注意力、根気が要求されました。作業後、篠田先生の小さな手書き文字がぎっしりと書き込まれたテープ起こし原稿を拝見したときには、本当に泣けてきました。お疲れ様でした。無事に完成して良かったです。

最後になりますが、遅れがちなスケジュールの中、忍耐強く会報の発行に向けて尽力して下さった株式会社マスターリンクの吉川隆治さん、その他ご協力下さったすべての皆様に深くお礼申し上げます。

## PA 第31号

平成24年10月4日発行

発行者 PA会幹事長 本多 敬子

編集 PA会幹事会会報部会

印刷・製本 株式会社マスターリンク

**PA**

